

計画終期における福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の取組状況

資料2

1 防災の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
<b>(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化</b>						
<b>①情報連絡体制</b>						
<b>1-1-1-1 災害対策本部等</b>						
1	大規模災害が発生した場合は、必要に応じて災害対策本部を設置し、市町村や防災関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策及び復旧に関し連絡調整に当たります。	・今後も必要に応じ速やかに災害対策本部等を設置し、市町村や防災関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策及び復旧に関する連絡調整を行う。また、台風の接近時等においては、庁内防災連絡員会議・各市町村防災担当者会議（テレビ会議）を開催し、情報共有を図るとともに、防災に関する注意喚起を行う。	・令和元年東日本台風の検証結果を踏まえ、災害対策本部の組織見直しを行った。 ・令和3年2月に発生した福島県沖地震においては、災害対策本部を設置し、災害応急対策及び被災者の生活再建支援に取り組んだ。 また、本県への台風接近に備え、福島地方気象台と連携して、報道機関や庁内防災連絡員、市町村防災担当者向けの説明会を開催し、情報共有を図るとともに防災体制に関する注意喚起を行った。（令和2年度開催実績1回）	・令和元年東日本台風の検証結果を踏まえて、災害対策本部の組織見直しを行った。新しい体制でより効率的に災害対応を行うため、継続的に訓練等を実施する必要がある。 ・大規模災害の発生又は災害発生のおそれがある事象に対し、適切な対応・体制を取った。	危機 管理部	災害対 策課
<b>1-1-1-2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における県対策本部</b>						
2	大規模テロ等が発生した場合は、国民保護法に基づき対策本部等を設置し、国や市町村、関係機関と連携して避難や救援の措置を講じます。	・大規模テロを想定した図上訓練を国、関係市町村、消防、警察等の防災関係機関と実施し、テロ事案発生時の初動対処能力向上及び相互連携強化を図る。	・大規模テロを想定した図上訓練の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	・大規模テロを想定した図上訓練の実施を計画。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、会議等を通して関係機関との連携強化等に努めることができた。	危機 管理部	危機管 理課
<b>1-1-1-3 火山防災協議会</b>						
3	吾妻山、安達太良山、磐梯山の山ごとに火山防災協議会を設置しており、県、市町村、気象台、火山専門家及び防災関係機関が一体となって、活火山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する検討を行います。	・警戒避難体制の充実・強化に向けて、引き続き火山防災協議会や火山防災対策検討ワーキンググループにおいて協議・検討を重ねるとともに、関係機関による火山防災合同訓練（図上演習）や火山防災啓発などの火山防災対策に取り組む。	・3山合同の火山防災協議会を书面開催（令和3年1月27日）し、県及び市町村の地域防災計画を修正することで、火山防災対策の強化を図った。 ・また3山合同で、火山防災基礎研修を開催（令和2年8月27日）し、火山専門家からの講話や火山防災対応ワークショップの実施など、担当職員の火山防災に対する知識の習熟を図った。	新型コロナウイルス感染症の影響で火山防災訓練は実施できなかったが、感染対策を踏まえた形式で、協議会の開催及び基礎研修の実施はできた。成果として、関係機関との連携強化等に努めることができた。	危機 管理部	災害対 策課
<b>1-1-1-4 水災害対策協議会</b>						
4	県内8方部に水災害対策協議会を組織し、水災害についての意見や情報を交換し、共有しながら、洪水氾濫、土砂災害等に対する地域住民の防災意識の向上と水災害対策の推進を図ります。	・県内8方部で水災害対策協議会を開催し、平成29年12月に策定した取組方針のフォローアップとして、令和2年度の取組状況、令和3年度の取組予定について確認及び情報共有を図るとともに、引き続き、減災に係るハード・ソフト対策の取組を推進する。	・県内8方部で水災害対策協議会を開催し、平成29年12月に策定した取組方針のフォローアップとして、令和元年度の取組状況、令和2年度の取組予定について確認及び情報共有を図った。 台風時期前にも、臨時で協議会を開催し、課題の共有を行った。	水災害対策協議会を開催し、令和元年度の取組状況、令和2年度の取組予定について、確認及び情報共有することで、方部毎の治水対策や住民避難等の課題を共有し、連携した取り組みを実施することができた。また、令和元年東日本台風や近年頻発化・激甚化する水災害への対応として取り組む「福島県緊急水災害対策プロジェクト」や流域治水について情報共有を図ることができた。	土木 部	河川計 画課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-1-1-5 阿武隈川上流洪水情報・水防連絡会、阿賀川水防連絡会						
5	関係機関連携による連絡会に参画して、河川の危険情報等の情報交換を行うほか、災害時連絡体制を確認し、円滑な対応に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿武隈川洪水予報・水防連絡会総会（書面開催 5月）及び阿賀川水防連絡会総会（書面開催 4月16日）に参画し、関係機関と河川の危険情報を共有した。今後も各水防連絡会（幹事会）などを通じて、水害リスク情報の共有を図りたい。</li> <li>また、4月26日に湯川、5月15日に鮫川の沿川自治体や国と協同で洪水対応演習を行い、出水時の情報伝達体制や伝達文書の作成について確認を行い、出水時の体制構築に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿武隈川洪水予報・水防連絡会総会（5月に書面開催）及び阿賀川水防連絡会総会（4月に書面開催）に参画し、関係機関と河川の危険情報を共有した。今後も各水防連絡会（幹事会）などを通じて、水害リスク情報の共有を図りたい。また、5月15日に阿武隈川の沿川自治体や国と協同で洪水対応演習を行い、出水時の情報伝達体制や伝達文書の作成について確認を行い、出水時の体制構築に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と情報共有や協同での演習を行い、実際の出水期における情報伝達が円滑に行えた。</li> </ul>	土木部	河川整備課
1-1-1-6 住民への情報提供						
6	災害発生時における市町村の被災状況、避難状況、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページに掲載し、気象警報発令時には公式ツイッターにツイートするなど情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度も、気象警報の発表時等において市町村の被災状況、住民避難に関する情報、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを県ホームページ等で情報発信を行う。</li> <li>災害関連情報を県民にわかりやすく発信するため、県防災専門ツイッターを開設し、災害関連情報はもちろんのこと、平時から防災に関する情報を発信し、自助・共助の促進に向けた周知啓発に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たに福島県防災ツイッターを開設（令和2年6月）し、平常時から防災関連情報や気象情報等の情報発信を行った（令和3年7月30日時点ツイート数：2,461ツイート、フォロワー数：3,194フォロワー）。</li> <li>気象情報が発表された場合などにおいて、在留外国人対策として引き続き英語でのツイートを実施した。</li> <li>令和3年福島県沖地震において、市町村の被災状況、住民避難に関する情報、道路の通行規制や公共交通機関の運休情報などを取りまとめ、県ホームページ及び福島県防災ツイッターで情報を発信した。</li> </ul>	新たに福島県防災ツイッターを設け、平常時から防災情報を発信するなど、情報発信体制を強化できたことにより、自助共助の取組促進に向けた周知啓発に取り組んだ。	危機管理部	災害対策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に迅速に情報発信するとともに、県民への周知・広報を継続的に行っていく。</li> </ul>	すべての防災情報を一元的に管理した防災専用WEBサイトの更新等を行うことで、防災情報提供の利便性向上に努めることができた。			
1-1-1-7 土砂災害に関する情報提供						
7	土砂災害危険箇所の公表や土砂災害警戒区域等の指定のほか、土砂災害発生の危険性が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の促進及びその判断の参考となるよう、福島地方気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表するなど迅速な情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のある避難行動を支援するため、住民が日頃から土砂災害の危険性を認識できるよう、現地に土砂災害警戒区域等を示した標識の設置を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等を示した現地標識を196箇所に設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域等の指定により、土砂災害のおそれのある箇所を周知することができ、住民の警戒避難を支援することができた。</li> <li>土砂災害警戒情報を発表し、土砂災害の危険性が高まったことを適時的確に県民や市町村へ知らせることができた。</li> </ul>	土木部	砂防課
1-1-1-8 山地災害に関する情報提供						
8	山地災害危険地区について、県ホームページの充実を図るなど、情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>山地災害危険地区に新たに指定された箇所の追加・更新を随時行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の森林GIS（森まっぷ）に最新の山地災害危険地区の情報を掲載した。</li> <li>※森林GISとは県内の森林・林業に関する地理情報をWebブラウザ上で提供するサイト。森林資源情報（樹種や樹齢）保安林の位置をインターネットで提供している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の森林GIS（森まっぷ）における山地災害危険地区の情報について、随時更新を行ったことにより地域住民に周知が図られた。引き続き、最新の情報提供に努めていく。</li> </ul>	農林水産部	森林保全課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
②応援協定						
1-1-2-1 広域相互応援協定						
9	北海道、東北8道県相互応援協定、及び5県相互応援協定（福島、茨城、群馬、栃木、新潟）のほか、全国都道府県における災害時等の広域応援協定を締結しています。さらに、国土交通省所管公共施設においては、東北地方及び北陸地方の各関係機関（地方整備局、県、政令指定都市、高速道路（株））が、それぞれ災害時の相互応援に関する申し合わせを締結しています。日ごろから初動対応の確認を行い、万一の事態に備えます。	・8道県及び5県の連絡会議において、各道県の取組みについて情報交換等を行うとともに、大規模災害の発生時には、協定に基づく広域応援対応を行う。	・相互応援協定を締結する北海道・東北8道県において例年開催している連携会議は新型コロナウイルス感染症のため、書面開催とした。 ・令和3年福島県沖地震においては、8道県相互応援協定に基づき、新潟県より2名の職員が派遣され、地震被害の情報収集及びブロック内他県との情報共有を行った。	・連絡会議の開催等により災害時の応援体制（連絡体制）づくりを行っており、災害発生時（令和3年福島県沖地震）においても応援職員の派遣や情報共有等の協力を行う事ができた。	危機 管理部	災害対 策課
1-1-2-2 民間企業、関係団体等との応援協定						
10	東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。	・協定締結先と協定に基づき事業展開を図っていく。	・行政情報の発信、観光・県産品の振興、子ども・青少年育成、高齢・障がい者支援及び災害対策など、広範かつ緊密な相互連携と協働を推進し、県民サービスの向上、地域の活性化、東日本大震災からの復興や風評払拭・風化防止等のため、民間企業等との包括連携協定に基づく取組を推進した。	包括連携協定に基づく様々な取組により、県民サービスの向上、地域の活性化、復興や風評払拭・風化防止等が図られた。	企画 調整部	企画調 整課
		・令和2年度は、日時は未定であるものの、（第21回）福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を開催予定であり、引き続き、公益社団法人福島県歯科医師会との連携を図る。	令和2年度は、令和2年11月29日に公益社団法人福島県歯科医師会との合同で福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施しなかった。	・県警察と公益社団法人福島県歯科医師会は、平成7年に大規模事故・事件、災害発生時において、多数死体の身元確認又は鑑定の必要性が生じた場合に協力を要請することができる旨の覚書を締結した。 同覚書に基づき、平成11年から合同で福島県歯科医師会警察歯科医部会研修会を実施、大規模災害に伴う多数死体の検視を想定し、歯牙所見の確認、デンタルチャートの作成、照合作業等の身元確認訓練をしていた。 ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施しなかったが、今後も同研修会を継続開催する予定としていることから、大規模事故・事件、災害発生時における相互連携により被災者支援に努める。	警察 本部	鑑識課
		・大規模災害の発生に備え、既存協定締結先事業所及び関係機関等との情報交換や緊急連絡先の確認等を実施し、さらなる連携強化を図る。	・県警察では、大規模災害の発生に備え、新たに福島県遊技業協同組合連合会と災害時における支援協力に関する協定を締結したほか、協定締結先と連絡体制の確認作業を実施するなどした。 ・警察署において、大規模災害に伴う庁舎の損壊等に備え、自治体や民間事業者と代替施設に関する協定を締結した。	・県遊技業協同組合連合会との新たな協定の締結により、県遊連加盟店舗施設の駐車場等を部隊の集結場所として使用可能となったことから、円滑な部隊集結による迅速な災害対応が期待できるほか、既存の協定締結先との連絡体制の確認作業等を通じて、相互の連携強化が図れた。 ・協定の締結により、警察署が使用不可となった場合でも、間隙を生じさせることなく、災害対応を継続できることが期待できる。	警察 本部	災害対 策課

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
10	東日本大震災等の経験を踏まえ、食料、飲料水、生活物資等を取り扱う民間企業等や、輸送、通信・報道、廃棄物、公共施設の応急対策等に係る民間企業、建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、既存協定の見直しを行い、大規模災害発生時に迅速な被災者の生活支援や公共施設の応急対策に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害が発生した際は、協定に基づき市町村及び一部事務組合が行う災害廃棄物やし尿等のが円滑に行われるよう支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき、業界団体により次の災害廃棄物処理支援が行われた。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年東日本台風                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(一社) 県産業資源循環協会が支援 (17市町村)</li> <li>(一社) 県解体工事業協会が支援 (1町)</li> </ul> </li> <li>○令和3年2月13日福島県沖地震                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(一社) 県産業資源循環協会が支援 (9市町村)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>新たな協定締結等はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定に基づき県が必要な調整等を行った結果、業界団体による市町村への災害廃棄物処理支援が適切に行われた。</li> <li>今後は、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、現在の民間による協力体制に加え、市町村間の相互応援等の取組を強化する必要がある。</li> </ul>	生活環境部	一般廃棄物課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き関係団体等との協力体制構築に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福祉避難所への福祉・介護人材の派遣に関する協定」を締結している福島県社会福祉事業団、「福祉避難所における福祉機器等の調達に関する協定」を締結している福島県福祉機器協会と最新の緊急連絡先等を共有し、災害時に備えて連携体制の再確認を図った。</li> <li>令和2年度新たな協定締結なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結先との連絡体制の確認作業を通じて相互の連携強化が図れた。</li> </ul>	保健福祉部	保健福祉総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法人・施設等に通知を出し、協定締結数の増加を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度新たな協定締結なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県域を越えた災害派遣福祉チームの受入調整の検討など他県との協力体制の構築が求められている。</li> </ul>	保健福祉部	社会福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県水道危機管理マニュアルにおける水道事業者等との連絡体制を必要に応じて更新し、連絡体制の確保を行うとともに、災害等の危機発生時にはマニュアルに基づく連携を図り、迅速に飲料水を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県水道危機管理マニュアルに定める水道事業者等との連絡体制を更新して、関係者へ周知し連絡体制を確保した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行うことができた。</li> <li>これにより災害等の危機発生時には、マニュアルに基づいた関係機関との連携により、迅速な飲料水の確保が可能となった。</li> <li>引き続き連絡体制の確保を行うとともに、災害等の危機発生時にはマニュアルに基づく連携を図り、迅速に安全な飲料水の確保に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	保健福祉部	食品生活衛生課
		災害の発生により施設等が被災した場合、協定に基づき応急対策を実施する。	令和2年3月25日に一般社団法人福島県土地改良建設協会と締結した「災害時における応急対策業務の支援に関する協定」の協定対象施設について、位置、施設の状態、応急対策が必要となった時の連絡体制などについて確認を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、台風等により県有施設が被災した際の、応急対策について、左記協会と打合せを重ね迅速に対応できる体制づくりを進めた。</li> </ul>	農林水産部	農村基盤整備課
		現時点で予定なし。	令和2年度取り組みなし	空港の応急対策等に係る建設関連各種団体等との新たな災害時応援協定の締結や、必要に応じ既存協定の見直しを検討する。	土木部	空港施設室
		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の際に弾力的に対応できるよう、各業界の企業等との連携を検討し、必要に応じて協定締結や、既存協定の見直しをするなど、防災体制の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における応援協定を新たに11件締結した。サッポロホールディングス(株)(物資支援)、福島県自動車販売店協会(停電時の給電車による支援)、停電対応(東北電力(株)福島支店、東北電力ネットワーク(株)福島支店)、避難所運営支援(ALSK福島(株))ほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体と災害時応援協定を締結し、災害時における迅速な復旧や被災者支援体制を構築することができたことにより防災体制の強化を図れた。</li> </ul>	危機管理部	災害対策課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
<b>1-1-2-3 災害時医療の関係機関連携</b>						
11	一般社団法人福島県医師会等の医療関係団体との災害時の医療救護に関する協定を締結するほか、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関等で構成する災害医療対策協議会を設置しています。災害発生時の医療救護に関して迅速な対応が取れるよう、関係機関との連携強化を図ります。	・災害医療対策協議会において、災害時の医療マニュアルを策定し、より効果的な医療救護の提供を模索していく。	・「福島県災害医療救急マニュアル（平成21年3月最終改訂）」の見直しを行うため、令和元年度よりマニュアル検討部会の立ち上げ、新計画の素案作成を進めてきた。令和2年度において福島県災害医療対策協議会を书面開催し、素案が全会一致で承認となり、令和3年3月に「福島県災害医療行動計画」が策定となった。	・「福島県災害医療救急マニュアル（平成21年3月最終改訂）」を全部改訂し、「福島県災害医療行動計画（令和3年3月）」を策定することで、これまでの手順としてのマニュアルの要素に加え、災害時における想定外の事態に対応するための災害医療の考え方（CSCATTT）を取り入れることで近年の突発的な大規模災害に備えた行動計画を策定することができた。	保健福祉部	地域医療課
<b>③被災地への支援体制</b>						
<b>1-1-3-1 災害ボランティアセンター</b>						
12	県域災害ボランティアセンターと現地災害ボランティアセンターの連携強化はもとより、広域災害における現地災害ボランティアセンター（市町村）相互の連携強化を図ります。	・災害ボランティアセンター運営講座を開催し、災害時の情報発信や課題解決方法について学ぶ機会とする。また、多様なニーズに応えるため、協働型で行う支援の在り方を検討していく。	・災害ボランティア運営講座を開催し、協働型災害ボランティアセンターの設置・運営する意義について考える機会を設けた。	・講座を開催し、事例を通して災害ボランティアの役割や日常的な住民のつながりの大切さについて学ぶ機会を設けることができた。 ・平時から市町村社協をはじめ、地域のボランティアや団体といった多様な組織と顔の見える関係を構築するとともに、防災につながる住民同士の身近な支え合いを進めていく必要がある。	保健福祉部	社会福祉課
		・ボランティア活動が災害時において効果的に発揮できる方法等について、福島県災害ボランティア連絡協議会を開催し、県社会福祉協議会などの関係機関との連携を図り、体制の見直しや情報共有を図る。	・県災害対策本部のリエゾンスペースに入った全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）を通じて、ボランティア活動の調整及び関係機関との情報の共有を行った。	NPO法人を含む支援関係団体との連携等により、円滑なボランティア活動を支援できた。 ・令和元年東日本台風の対応等を踏まえて、県社会福祉協議会や県担当課（社会福祉課・災害対策課）等により体制の見直しに係る打合せを実施した。なお、令和3年度も継続して調整を図る。	危機管理部	災害対策課
<b>1-1-3-2 被災市町村への職員派遣</b>						
13	大規模自然災害発生時における公共施設の応急復旧については、被災市町村からの要請に基づき、直ちに支援職員を派遣します。	・要請に基づき対応する。	・要請なし。	・令和2年度において、要請がないため派遣実績がないが、今後要請があった際に、速やかに対応できるよう引き続き支援体制を確保する。	土木部	土木企画課
<b>1-1-3-3 雪害予防及び雪害応急対策</b>						
14	異常降雪時において、国、市町村のほか、交通、通信電力等のライフライン事業者等の関係機関による連携の下、道路交通の確保や情報収集を行うなど、雪害予防及び雪害応急対策等に努めます。	・降雪前に豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催する予定。	・降雪前に豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会を開催した。（書面開催）	・降雪前に寒候期予報や災害情報の発信、豪雪対策の取組について、関係機関や市町村雪対策担当課と情報の共有が図られた。	企画調整部	地域振興課
		・今年度も引き続き降雪期前に「冬期道路交通円滑化連絡協議会」を実施し、冬期道路交通の円滑化を図る。	・国、市町村、NEXCO等の道路管理者に加え、警察・消防、インフラ関係企業、交通公共機関等を構成員とした「冬期道路交通円滑化連絡協議会」を降雪期前に開催し、降雪時の連絡体制の確認等を行い冬期道路交通の円滑化を図った。	・大雪時の関係機関のタイムラインを確認し、冬期の道路交通の円滑化を図った。 引き続き、関係機関と連携を図り、体制の確保に努める。 ・大雪時の道路交通確保対策中間取りまとめが令和3年3月に改定され、除雪能力を超える降雪に対しては、高速道路とそれに並行する国道を同時通行止めにするとなったことから、同時通行止め時における除雪体制が課題となる。	土木部	道路管理課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
14	異常降雪時において、国、市町村のほか、交通、通信電力等のライフライン事業者等の関係機関による連携の下、道路交通の確保や情報収集を行うなど、雪害予防及び雪害応急対策等に努めます。	・福島県豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会等に参加し、情報交換を行うとともに、豪雪による立ち往生等が発生した場合、道路管理者の要請により、県防災専門ツイッター等による情報発信や応急対応を行う。	・降雪期の災害を未然に防ぐため、ラジオで雪害及び雪下ろし事故防止等の注意喚起を行った。 ・福島県豪雪地域対策連絡協議会・市町村雪対策担当課長意見交換会（令和2年11月18日）に参加し、関係機関と情報共有を行った。	・雪害対策に係る関係機関との情報共有や県防災ツイッター等による情報発信や応急対応が図れた。	危機管理部	災害対策課
1-1-3-4 緊急消防援助隊						
15	大規模な災害が発生し、県内消防本部による相互応援では対応できない場合、他都道府県の消防隊員で構成される緊急消防援助隊の応援を迅速かつ的確に受けられるよう、消防庁及び他都道府県との連携強化を図ります。	・10月3日に宮城県大崎市において実施された緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練に参加。	・避難指示区域内における大規模火災対応訓練については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を縮小し、他都道府県の緊急消防援助隊の参加を見送り、県内の消防本部及び関係機関の参加により、10月9日に実施した。 ・10月3日に宮城県大崎市において、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練を実施した。	・県内消防本部の広域応援に係る連携強化を図ることができた。 ・近年、多様化、大規模化している災害への対応能力向上のため、今後も、実践的な消防訓練の実施により、関係機関の連携強化を図っていく必要がある。	危機管理部	消防保安課
1-1-3-5 住民避難における市町村との連携						
16	自然災害時における円滑な避難を可能にするため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ、津波ハザードマップの早期完成が図られるよう市町村に対し技術的助言等を行うとともに、その利活用が図られるよう住民の理解度を深める取組等を支援します。また、市町村長が避難勧告等の発令の目安となる、河川の避難判断水位の設定や土砂災害のおそれがある区域の情報を提供し、避難体制整備の支援を行います。	・法指定河川全29河川のうち、残り14河川の見直しを完了させる予定。 ・新たに水位周知河川に指定する河川のうち、残り6河川の指定を完了させる予定。	・法指定河川全29河川の避難判断水位等の見直しを進めており、今年度は5河川見直しを完了させ、累計20河川完了している。 ・新たに水位周知河川に指定する全34河川の避難判断水位等の設定を進めており、今年度は5河川完了させ、累計8河川完了している。	・概ね計画どおり完了している。 残る河川についても順次進めていく。	土木部	河川整備課
		・引き続き、市町村のハザードマップ作成を支援するため、基盤図データを作成し、市町村へ提供する。 ・引き続き、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の公表、土砂災害特別警戒区域等の指定を行い、市町村が避難体制を構築する際に必要な情報や避難判断の基礎となる情報を提供する。 ・引き続き、土砂災害特別警戒区域等の指定に関する説明会を実施する際に、参加した住民に対して、土砂災害の危険性や、早期避難に関する理解度を向上させる取組を行う。	・土砂災害警戒区域等を847箇所指定した。 ・また、土砂災害の危険が高まったことを知らせる土砂災害警戒情報を福島地方気象台と共同で24回（延べ44市町村）発表した。	・土砂災害警戒区域等の指定により、土砂災害のおそれのある箇所を周知することができ、住民の警戒避難を支援することができた。 ・土砂災害警戒情報を発表し、土砂災害の危険性が高まったことを適時的確に県民や市町村へ知らせることができた。 ・引き続き住民への土砂災害の危険性や早期避難に関する理解度を向上させる取組を行う。	土木部	砂防課
		・令和元年東日本台風に係る災害対応の検証を踏まえ、ハザードマップで自宅周辺の災害リスクを確認し、避難先や避難のタイミング等について日頃から計画する「マイ避難」の取組を呼び掛け、住民の迅速かつ的確な避難行動に向けた「自助・共助・公助」の推進を図る。	・令和元年東日本台風に係る検証結果を踏まえ「マイ避難」の取組を呼びかける住民の迅速かつ的確な避難行動に向けた自助・共助の啓発、情報発信が図れた。 ・令和3年度に改正予定の災害対策基本法において、避難勧告等が新たな避難情報に改められることから、市町村に対して改定内容の周知や、新たな避難情報等に関するポスター・チラシの配布希望調査を行うなど、制度の浸透促進を図った。 ・気象台と連携し開催を予定していた気象防災ワークショップは、新型コロナウイルス感染症の影響で見送りとなった。	新たな避難情報の積極的な周知や「マイ避難」取組により市町村職員や住民における理解度の向上を図ることができた。	危機管理部	災害対策課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-1-3-6 広域避難の支援						
17	市町村間を越える避難を行う場合には、要請により受け入れ先の市町村と調整を図るとともに、県外への避難が必要な場合は、災害時応援協定による協定道県への要請のほか、全都道府県にも要請することにより、受け入れ先の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 道県及び 5 県の連絡会議において、各道県の取組みについて情報交換等を行うとともに、大規模災害の発生時には、協定に基づく広域応援対応を行う。</li> <li>・ 令和元年東日本台風に係る災害対応の検証を踏まえ、市町村における最低限の受援体制の整備など、受援体制の充実・強化に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に広域避難の調整をスムーズに行うため、相互応援協定を締結する北海道・東北 8 道県において例年開催している連携会議等を通して、各道県の連携強化を図った。</li> <li>・ 県内市町村（59市町村）を訪問し、受援体制の整備について市町村へ助言を行った。</li> </ul>	令和 2 年度末に国により示された「避難情報に関するガイドライン（素案）」の中で広域避難について言及されており、適時情報収集や他都道府県との情報共有等を図っていく必要がある。 ・ 受援計画未策定の市町村が多いことから、引き続き市町村受援計画の策定支援を行う必要がある。	危機管理部	災害対策課
1-1-3-7 被災建築物応急危険度判定士による支援						
18	大規模地震時には、市町村の要請により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる建物の倒壊等の危険性を判定することにより、生命に関わる二次被害の防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請があった場合には、福島県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年福島県沖地震により、2 市町から要請があり 1 6 人の被災建築物応急危険度判定士を派遣した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町による被災建築物応急危険度判定実施本部の立ち上げを支援するとともに、判定士を遅滞なく派遣し判定活動を実施した。</li> <li>・ 要請に応じて、県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき対応するためにも判定士数の目標達成を支援していく。</li> </ul>	土木部	建築指導課
1-1-3-8 被災宅地危険度判定士による支援						
19	地震・大雨等の大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、市町村の要請により被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の軽減、防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模かつ広範囲に被災した場合の市町村からの要請に対応するため、以下のとおり人材育成を行う。</li> <li>・ 福島県内で、被災宅地危険度判定士養成講習会を開催予定(令和 3 年 1 月～ 2 月)（郡山市を想定）。1 0 0 名程度の受講者を想定。登録者総数が減少しないよう積極的な受講を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模かつ広範囲に被災した場合の市町村からの要請に対応するため、福島市(令和 3 年 3 月 4 日)において、被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、人材育成を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から翌年度に延期した。</li> <li>・ 令和 2 年度の福島県被災宅地危険度判定士の登録者は 2 0 名（技術士等の資格を保有する等して更新時に講習会受講が免除される者）。（5 年更新、令和 3 年 4 月 1 日時点での登録者総数 5 7 2 名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から講習会を開催できず、資格を更新できない者が生じたことや新規登録者の確保ができなかったことは、今後の課題となる。</li> <li>・ 状況によっては、動画配信による受講等も検討する必要があるものとする。</li> </ul>	土木部	都市計画課、まちづくり推進課
1-1-3-9 上水道施設の被災時支援体制						
20	災害時における応急復旧及び飲料水の確保のために、市町村及び関係団体との連携の下、広域的な応援活動の連絡・調整に向けた体制の強化に努めます。また、市町村が行う飲料水の応急確保対策に対する衛生指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行う。災害等の危機発生時には、マニュアルに基づいた関係機関との連携により、迅速な飲料水の確保を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島県飲料水健康危機管理対策要領に基づき、水道事業者等との連絡体制を定めた福島県水道危機管理マニュアルの更新を行うとともに、関係者へ周知し、連絡体制の確保を行うことができた。これにより災害等の危機発生時には、マニュアルに基づいた関係機関との連携により、迅速な飲料水の確保が可能となった。</li> <li>・ 引き続き連絡体制の確保を行うとともに、災害等の危機発生時にはマニュアルに基づく連携を図り、迅速に安全な飲料水の確保に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	保健福祉部	食品生活衛生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-1-3-10 下水道施設の被災時支援体制						
21	大規模な災害発生時の下水道災害に関しては、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき、国や県、市町村と連携・協力し、被災地の支援体制の強化を図ります。	・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員で情報伝達訓練（簡易）を実施。北海道・東北ブロック災害時支援連絡会議（書面開催）を実施。	・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議構成員で情報伝達訓練（簡易）を実施。北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議を開催し、情報共有を図った。 ・令和3年2月13日に福島県沖を震源とした最大震度6強の地震が発生したため、下水道対策本部を設置し、その後、被害の大きかった新地町から支援要請を受け、下水管の被災調査のため、県職員を延べ24名、4日間派遣した。	・情報伝達訓練（簡易）では、FAXによる情報伝達で通信が混雑したことにより、一部の構成員で送信完了まで時間を要するといった課題があがった。 ・支援要請を受ける上で、電話及びメールによる情報伝達、連絡調整に特に問題は発生しなかった。 ・3kmに及ぶ下水管渠を復旧するため、マンホールを開けて、目視による下水の流下やマンホール内の損傷状況の確認、復旧工法の早期検討により、災害査定に向けた支援を行うことができた。	土木部	下水道課
(2) 消防防災活動の充実						
①地域住民の意識の醸成						
1-2-1-1 地域住民の連帯意識の醸成						
22	市町村、消防機関に加え、民間団体等との連携も視野に入れながら、地域住民に対して、災害発生時における自主防災組織等の必要性について広報活動を行うとともに、研修会や防災訓練により地域住民の連帯意識を醸成し、自主防災活動の促進に努めます。	・引き続き、地域コミュニティ強化事業等の実施により、地域住民の連帯意識の醸成と自主防災組織の活動促進を図り、地域防災力の向上に取り組む。	・地域コミュニティ強化事業としてモデル地区を選定し、「地区防災マップ」及び「地区防災計画」の作成を支援するとともに、モデル地区での事例を取り入れた「福島県地区防災計画策定の手引き」を作成し、全市町村へ配布した。	モデル地区において地区防災マップ、地区防災計画を策定することができた。また、「福島県地区防災計画策定の手引き」を作成し、全市町村へ配布を通して、自主防災組織等の防災意識の醸成、活動促進を図り、地域防災力の向上を図った。	危機管理部	災害対策課
②防災に当たる人材の育成						
1-2-2-1 消防団の充実強化						
23	地域防災力の向上のためには、地域に密着し動員力のある消防団の充実強化が不可欠です。消防団員の約8割がサラリーマンなどの被雇用者であることから、事業所を訪問し、消防団活動への理解を得るほか、火災の初期消火や災害時の活動など一定の消防団活動のみを行う機能別団員制度の導入を促進するなど、消防団員の確保に向け積極的に取り組みます。	○消防団員確保に向け、次の事業を実施する。 ・事業所訪問等による消防団活動に対する協力要請 ・ふくしま消防防災出前講座（10校） ・消防団員確保対策研修会（1会場） ・ふくしま消防団サポート企業の募集 ・市町村と連携した消防団員確保のための課題分析や対応策の実施（2市町村）	・消防団活動に対する協力要請のための事業所訪問等については、新型コロナウイルス感染症の影響により見送ることとした。 ・高校、大学等の学生を対象に、消防団活動の理解を深めるためのふくしま消防防災出前講座を実施した。（1校で実施 受講者111人） ・消防団員確保対策研修会については、コロナウイルス感染症の影響により中止した。 ・消防団員や消防団協力事業所等に対し各種サービスを提供するふくしま消防団サポート企業の募集を行い、消防団員や消防団協力事業所の増加を図った。（令和3年3月31日現在の登録事業所 182事業所） ・条例定数充足率が低い市町村と連携し、消防団員の確保に向けた現状の把握や課題について検討を行った。（2村で実施）	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業で規模縮小や中止となった。 ・消防団は地域防災力の中心であるが、消防団員数は全国的に減少傾向にあることから、引き続き、幅広い層を対象とした加入に向けた取組の促進により、消防団員の確保を図っていく必要がある。	危機管理部	消防保安課
1-2-2-2 災害担当職員の育成						
24	東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模災害発生時の対応を模擬体験する訓練を行うことにより、実際の災害に遭遇した場合でも適切な対応ができるよう、対応力や判断力を備えた職員の育成を図ります。	・豪雨災害を想定した災害対応模擬訓練（ロールプレイング方式）を令和2年5月18日～6月5日に8管内で実施した。（参加機関：県災害対策課、県土木部、各地方振興局、関係市町村）	・豪雨災害を想定した災害対応模擬訓練（ロールプレイング方式）を令和2年5月18日～令和2年6月5日で8管内で実施し、職員の災害時における対応力や判断力の向上や関係機関との連携強化を図った。（参加機関：県災害対策課、県土木部、各地方振興局、関係市町村）	・災害を想定した模擬訓練を出水期前に実施し、職員の防災力向上と関係機関との連携強化を図ることで、実際の警報発令時に速やかな対応を取ることができた。 ・引き続き災害を想定した模擬訓練を継続して実施していくことにより、対応力や判断力を備えた職員の育成を図る。	土木部	土木企画課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-2-2-3 警察官からなる部隊員等の育成						
25	東日本大震災等の反省教訓を今後に生かし、大規模災害発生に際して的確な対策を推進するため、災害対応の中核となる警察官を対象に、県警察学校において専科教養を実施するなどし、危機管理意識の醸成と、災害に対応する十分な知識・技能を習得させ、警察官個々のレベルアップを図ります。	・大規模災害発生に際して的確な対策を推進するため、災害対応の中核となる警察官を対象とした研修会を実施するほか、教養資料等の発出により県警全体の災害対処能力の向上を図る。	・新型コロナウイルス感染症対策のため、県警察学校における専科教養は中止としたが、代替措置として各警察署における災害対応の中核となる警察官を対象とした研修会を実施した。 研修を受講した警察官は、各警察署において署員に対する還元教養等を実施した。 ・災害への対処や災害対策の知識等に関する教養資料を発出する等した。	・研修会及び研修会受講者による還元教養を通じて、警察署員の災害対処能力の向上を図ることができた。 ・教養資料の発出を通じて、職員の災害に関する知識の涵養及び災害対処能力の向上が図れた。 ・警察官個々のレベルアップを図ることで、県警全体の災害対処能力の向上が図れた。	警察本部	災害対策課 (県警)
1-2-2-4 消防職員等の育成						
26	消防学校において、新任・専門・幹部研修等の教育訓練を行い、消防職員や消防団員の資質向上を図ります。	・消防職員の初任教育や消防団員の幹部教育等の教育訓練を実施し、消防職員・団員等の資質の向上を図る。 消防職員：14課程 延べ1,972時間 募集人員464名 消防団員：16課程 延べ147時間 募集人員1,090名 一般教育：2課程 延べ24時間 募集人員80名	・消防職員の初任教育や消防団員の幹部教育等の教育訓練を実施し、消防職員・団員等の資質の向上を図った。 消防職員：14課程 延べ1,932時間 入校429名 消防団員：13課程 延べ133時間 入校550名 一般教育：中止	令和2年度については、県内での新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染拡大防止のための休校や一部教育の中止、日程変更・時間短縮等を行いながら教育を実施したことにより所期の目的については概ね達成できた。一般教育(自衛消防・少年消防)については、職種や年齢等感染した場合の影響を考慮し中止したが、今後は、感染防止対策を講じながらの教育の実施について検討する必要がある。	危機管理部	消防保安課
1-2-2-5 被災者支援のための人材育成						
27	災害発生時の被災者等支援のためのボランティア受け入れを円滑に行うため、ボランティア受入福祉施設等担当者に対する研修を行うなど人材育成に努めます。	・ボランティア受入福祉施設等担当者研修について、集合研修は中止し、オンラインでの研修を実施する。	ボランティア受入福祉施設等担当者研修会を基礎編2回(48名参加)・応用編1回(16名参加)に分けて実施した。	各種研修を通して、災害発生時において必要とされるボランティア受け入れの心構えを学び、人材育成を図ることができた。	保健福祉部	社会福祉課
1-2-2-6 自主防災組織活動の促進						
28	自主防災組織による日常の防災活動を活性化するとともに、人材育成を促進し、地域の防災力の向上を図ります。	・引き続き、地域コミュニティ強化事業等の実施により、地域住民の連帯意識の醸成と自主防災組織の活動促進を図り、地域防災力の向上に取り組む。	・地域コミュニティ強化事業としてモデル地区を選定し、「地区防災マップ」及び「地区防災計画」の作成を支援するとともに、モデル地区での事例を取り入れた「福島県地区防災計画策定の手引き」を作成し、全市町村へ配布した。	モデル地区において地区防災マップ、地区防災計画を策定することができた。また、「福島県地区防災計画策定の手引き」を作成し、全市町村へ配布を通して、自主防災組織等の防災意識の醸成、活動促進を図り、地域防災力の向上を図った。	危機管理部	災害対策課
③防災体制の整備						
1-2-3-1 防災通信機能の整備						
29	迅速かつ的確な災害情報の収集及び提供を実施するため、安定的で信頼性の高い防災通信機能の整備を図ります。 また、大規模災害により市町村と通信が途絶した場合には、衛星携帯電話を携帯した情報連絡員を市町村に派遣するなどして災害情報の収集及び提供を行います。	・総合情報通信ネットワークの監視制御システム等の更新を実施する。 ・令和元年東日本台風に係る災害対応の検証を踏まえ、画像や動画データを活用して被災地との迅速な情報伝達が可能となるよう、県リエゾン用の情報通信機器を整備するなど、情報連絡体制の強化に取り組む。	・総合情報通信ネットワークの監視制御システム及び県庁映像システム等の更新を実施した。 ・県リエゾン指定職員を対象として、情報連絡員の役割や業務内容などに関する研修会を開催するとともに、県リエゾン用の情報通信機器(ノートパソコン・スマートフォン等)を配備した。	・総合情報通信ネットワークの監視制御システム等の更新について、新型コロナウイルス感染症の影響により、日程延期が生じたが、更新を完了できたことで防災通信機能の整備を図った。 ・県リエゾン指定職員を対象とした研修会を計画どおり実施するとともに情報通信機器を配備し、災害時の情報通信体制の強化を図った。	危機管理部	災害対策課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-2-3-2 消防防災ヘリコプターによる消防防災活動						
30	消防防災ヘリコプターによる広域的・機動的な消防防災活動を実施します。 また、消防庁の緊急消防援助隊の航空隊としての役割を担い、他都道府県の応援や受援が円滑に実施できるよう体制の整備を図ります。	・機体修繕のため、当面間運航休止となる見込みであることから、救助等の要請があった場合には、他道県との広域応援協定により円滑な航空消防活動実施できるよう受援体制を整える。	・救助活動や消火活動などの緊急運航による消防防災活動を16回(他県応援活動2回を含む)実施した。 ・令和2年5月、郡山市内で発生した林野火災の消火活動中に給水管が機体に接触し損傷する事故が発生。修繕工事のため、令和3年2月まで運航休止。(令和3年2月23日から順次活動を再開。) ・上記事故を踏まえた安全対策として、非常事態対処要領等の各種規定・マニュアルの見直し、安全対策研修等を実施した。	・機体損傷事故により長期間の運休期間が生じたが、年度内に運航を再開することができた。 ・上記事故を踏まえ見直した規定やマニュアル等を遵守し、安全運航を継続していく。 ・また、令和4年からの2人操縦士制について、運航体制を検討・構築していく。	危機管理部	災害対策課
1-2-3-3 学校における災害対応マニュアルの整備						
31	学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを整備するとともに、家庭や地域、関係機関と連携した防災体制の強化を図ります。	・学校防災マニュアルをもとに防災体制を確立する(各県立特別支援学校)。	・各校において、学校防災マニュアルの内容を検討し、加筆・修正を加え、学校や地域の実情に合わせたマニュアルの整備に努めた。	・変化する学校や地域の実情に合わせ、今後も更なるマニュアルの整備が必要であると考え。	教育庁	特別支援教育課
		・学校事故防止対策研究協議会、学校安全指導者養成研修会を開催し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成など地域と連携した防災体制の強化を啓発する。	・学校安全指導者養成研修会をいわき・会津・南会津地区で、小・中・義務教育学校、県立学校の学校安全担当者、市町村教委担当者を対象に実施し、学校災害対応マニュアルの作成と活用を促した。(参加者数：いわき121名、会津・南会津140名)	・同地域(同じ災害の危険性がある)の小学校～高校までで危機管理マニュアルの見直しができたことで現状に即した防災体制の強化を図った。		健康教育課
1-2-3-4 災害派遣医療チーム(DMAT)の整備						
32	災害発生時、被災地に迅速に駆けつけ救急治療を行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム(DMAT)を整備するとともに、DMAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。 また、災害拠点病院、消防防災機関、ドクターヘリ等との連携を図りながら、支援及び受入に対応できる医療体制の強化を図ります。	・医療従事者を対象としたDMAT養成研修等を実施し、災害時の医療体制の強化を図る。 ・多数傷病者の発生を想定した訓練を実施し、災害時に活動する医療従事者や消防機関等の連携強化を図る。	・県内の医療従事者を対象に、災害現場での情報通信、局地災害でのシュミレーション等を学ぶDMAT養成研修及び技能維持研修を実施したほか、化学物質や生物剤等による多数傷病者を想定したCBRNE研修を実施し、DMATの養成及び機能強化を図った。 ・多重衝突事故を想定した多数傷病者対応訓練を実施し、DMAT等医療従事者と消防機関等との連携強化を図った。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、集合研修・実動訓練について十分実施できなかった。 ・WEB研修を併用した効率的な研修実施について検討していく必要がある、	保健福祉部	地域医療課
1-2-3-5 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の整備						
33	大規模災害発生時に被災地において、被災者や支援者等に対し精神保健医療活動の支援等を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)を整備するとともに、DPAT隊員の機能強化を図る研修を実施します。	・国が主催するDPAT養成研修への参加、DPAT派遣に関する協定締結医療機関の拡大、装備品の整備などを体制整備を行う。	・DPAT養成オンライン研修参加 3回(24名) ・新規協定締結 2病院 ・新規隊員の活動靴などの整備	国が主催する各種DPAT養成オンライン研修に3回24名が参加し、隊員の技能向上、維持を図った。 また、新たに2病院と災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣に関する協定を締結し、新規隊員用の装備品の整備などを体制整備、強化を行った。 今後は、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度は中止とした県主催のDPAT研修も実施し、さらなる体制整備に努める。	保健福祉部	障がい福祉課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-2-3-6 災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアルの整備						
34	災害発生時の被災者等への健康支援、栄養・食生活支援等の実施支援を目的とした「災害時健康支援、栄養・食生活支援活動マニュアル」を整備します。	・災害発生時の被災者等への健康支援及び栄養・食生活支援等が円滑に行えるよう、「福島県災害時健康支援活動マニュアル」の活用に関する周知及び県内外自治体へ派遣する健康支援チームの事前編成及び災害時における県・市町村の連絡体制を整備するとともに、昨年度の活動で課題となった避難所での感染症対策や統括保健師の役割の再認識などをマニュアル内に整備する。	・令和元年東日本台風の被害の大きかった自治体に対して「福島県災害時健康支援活動マニュアル（H27年3月策定）」に基づき、被災者等への健康支援及び栄養・食生活支援等実施した。	・災害発生時の被災者等への健康支援等が円滑に行えるよう「福島県災害時健康支援活動マニュアル」の活用に関する周知及び市町村の連絡体制の整備を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大した地域への支援の際に、福島県災害時健康支援活動マニュアルに基づき、保健福祉事務所・市町村の統括保健師を窓口に対応した。	保健福祉部	健康づくり推進課
(3) 防災意識の向上のための教育						
1-3-1 防災に関する普及啓発						
35	出前講座や防災講演会の実施、ホームページによる啓発等に加え、危機管理センターの積極的な見学の受入れなどを通じて、地震や津波、風水害等に対する県民の防災意識の高揚を図ります。	・引き続き、防災出前講座を実施し、県民の災害に対する知識の普及と防災意識の啓発を図る。 ・県防災専門ツイッターを開設し、災害関連情報はもちろんのこと、平時から防災に関する情報を発信し、自助・共助の促進に向けた周知啓発に取り組む。 ・県民一人一人が迅速で適切な避難行動について理解を深めるための「ふくしまマイ避難ノート」を作成し、全世帯へ配布することにより、県民の防災意識の高揚と「自助・共助」の取組促進を図る。	・防災専門監による災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施した。 (講座実績 17団体600人) ・新たに福島県防災ツイッターを開設(令和2年6月)し、平常時から防災関連情報や気象情報等の情報発信を行った(令和3年7月30日時点ツイート数:2,461ツイート、フォロワー数:3,194フォロワー)。	・防災出前講座の実施により、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図ることができた。 ・新たに福島県防災ツイッターを設け、平常時から防災情報を発信するなど、情報発信体制を強化できたことにより、自助共助の取組推進に向けた周知啓発に取り組んだ。	危機管理部	災害対策課
		・危機管理センター見学に関するチラシやリーフレットを配布するほか、会議、研修等の場を通じてセンターの見学を積極的に受け入れ、自助・共助についての県民理解を促進する。 ・そなえるふくしまノート等を活用した防災講座等を危機管理センターや小学校等の出前講座で積極的に実施することで、県民の防災に関する知識の習得に努めるとともに、防災VR設備を導入し、災害を疑似体験することで、更なる防災意識の高揚を図る。	・「ふくしまマイ避難ノート」等を活用した「防災出前講座」を実施し、災害に備えることの重要性、防災啓発を図った。 (講座実績 52団体2,384人) ・「ふくしまマイ避難ノート」を作成し、県内全世帯等に対し73万部の配布を実施し、災害に備えられるよう広く防災啓発を図った。	・令和元年東日本台風の検証を踏まえて作成した「ふくしまマイ避難ノート」等を活用した防災出前講座を実施したことにより、災害や避難行動に関する知識の普及と防災意識の啓発を図ることができた。 ・「ふくしまマイ避難ノート」の県内全世帯への配布を実施し、福島県民全体に防災知識の普及および防災意識の啓発を図ることができた。		
		・危機管理センター見学に関するチラシやリーフレットを配布するほか、会議、研修等の場を通じてセンターの見学を積極的に受け入れ、自助・共助についての県民理解を促進する。 ・そなえるふくしまノート等を活用した防災講座等を危機管理センターや小学校等の出前講座で積極的に実施することで、県民の防災に関する知識の習得に努めるとともに、防災VR設備を導入し、災害を疑似体験することで、更なる防災意識の高揚を図る。	・危機管理センターの見学(施設案内、防災DVDの視聴、パネル・防災グッズの展示、防災クイズ・ゲームの体験、VR体験)を受け入れ、自助・共助についての県民理解促進を図った。【28団体、627人】また、各種広報媒体を活用し、見学の呼びかけを行ったほか、危機管理センター見学に関するチラシを配布するとともに、危機管理センターのリーフレットを刷新し、危機管理センター見学者の増加を図った。 ・災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施し、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図った。 (講座実績 51団体 2,304人)	新型コロナウイルス感染症の影響で、見学の受け入れ人数は昨年度よりも減少となってしまったが、新規に導入した災害を疑似体験できるVR体験の効果は大きく、県民に対する防災意識の向上に大きく貢献した。今後もコロナウイルスの状況に柔軟に対応しつつ防災意識の高揚を図る。		
1-3-2 地震防災対策に関する普及啓発						
36	住宅・建築物の耐震化については、福島県耐震改修促進計画に基づき、市町村との連携の下、その必要性に関する知識の普及啓発に努めるとともに、建築物の所有者や市町村の取組を支援します。	・早期の耐震化に向け、引き続き各建設事務所が主体となって市町村へ技術的支援を行う。 ・特殊建築物への防災査察において、所有者等に対して耐震性の確保を促す。	・防災拠点施設などの早期の耐震化を実現するため、各建設事務所が主体となって市町村への技術的支援を行った。 ・防災週間等において特殊建築物への防災査察(86施設)を実施し、所有者等に対して、耐震性確保の重要性を説明した。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村訪問が減少したが、適時電話やメールで相談に対応した。	土木部	建築指導課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-3-3 林野火災防止に関する普及啓発						
37	林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレード、広報誌、チラシ配布などによる広報活動を進めるとともに、森林保険への加入啓発を行います。	・林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレードなどでPR物品を配布し広報活動を進めるとともに、森林保険への加入促進を図る。	・山火事防止パレードを実施し林野火災予防チラシ、ポケットティッシュ、クリアホルダーなどを配布し森林保険加入啓発活動と山火事防止の広報活動を進めた。 ・山火事が多い時期に県や市町村が公道や公共機関等にのぼり旗を設置し林野火災防止の啓発を図るとともに、森林保険のPR活動を行った。	・林野火災の発生予防に向けて、山火事防止パレードの実施することにより、県民へ林野火災の注意喚起を行い、未然防止に努めるよう周知できた。 ・森林保険については、普及物品を配布など広報活動を行い、県民の理解を深めることができた。引き続き、森林保険への加入促進を図る。	農林水産部	森林保全課
1-3-4 山地災害防止に関する普及啓発						
38	地域住民を対象に、山地災害に関する現場見学会等の啓発活動を実施するとともに、市町村が作成する被害想定区域図等の作成支援及び地域への周知を行い、地域住民の山地災害に対する意識向上を図ります。	・山地災害危険地区を市町村地域防災計画に未掲載の市町村に対して掲載するよう指導する。 ・もりまっぷのアドレスのリンクを掲載していない市町村に対して、掲載してもらうよう依頼する。 ・治山事業の計画について、地域住民に対し、説明会を開催するとともに、被害想定や対策工等について説明を行う。	・山地災害危険地区を市町村地域防災計画に掲載するよう指導した。 ・森まっぷのHPアドレスを市町村HPからリンクできるように依頼した。 ・治山事業の計画について、地域住民に対し、説明会を開催するとともに、被害想定や対策工等について説明を行っている。	・市町村地域防災計画における山地災害危険地区の掲載や市町村HPから森まっぷHPへのリンクを依頼し、地域防災計画の掲載13市町村、森まっぷHPへのリンク11市町村と整備は進んでいるものの、全市町村が対応済みとはなっていないため、引き続き依頼を行う。 ・治山事業の説明会についても引き続き実施し、地域住民の意識向上を図る。	農林水産部	森林保全課
1-3-5 がけ崩れ災害防止に関する普及啓発						
39	がけ地等に近接した建築を制限するなど、がけ崩れ災害防止に関する知識や災害発生のおそれがある区域の危険住宅の移転に向けた普及啓発に努めます。	・引き続き、がけの基準への適合性審査を徹底するほか、市町村と連携し「がけ地近接等危険住宅移転事業」の実施を促す。	建築確認の際に、福島県建築基準法施行条例に規定するがけの基準への適合性を審査するほか、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の事業主体である市町村を通じて、当該事業の周知を図った。	・建築確認において、がけの基準に関する審査を適正に実施した。がけ地近接等危険住宅移転事業の実施市町村はなかった。	土木部	建築指導課
1-3-6 水災害防止に関する普及啓発						
40	水災害に対する県民の危機管理意識の向上を図るため、小・中学校への出前講座や、地域自主防災組織のリーダー（区長等）向けの防災講習会等を開催します。	・90校の小中学校で出前講座を実施予定。 また、県職員、市町村職員を対象に水災害対策講習会を開催する予定。	・76校の小中学校で出前講座を実施した。 ※県職員、市町村職員を対象とした水災害対策講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	・出前講座を実施することにより、出前講座を受講した小中学生が集中豪雨等による洪水や土砂災害から自分の命を守るための知識を身につけ、防災意識を向上することができた。	土木部	河川計画課
1-3-7 学校教育における防災教育						
41	防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学習することで、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判断で行動できるよう指導します。	・防災教育を実施する（各県立特別支援学校）。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、外部講師を招聘しての学習は実施できなかったが、各学校において実態に応じた防災教育を実施した。	・引き続き、児童生徒の実態に応じた防災教育を実施する。	教育庁	特別支援教育課
		・児童生徒への防災教育が充実するよう、学校安全指導者養成研修会を実施する。	・学校安全指導者養成研修会を実施（2回、261人参加）するとともに、各学校において防災教育を実施した。（市町村立学校、県立学校）	・防災教育の実施率が100%となった。引き続き完全実施を推進する。		健康教育課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
41	防災をテーマとした学校行事や授業において、自然災害発生のメカニズムや災害時の正しい行動、負傷者に対する応急処置について学習することで、防災を身近な問題として認識させ、危険を予測し、自らの判断で行動できるよう指導します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別研究協議会を開催する（県内全7地区、公立小中学校代表の悉皆）。</li> <li>・放射線教育・防災教育の授業公開をする（県内7地区における実践協力校）。</li> <li>・「放射線教育・防災教育実践事例」を県のHP上で公開する。</li> <li>・「家庭向け資料」を作成し、小・中学校の児童生徒へ配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別研究協議会を開催した（県内全7地区、公立小中学校代表の悉皆）。</li> <li>・放射線教育・防災教育の授業公開をした（県内7地区における実践協力校）。</li> <li>・カリキュラム例を含む「放射線教育・防災教育実践事例」を作成し、県のホームページに掲載した。</li> <li>・学習資料「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を振り返り3.11に学ぼう」を作成し、県内全ての小学生～高校生に配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区別研究協議会においては、コロナ禍でありながらも、時間配分を工夫し、午前の部と午後の部で2回に分けたり、リモートを活用したりして、実施することができた。</li> <li>・公開授業においては、広く参集することはできなかったものの、地区を限定して参集したり、リモートを活用したりして実施することができた。</li> <li>・東日本大震災を経験していない、または、記憶のない世代に、震災の教訓をどのように伝えていくかが課題である。</li> </ul>	教育 庁	義務教 育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、防災出前講座を実施し、県民の災害に対する知識の普及と防災意識の啓発を図る。</li> <li>・県民一人一人が迅速で適切な避難行動について理解を深めるための「ふくしまマイ避難ノート」を作成し、「そなえるふくしまノート」と併せて学校における防災教育の素材として活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災専門監による災害への備えや避難方法などについて講演する「防災出前講座」を実施した。（講座実績 17団体600人）</li> <li>・新たに福島県防災ツイッターを開設（令和2年6月）し、平常時から防災関連情報や気象情報等の情報発信を行った（令和3年7月30日時点ツイート数：2,461ツイート、フォロワー数：3,194フォロワー）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災出前講座の実施により、災害に関する知識の普及と防災意識の啓発を図ることができた。</li> <li>・新たに福島県防災ツイッターを設け、平常時から防災情報を発信するなど、情報発信体制を強化できたことにより、自助共助の取組推進に向けた周知啓発に取り組んだ。</li> </ul>	危機管 理部	災害対 策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症対策を講じた上で、小学校3～6年生の家族（40名）を対象とした「家族で学ぶ防災セミナーを県内2箇所（計3箇所）で実施し、継続的に防災教育の深化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふくしまマイ避難ノート」等を活用した「防災出前講座」を実施し、災害に備えることの重要性、防災啓発を図った。（講座実績 51団体2,304人）</li> <li>・「ふくしまマイ避難ノート」を作成し、県内全世帯等に対し73万部の配布を実施し、災害に備えられるよう広く防災啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年東日本台風の検証を踏まえて作成した「ふくしまマイ避難ノート」等を活用した防災出前講座を実施したことにより、災害や避難行動に関する知識の普及と防災意識の啓発を図ることができた。</li> <li>・「ふくしまマイ避難ノート」の県内全世帯への配布を実施し、福島県民全体に防災知識の普及および防災意識の啓発を図ることができた。</li> </ul>		危機管 理課、 災害対 策課
1-3-8 震災教訓の継承						
42	東日本大震災・原子力災害に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、その教訓を次世代に継承します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示資料の充実、保管を図るため、収集した資料を適した時期に東日本大震災・原子力災害伝承館へ移送する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災・原子力災害伝承館が9月に開館し、43,750人が来館した。伝承館の展示や立地をいかに、震災や原発事故、福島が復興する姿などを総合的に学ぶことができる研修を実施した（73団体、3,531人）。また、25,665点の震災関連資料を収集した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、開館時期が遅れたが、多くの県民に震災・原発災害に関する資料の情報提供をすることができた。今後とも、展示や研修事業等の充実により複合災害の記録と教訓を後世に伝えたい。</li> </ul>	企画 調整 部	生涯学 習課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
42	東日本大震災・原子力災害に関連する資料等を収集・保存し、広く県民に情報提供して、その教訓を次世代に継承します。	・県立博物館において、東日本大震災を含めた本県の災害に関する資料を収集し、歴史学・民俗学等各分野による総合的な観点から調査・研究を行うとともに、震災遺産の教訓を活かした教育プログラム開発を進める。また、企画展「震災遺産を考える一次の10年へつなぐために」を開催する。	・県立博物館において、今までに収集した資料のうち約170件を展示する企画展「震災遺産を考える 一次の10年へつなぐために」を開催し、同タイトルの記録誌を発行した。また、震災遺産を活用した防災に関する講演会や防災教育プログラムを公民館、高校、中学校、小学校等で実施した。  ・県立図書館で東日本大震災に関する資料を収集・保存し、災害記録の伝承を行うため館内に常設コーナー「東日本大震災福島県復興ライブラリー」を設置し、県民に対する情報（資料）提供を行った。	・開催期間が冬であり、大雪とコロナ禍の中での開催であったが、例年並みの入館者があった。記録誌は県内のみならず全国から通信販売の問い合わせもあり、広く頒布することができた。 ・教育普及としての講演会、防災教育プログラムの参加者は計17回実施し、1,499人の参加があった。  ・常設コーナーであり、資料は広く活用されており調査等での利用頻度が高い。令和2年度に新たに受け入れた資料は855冊である。	教育 庁	社会 教育課
<b>(4) 防災訓練の実施</b>						
<b>1-4-1 総合防災訓練</b>						
43	「福島県地域防災計画」に基づき、防災関係機関、他の地方自治体、自主防災組織、医療機関、地域住民等が参加して、総合的な防災訓練を実施します。	・福島県総合防災訓練等に参画し、関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図る。	・福島県の主催で「福島ロボットテストフィールド」において開催された福島県総合防災訓練に参画し、台風による土砂災害発生 of 想定に基づき、現地合同調整所設置訓練や土砂災害救助訓練等の実践的訓練を実施した。	・訓練では、県警察のほか、福島県、消防、自衛隊、海上保安部等の関係機関が現地合同調整所にリエゾンを派遣し、被害情報の共有及び任務分担等について協議・調整を行った。救助現場においては消防と連携し、救出救助活動を実施する等、各機関との連携強化及び部隊の対処能力向上が図れた。	警察 本部	災害 対策課 (県 警)
43	「福島県地域防災計画」に基づき、防災関係機関、他の地方自治体、自主防災組織、医療機関、地域住民等が参加して、総合的な防災訓練を実施します。	・南相馬市を会場として、福島県総合防災訓練を実施予定。各関係機関、地域住民等が参加し、様々な災害時の事象を想定した訓練行い、県民の防災意識の高揚を図る。	・毎年、県内の各市町村において自然災害対応訓練及びテロ等を想定した国民保護訓練を行っている。令和2年度は公助特化型訓練実施に伴い、地域医療課としての福島県総合防災訓練への参画は見送った。	・令和2年度においては公助特化型訓練実施に伴い、地域医療課としての訓練参加は見送った。 ・令和3年度においては本宮市で開催が予定されているため、感染症の拡大防止に配慮のうえ、訓練へのDMATの派遣等を実施する。	保健 福祉 部	地域 医療課
43	「福島県地域防災計画」に基づき、防災関係機関、他の地方自治体、自主防災組織、医療機関、地域住民等が参加して、総合的な防災訓練を実施します。	・令和2年度の総合防災訓練については、例年より規模を縮小し、消防、警察、自衛隊及び海保との共同による公助特化型の訓練を福島ロボットテストフィールドにおいて実施する。	・11月24日に福島ロボットテストフィールドにおいて県、消防、警察、陸上自衛隊、海上保安庁等約200名が参加しBC災害対応訓練や土砂災害・浸水害を想定した自然災害対応訓練といった、公助特化型訓練を実施した。	・総合防災訓練により関係機関の対応について、共有、確認し、防災関係機関の連携強化を図ることができた。	危機 管理 部	災害 対策課
<b>1-4-2 石油コンビナート総合防災訓練</b>						
44	「福島県石油コンビナート等防災計画」に基づき、防災関係機関、各種団体、地域住民等が参加して、石油コンビナート総合防災訓練を実施します。	・広野地区において令和2年度石油コンビナート総合防災訓練を防災関係機関等と連携して開催する。	・広野地区において石油コンビナート総合防災訓練を令和3年2月9日に開催した。	・石油コンビナート総合防災訓練を図上訓練により実施することにより、災害対応時の関係機関の対応について共有することができた。	危機 管理 部	災害 対策課
<b>1-4-3 災害対策本部の図上訓練</b>						
45	大規模災害時における防災活動の全庁的編成組織である「災害対策本部」事務局の迅速かつ的確な応急対策活動を確保することを目的として、災害対策本部の図上訓練を実施します。	・令和元年東日本台風に係る災害対応の検証を踏まえ、豪雨災害による河川氾濫や土砂災害の発生を想定した水害シナリオによる災害対策本部事務局の図上訓練を実施する。	・災害対策本部事務局職員による図上シミュレーション訓練を7月29日に実施した。	・災害対策本部の図上訓練を実施することで災害対応時の事務局各班の対応について確認し、事務局職員の対応能力向上を図ることができた。	危機 管理 部	災害 対策課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-4-4 国民保護訓練						
46	「福島県の国民の保護に関する計画」に基づき、市町村や国等と連携・協力して、大規模テロ等における対処能力の向上を図るための国民保護訓練を実施します。	・大規模テロを想定した図上訓練を国、関係市町村、消防、警察等の防災関係機関と実施し、テロ事案発生時の初動対処能力向上及び相互連携強化を図る。	・大規模テロを想定した図上訓練の実施を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。	・大規模テロを想定した図上訓練の実施を計画。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、会議等を通して関係機関との連携強化等に努めることができた。	危機管理部	危機管理課
1-4-5 救助救出活動の実践的総合訓練						
47	災害時の救出救助活動に総合力を発揮するため、実践的総合訓練を関係機関連携の下で実施し、連携体制の確立を図ります。	・大規模災害の発生に備え、実戦的訓練を継続して実施する他、大規模訓練への参画により、関係機関等との連携強化及び対処能力の向上を図る。	・県警察では、警備本部設置訓練や出水期における災害警備訓練等を実施したほか、関係機関等も参加する東北管区警察局主催の東北管区広域緊急援助隊総合訓練等の大規模訓練に積極的に参画した。	・警察本部員を対象とした警備本部設置訓練、各警察署員を対象とした出水期における災害警備訓練を実施したことにより、災害対処能力の底上げが図れた。 また、訓練参加者による還元教養を通じて、県警察全体のレベルアップが図れた。 ・機動隊、警備隊を対象に土砂災害を想定した災害警備訓練を実施したほか、東北管区広域緊急援助隊総合訓練等の大規模訓練に積極的に参画したことにより、関係機関等との連携強化及び対処能力の向上が図れた。	警察本部	災害対策課 (県警)
1-4-6 災害時医療に関する合同訓練						
48	災害発生時における災害医療体制を実効あるものとするため、災害拠点病院と消防機関等との合同訓練を行います。	・防災訓練等により、災害拠点病院、消防機関等の連携強化を図る。	・毎年、東北ブロックDMAT参集訓練、緊急消防援助隊訓練を実施し、災害拠点病院、消防機関等の連携を確認している。令和2年度は公助特化型訓練実施に伴い、地域医療課としての福島県総合防災訓練への参画は見送った。	・令和2年度においては公助特化型訓練実施に伴い、地域医療課としての訓練参加は見送った。 ・令和3年度においては本宮市で開催が予定されているため、感染症の拡大防止に配慮のうえ、訓練へのDMATの派遣等を実施する。	保健福祉部	地域医療課
1-4-7 山地災害避難訓練						
49	山地災害危険地区が複数存在する地域を対象に、山地災害時において住民が的確な避難行動を取れるよう、警戒避難体制の整備を図るとともに、市町村が山地災害を想定して実施する避難訓練等を支援します。	・市町村へ最新の山地災害危険地区のデータ提供を行い、ハザードマップへの追加及び最新データへの更新に利用してもらおう。 ・市町村から訓練支援の要請があればその都度行う。	・市町村作成のハザードマップに山地災害危険地区のデータを追加するように依頼した。(実績:2市町村) ・市町村から訓練支援の要請があればその都度行うが、令和2年度は実績なし。	・市町村ハザードマップへの山地災害危険地区の掲載は進んでいないため、引き続き掲載を依頼する。 ・訓練支援について、令和2年度は実績が無いが、要請時に対応できる体制を継続する。	農林水産部	森林保全課
1-4-8 水防訓練						
50	地元水防団に対して、水防作業の実地指導を行い、水防活動の迅速化の徹底を図るとともに、地域住民に対する水防意識の高揚を図る水防訓練を実施します。	・各市町村を通じて、地元水防団に水防工法の理解を深めるためのDVDを配布した。 ※水防訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各訓練が中止になったため、実地指導の実績はないが、ビラやDVD等を配布し、水防意識の高揚を図った。	・配布したビラ、DVDを通じて、水防意識の高揚を図ることができた。今後はコロナウイルスのまん延状況等に応じて適宜対応していく。	土木部	河川整備課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-4-9 土砂災害時のための訓練						
51	近年土砂災害が発生した地域や、土砂災害警戒区域等の指定した区域を対象として、国や県、市町村、地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するとともに、防災意識の高揚を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31市町村が、土木部災害対応模擬訓練を方部毎に実施。(5月18日～6月5日)</li> <li>・ 27市町村が、情報伝達訓練を一斉に実施する。(6月8日)</li> <li>・ 54市町村が、住民避難訓練を市町村毎に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 31市町村で、土木部災害対応模擬訓練を方部毎に実施した。(5月18日～6月5日)</li> <li>・ 27市町村が、情報伝達訓練を一斉に実施した。(6月8日)</li> <li>・ 8市町村が、住民避難訓練を市町村毎に実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 模擬訓練を実施したことにより、土砂災害に対する警戒避難体制の強化や防災意識の高揚が図れた。</li> </ul>	土木部	砂防課
1-4-10 トンネル内事故に備えた訓練						
52	トンネル内で交通事故が発生した場合における、現場での適切で迅速な対応や職員の対応力・判断力を養うため、防災訓練を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き3トンネルで防災訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道115号土湯トンネル、国道121号大峠トンネル、国道289号甲子トンネルにおいて、消防・警察と合同で防災訓練を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関と連携し、トンネル内の事故対応について訓練を行い、有事の際の対応手順等について確認することができた。</li> <li>引き続き、関係機関と連携を図り、体制の確保に努める。</li> </ul>	土木部	道路管理課
1-4-11 航空機事故発生時の初動体制の確立等のための訓練						
53	福島空港における航空機事故等の緊急事態発生時を想定し、消火、救難等の応急対策が迅速かつ確実に実施できるよう、初動通報、消火体制の確立、救出等の総合訓練を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態の発生に備え、福島空港消火救難訓練等を実施し、関係機関との連携強化及び対処能力の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福島空港主催の福島空港消火救難総合訓練に参画し、エンジントラブルにより緊急着陸した旅客機が炎上したとの想定に基づき、現地指揮所設置運営訓練、救出活動・避難誘導・担架搬送訓練等を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練では、福島空港からの通報を受けた県警察通信指令室より関係所属に対して迅速な通報が行われ、早期に体制を確立することができた。</li> <li>合同調整所では、各関係機関との情報共有が迅速に行われるなど、連携強化が図れた。</li> <li>また、救出救助活動では、活動前に負傷者の救出方法等の協議を行うことで、迅速・的確な救出救助活動が実施できたなど、関係機関等との連携強化及び対処能力の向上が図れた。</li> </ul>	警察本部	災害対策課(県警)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記訓練を実施する。</li> <li>R2.9.16 : 消火救難訓練(図上訓練1回目)</li> <li>R2.11.25 : 消火救難訓練(図上訓練2回目)</li> <li>R2.11.4 : 航空機不法奪取事案対応訓練(ハイジャック事件対応訓練)</li> <li>R2.12.8 : 不法侵入事案対応訓練</li> <li>R2.10.18 : 消火救難総合訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記訓練を実施した。※【】は参加人数</li> <li>R2.9.16 消火救難訓練(図上訓練1回目)【42人】</li> <li>R2.10.18 消火救難訓練(総合訓練)【195人】</li> <li>R2.11.4 不法奪取事案対応訓練(ハイジャック事件対応訓練)【50人】</li> <li>R2.11.25 消火救難訓練(図上訓練2回目)【33人】</li> <li>R2.12.9 無人航空機確認時対応訓練及び不法侵入事案対応訓練【50人】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消火、救難等の応急対策が迅速かつ確実に実施できるよう訓練を通じ、対応手順の確認、関係機関との連携、個々の能力向上に努めた。</li> </ul>	土木部	空港施設室



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(5) 要配慮者及び被災者に対する支援</b>						
<b>1-5-1 市町村における要配慮者避難支援対策の促進</b>						
54	県内市町村における避難行動要支援者避難訓練の実施や福祉避難所の指定、避難行動要支援者の個別計画の早期策定など市町村の取組を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村への個別訪問等により、避難行動要支援者の個別計画の早期策定を支援する。</li> <li>市町村への指定状況調査の実施（毎年度末）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への福祉避難所指定状況調査の実施（毎年度末）。</li> <li>避難行動要支援者の個別計画の早期策定を支援するため、各市町村への個別訪問等により、助言等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所指定状況調査の結果、ほとんどの市町村で指定は完了しているものの、福祉機器の調達等が進んでいない現状が明らかとなった。</li> <li>避難行動要支援者の個別計画の早期策定を支援するため、各市町村へ個別訪問を行ったところ、要支援者に対する支援者の不足等が課題になっているとの声が聞かれた。</li> </ul>	保健福祉部	保健福祉総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災部局と保健福祉部局の連携を図りながら、市町村の訪問や説明会を通じて、避難行動要支援者名簿の活用や個別計画の策定に関する情報提供を行うなど、市町村の取組を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全市町村（59市町村）を訪問し、避難行動要支援者対策に係る課題等について情報共有を行った。</li> </ul>	自治体規模等によって異なる市町村の課題を把握することができた。これらを踏まえたうえで、要支援者対策に係るガイドラインの改訂等、適切な支援に取り組んでいく。	危機管理部	災害対策課
<b>1-5-2 水害時の要配慮者対策</b>						
55	水防法に基づく「市町村地域防災計画」の整備等、市町村における災害時要配慮者対策を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に対して、国が公表している避難確保計画作成の手引きを活用するよう周知したほか、要配慮者利用施設に対し避難確保計画作成を働きかけるよう通知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村に対して、国が公表している避難確保計画作成の手引きを活用するよう周知したほか、要配慮者利用施設に対し避難確保計画作成を働きかけるよう通知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後支援の依頼があれば適宜対応していく。</li> </ul>	土木部	河川整備課
<b>1-5-3 土砂災害における要配慮者対策</b>						
56	災害時要配慮者利用施設がある土砂災害危険箇所については、砂防えん堤の整備等のハード対策と土砂災害警戒区域の指定等のソフト対策が一体となった対策に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード対策対応箇所全91箇所のうち2箇所が概成予定であり、累計52箇所（57%）が概成見込みである。</li> <li>ソフト対策としては、引き続き、市町村へ土砂災害警戒情報等の防災情報の伝達を行うとともに、関係部局と連携し、避難計画作成、避難訓練実施に向けた技術的な支援に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード対策対応箇所全91箇所のうち3箇所が概成し、累計53箇所（58%）が概成した。</li> <li>ソフト対策としては、各施設管理者が実施する避難計画の作成や、避難訓練の実施を促すよう、市町村へ依頼した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード整備により、土砂災害から保全される災害時要配慮者施設が増えた。</li> <li>ソフト対策では、避難計画作成や避難訓練実施の実績が少なく、今後更に啓発していく必要がある。</li> </ul>	土木部	砂防課
<b>1-5-4 避難所における災害派遣福祉チームの派遣体制の整備</b>						
57	大規模災害発生時における要配慮者の支援体制を整備するため、福祉や介護等の専門職団体を中心とした災害福祉支援ネットワークの構築に取り組んでいます。また、避難所において震災関連死につながる二次被害を防止するため、避難所等における福祉ニーズの把握や、緊急に介入が必要な要配慮者のスクリーニング、福祉避難所や福祉施設等へのつなぎ、要配慮者の相談に応じた関係機関への情報提供や支援のコーディネート等を行う、災害派遣福祉チームの整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度と同様に、チーム員養成基礎研修、チーム員養成スキルアップⅠ研修、スキルアップⅡ研修を開催する。</li> <li>福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を開催する。</li> <li>災害派遣福祉チーム員の募集及び、チームの派遣に関する協定に係る協力法人等募集を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年実施している福島県災害派遣福祉チーム員養成研修は新型コロナウイルス感染症の影響で、中止とした。</li> <li>令和3年3月26日に福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を书面開催し、令和2年度の事業実施状況等について報告を行った。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の発生によりサービスの提供が困難となる社会福祉施設等に対し、他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、サービス提供を継続するための体制を構築した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で、養成研修を行うことができなかった一方で、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス提供が困難となった社会福祉施設において応援職員を派遣し、サービス提供継続のための円滑な支援を実施することができた。</li> </ul>	保健福祉部	社会福祉課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当課
1-5-5 市町村等との連携による各種被災者支援制度の運用						
58	<p>自然災害による被災者に対して、市町村や各種団体と連携しながら被災者生活再建支援法や県独自の住宅再建支援制度による支援金の支給、災害障害見舞金や災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸し付けなどにより、早期の生活再建を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援金の支給 市町村担当者会議を通し適正な運用を図る</li> <li>・災害弔慰金等の支給（48件） 160,000千円 災害弔慰金の支給（47件） 157,500千円 災害障害見舞金の支給（1件） 2,500千円</li> <li>・災害援護資金の貸し付け 51,500千円（24件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援金の支給状況 基礎支援金：1,760,500千円 (1,812件) 加算支援金：2,954,500千円 (1,646件)</li> <li>・災害弔慰金等の支給状況（18件） 39,375千円 災害弔慰金の支給状況（18件） 39,375千円 災害障害見舞金の支給状況（0件） 0円</li> <li>・災害援護資金の貸し付け状況 0円（0件）</li> <li>・東日本大震災に係る災害弔慰金等市町村担当者会議の開催（新型コロナウイルスの影響により書面開催）</li> </ul>	<p>【取組の成果】 市町村担当者会議の開催により、認定事務の課題や対応事例等に関する情報交換を行い、各市町村における東日本大震災に係る災害弔慰金等事務等の円滑化を図ることができた。</p> <p>【課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援金 申請状況や再建の進捗等の把握に時間を要することや避難指示区域等では被害認定や家屋解体工事が完了できていない状況となっており、時間の経過により、損壊が地震津波によるものかの判断が困難となっている。</li> <li>・災害弔慰金等 発災から長期間経過し、死因と災害との関連性の判断や、終期について法律上に定めがないことから終了の判断が困難となっている。</li> <li>・災害援護資金 経済的理由等により借受人の償還が一部滞っている。今後も償還がされない場合は、市町村が肩代わりして県に償還する義務があるため、市町村に財政負担が生じる。</li> </ul>	企画調整部	生活拠点課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が発生した際には、市町村や各種団体と連携し、被災者に対し各種支援を行う。</li> <li>・被災者住宅再建支援事業に基づく支援金 喜多方市 地すべり：3,000千円（1件） 《令和元年東日本台風・10月25日大雨関係》</li> <li>・被災者生活再建支援金 基礎支援金の申請期限が令和2年11月11日となっているため、市町村と連携して適正な運用を図る。</li> <li>・被災者生活支援特別給付金 231,700千円（2,137件）</li> <li>・災害弔慰金52,500千円（11件）</li> <li>・災害援護資金（貸付）111,576千円 (79件)</li> </ul>	<p>《令和元年東日本台風・10月25日大雨関係》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金 基礎支援金：1,346,500千円 (1,948件) 加算支援金：2,016,875千円 (1,860件)</li> <li>・被災者生活支援特別給付金 59,500千円（595件）</li> <li>・災害弔慰金1,875千円（1件）</li> <li>・災害援護資金（貸付）111,576千円 (79件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害が発生した際には、市町村や各種団体と連携し、被災者に対し各種支援を行う。</li> <li>《令和元年東日本台風・10月25日大雨関係》</li> <li>・被災者生活再建支援金 基礎支援金の申請期限が令和3年11月11日となっているため、市町村と連携して適正な運用を図る。</li> <li>・災害弔慰金 20,000千円（7件）</li> <li>・災害援護資金（貸付）1,500千円（1件） 《令和3年2月福島県沖地震関係》</li> <li>・被災者生活再建支援金 基礎支援金の申請期限が令和4年3月12日となっているため、市町村と連携して適正な運用を図る。</li> <li>・災害弔慰金 5,000千円（1件）</li> <li>・災害援護資金（貸付）67,927千円（40件）</li> </ul>	危機管理部	災害対策課



2 原子力発電所周辺地域の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 原子力発電所の安全監視</b>						
<b>2-1-1 安全確保協定</b>						
1	県民の安全と安心の確保を図るため、事業者との間に締結している安全確保協定等に基づき、通報連絡、立入調査や環境放射能の測定等を実施し、必要に応じて国、事業者に適切な措置を求めていくとともに、広く県民に対する迅速で正確な情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所への立入調査等や各種会議を通じて廃炉に向けた取組状況を監視するとともに、必要に応じて国、事業者に適切な措置を求めていく。</li> <li>廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組について、広報紙やホームページなどにより県民に対し正確な情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所への立入調査を実施するとともに、各種会議等において国及び東京電力から現在の取組状況について聞き取りを行った。</li> <li>福島第二原子力発電所について、安全確保協定に基づき、東京電力から廃止措置計画に係る「事前了解願い」が提出されたことから、技術検討会を3回開催し、その内容を確認した。</li> <li>広報紙「廃炉を知る」を年4回発行した。</li> </ul>	廃炉・汚染水対策は長期間にわたる取組が必要であり、引き続き、廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、国及び東京電力の取組をしっかりと監視していく必要がある。	危機管理部	原子力安全対策課
<b>2-1-2 廃炉に関する安全監視組織の設置</b>						
2	廃炉に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、専門家と県、関係13市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」において、安全確保に関する事項等を確認し、情報の共有を図るとともに、必要に応じて国及び事業者に適切な措置を求めます。また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」において、県民の目で廃炉に向けた取組状況を確認しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の安全が確保されるよう、専門家及び関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査等のほか、「廃炉安全確保県民会議」を開催し、廃炉に向けた取組状況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃炉に向けた取組等を監視・確認するため、「廃炉安全監視協議会」を3回開催したほか、協議会の下部組織である「労働者安全衛生対策部会」を3回、「環境放射線モニタリング評価部会」を4回開催した。</li> <li>また、「廃炉安全確保県民会議」を2回開催した。</li> </ul>	<p>専門家と県、関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」により、国及び東京電力の廃炉に向けた取組を確認するとともに、関係機関による情報共有を図った。</p> <p>また、県民や各種団体の代表者等で構成する「廃炉安全確保県民会議」により、県民の目で廃炉に向けた取組状況を確認した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催方式や回数について見直しを行い、会議を実施した。</p>	危機管理部	原子力安全対策課
<b>2-1-3 専門家等の配置</b>						
3	監視体制を強化するため、原子力に関する専門家を配置するとともに、現地駐在職員を配置し、廃炉に向けた取組状況やトラブルの対応状況を日々確認しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する専門家や現地駐在職員を配置し、国や東京電力の取り組みを確認していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力対策監1名、原子力総括専門員1名、原子力専門員2名を配置した。</li> <li>現地駐在職員4名を配置した。</li> </ul>	原子力対策監などの専門的知見の活用に加え、現地駐在職員による日々の確認等により、国・東京電力の廃炉に向けた取組について監視を行った。	危機管理部	原子力安全対策課
<b>(2) 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定並びに測定結果の県民等への情報提供</b>						
<b>2-2-1 環境放射能の監視、測定及び公表</b>						
4	原子力発電所周辺地域において環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、定期的に放射能の分析測定を行い、その結果について公表します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺地域において、環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を53か所で実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、四半期毎に結果を評価し、公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺地域において、環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を53ヶ所で実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、四半期毎に結果を評価し、公表した。</li> </ul>	引き続き、原子力発電所周辺地域において環境放射能監視テレメータシステムによる環境放射線の常時監視を実施するとともに、原子力発電所周辺の土壌、飲料水等の環境試料について、定期的に放射能の分析測定を行い、その結果について公表する必要がある。	危機管理部	放射線監視室



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
2-2-2 測定結果の情報提供						
5	環境放射能の測定結果について、県のホームページにおいて即時に公開するなど、各種広報媒体を通じて広く県民に情報提供を行います。	・環境放射能の測定結果について、県ホームページでの即時公開や、広報誌等を通じて広く県民に情報提供を行う。	・県のホームページにおいて、県で設置している15か所で測定しているモニタリングポストの測定結果をリアルタイムで公表するなど、広く県民に情報提供を行った。	引き続き、環境放射能の測定結果について、県のホームページにおいて即時に公開するなど、各種広報媒体を通じて広く県民に情報提供を行う必要がある。	危機 管理部	放射 線監 視室
2-2-3 監視測定機器等の計画的な更新・整備						
6	原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、モニタリングポストを設置するなど、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行います。	・原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、大熊町向畑にあるモニタリングポスト他8か所の低線量計や双葉町郡山のダストモニタを更新するなど、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行う。	・原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、大熊町向畑にあるモニタリングポスト他8か所の低線量計や双葉町郡山のダストモニタを更新するなど、計画的な更新・整備を行った。	引き続き、原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視・測定を行うために、監視測定機器等の計画的な更新・整備を行う必要がある。	危機 管理部	放射 線監 視室
(3) 原子力防災対策の推進						
2-3-1 原子力防災情報連絡体制						
7	原子力災害が発生した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、国や市町村、関係機関と連携して情報収集に当たるとともに、応急対策に関し連絡調整に当たります。 そのため、緊急事態の際、国、関係市町村、事業者等関係機関との間における情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段を多重化し、体制の充実強化を図ります。県内全市町村等に対しては、緊急時連絡網システムや県総合情報通信ネットワークなどを利用して災害情報の伝達、提供を行います。	・市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するため、緊急時連絡網システム等の維持管理を行うとともに、保証期間を満了した通信機器の更新を行う。	・緊急時連絡網システム等の維持管理や更新を実施した。	通信連絡手段の維持管理等を実施し、緊急時における関係機関との連絡手段の確保を図った。	危機 管理部	原子 力安 全対 策課
2-3-2 原子力防災訓練						
	原子力発電所の緊急事態に備え、危機管理センターやオフサイトセンターを使用しながら、関係市町村、事業者、医療	・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、訓練実施を見送ることとする。関係機関とは別途企画する研修・会議等により連携を深め、体制強化を計っていく。	・川俣町山木屋地区の住民避難を想定した住民避難訓練を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、避難退域時検査訓練を簡易的に実施し、原子力災害医療活動訓練及び簡易除染訓練については実動を省略したうえで、資料配付等により実施内容を説明を行った。	・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度においては実働訓練を簡素化し、実施した。 ・令和3年度においては飯館村の住民を対象に川俣町体育館にて避難退域時検査訓練や原子力災害医療活動訓練及び簡易除染訓練等の中継拠点の運営訓練を実施する予定である。	保健 福祉 部	地域 医療 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
8	<p>国、関係市町村、事業者、区原機関等防災関係機関の防災体制の確立と、関係職員の対応力の向上、また、住民へとるべき行動の周知を図るため、原子力防災訓練を実施します。</p>	<p>・緊急時における国、関係市町村、事業者等防災関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のための訓練を実施します。</p>	<p>・関係機関と連携し通信連絡訓練を4回実施するとともに、南相馬オフサイトセンターにおいて、9月に運用訓練を実施した。 ・11月に原子力防災訓練を実施し、災害対策本部設置運営訓練や川俣町山木屋地区の住民避難を想定した住民避難訓練を行った。</p>	<p>・各種訓練を実施し、防災関係機関の防災体制の確立や関係職員の対応力の向上を図った。 ・住民避難訓練について、各会場での検温や手指消毒の実施など、新型コロナウイルス感染症対策を加えた訓練を実施した。</p>	危機 管理部	原子 力安 全対 策課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
2-3-3 原子力防災研修会の開催						
9	原子力防災に関する知識の普及及び原子力災害への対応力の向上を図るため、県や市町村、防災関係機関等の職員を対象に、基礎的又は専門的な知識と技術を習得するための研修会を開催するなど人材育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村、防災関係機関等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修を実施するとともに、外部機関主催の研修への参加を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村、防災関係機関等の職員を対象に基礎研修を実施したほか、外部機関が主催する研修会の開催を案内して参加経費を負担するなど、原子力防災業務従事者の研修参加を促進した。</li> </ul>	研修会の開催等により、原子力防災に関する基礎的・専門的知識の普及や原子力災害への対応力の向上を図った。	危機管理部	原子力安全対策課
2-3-4 原子力防災に関する普及啓発						
10	原子力災害発生時に住民がとるべき行動について、啓発資料を作成・配布するなど、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難ルートマップの運用継続等により、引き続き原子力防災に関する知識の普及・啓発に努める。</li> <li>原子力災害対策重点地域市町村のうち、申請がある市町村に対し原子力防災に関する普及啓発に要する経費を補助する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害広域避難計画で定めている避難ルートについて、避難時に有用な空間線量率、渋滞情報などのリアルタイム情報等や渋滞を緩和するための迂回路などを一括して分かりやすく地図上に示した避難ルートマップの運用を行った。</li> </ul>	万が一の原子力災害に備え、ホームページを活用した広報等を実施し、原子力防災に関する知識の普及・啓発を図った。	危機管理部	原子力安全対策課
2-3-5 原子力防災資機材の整備						
11	サーバイメータや保護具など緊急時に必要な原子力防災活動資機材を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線測定機器の購入及び点検校正など、原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行った。</li> </ul>	原子力防災活動従事者の安全確保のため、緊急時に必要となる原子力防災資機材を計画的に整備し、原子力防災体制の充実・強化を図った。	危機管理部	原子力安全対策課



3 防犯の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 防犯に関する周知啓発</b>						
<b>3-1-1 防犯に関する情報提供、指導</b>						
1	<p>交番・駐在所は、生活安全センターとして地域住民に密着した活動を展開しており、今後とも定期的な広報紙の発行、治安情勢に応じた速報の発行、各種会議等への参加により、地域住民が被害に遭わないための情報提供と被害防止のための指導を実施します。</p> <p>また、交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組みます。</p>	<p>・交番・駐在所は、生活安全センターとして地域住民に密着した活動を展開しており、今後とも定期的な広報紙の発行、治安情勢に応じた速報の発行、各種会議等への参加により、地域住民が被害に遭わないための情報提供と被害防止のための指導を実施する。</p> <p>・また、交番・駐在所の警察官が各家庭を訪問して、事件・事故等の被害防止等を指導する巡回連絡に積極的に取り組む。</p>	<p>・「交番（駐在所）だより」の発行（令和2年中約1,100回）による防犯・交通事故防止等の各種情報提供、なりすまし詐欺予兆電話など事件・事故等が発生した際の「交番（駐在所）速報」（令和2年中約500回）による注意喚起、高齢者サロン等におけるなりすまし詐欺被害防止の講話など地域で行われる各種会合等に参加し防犯指導を実施した。</p> <p>・また、巡回連絡においては、地域の環境や家族構成に応じた防犯に関する情報提供及び防犯診断・防犯指導を実施した。</p>	<p>・事件・事故等の被害防止に関し、広報紙の発行等による情報提供や、巡回連絡等における防犯診断・指導等、地域に密着した活動を行うことにより、地域住民の事件事故防止に関する意識が高まるとともに、交通安全が図られるなど、地域の安全・安心を確保することができた。</p> <p>・引き続き、なりすまし詐欺等をはじめとする犯罪の被害防止や交通安全に関する情報提供を行うとともに、防犯診断・防犯指導を継続し、地域の安全・安心を確保する。</p>	警察本部	地域企画課
<b>3-1-2 地域安全情報の発信</b>						
2	<p>ツイッターを活用し、犯罪情報や防犯情報を配信しています。今後も、声掛け事案、強盗、ひったくり、その他必要と認められた犯罪等の発生傾向等を分析して注意を呼びかける地域安全情報を発信します。また、新規登録を呼びかけ、幅広い情報提供に努めます。</p>	<p>・ツイッターや署安全安心メールを活用し、なりすまし詐欺や声掛け事案等に関する防犯情報を適宜発信する。</p> <p>・また、各種広報活動を通じて新規登録を呼び掛け、幅広い情報提供に努める。</p>	<p>・ツイッターや各署の安全安心メールにより、なりすまし詐欺や声掛け事案等に関する防犯情報を発信した。</p> <p>・情報発信回数（令和2年）                  ツイッター：2,343回                  安全安心メール：1,111回</p> <p>・登録者数（令和2年）                  ツイッター：8,400人                  （令和2年新規：822人）                  安全安心メール：7,367人                  （令和2年新規：2,271人）</p>	<p>・ツイッターや各署の安全安心メールを活用し、なりすまし詐欺や声掛け事案等に関する防犯情報を適宜発信した。</p> <p>・各種広報活動を通じて新規登録を呼び掛け、幅広い情報提供を行った。</p> <p>・令和3年度から、安全安心メールを新メール配信サービス「POLICEメールふくしま」に移行し、県民に対して、いち早い情報の発信を行っているが、受信登録数の拡大を図ることが課題である。</p>	警察本部	生活安全企画課
<b>3-1-3 サイバー犯罪被害防止</b>						
3	<p>サイバー犯罪から身を守る術を知らない児童・生徒やその保護者等を対象とした被害防止講座等の実施やホームページ、SNS等、多様な手段の活用による幅広い広報啓発活動を推進します。</p>	<p>・児童・生徒がインターネット利用による犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、関係機関との連携・情報交換を密にしながら、各学校における情報モラル教室の実施やWeb動画、ツイッターなど多様な媒体による広報啓発活動を推進することにより、児童・生徒及び保護者等に対する被害の現状を理解させるとともにインターネットに起因する少年の非行防止、犯罪被害防止を図る。</p> <p>・インターネット利用犯罪被害防止について福島県警のホームページに掲載、ラジオテレビ広報等取り得る防犯広報を実施する。</p> <p>・携帯電話販売店等に対して、児童や学生が使用するスマートフォン等を販売する際にはフィルタリングを児童生徒と保護者に説明して、設置するよう依頼広報することで犯罪被害防止を図る。</p>	<p>・各警察署等において、児童・生徒、保護者等を対象としたサイバー犯罪被害防止に係る講演会、講座を開催し、児童・生徒のサイバー犯罪被害防止のための広報啓発活動を604回、44,969人に対して実施した。</p> <p>・各警察署等において、児童・生徒に対するスマートフォン等のSNS利用に関する情報モラル教室を368回、のべ37,534人に対して実施した。</p> <p>・少年向けにインターネット利用犯罪のチラシ等を作成配布するなどの被害防止広報啓発活動を実施した。</p> <p>・ラジオ広報、テレビのスポット広報においてネット関連被害防止広報を実施した。</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会や講座、情報モラル教室については、学年ごとに分けるなどして少人数での実施や、校内放送等を利用するなど、感染防止対策を徹底した上で実施した。</p> <p>・インターネット利用犯罪のチラシ等については、少年のインターネットを利用した非行・犯罪被害の増加が懸念される夏休みより前の作成配布が目標であったが作成が遅れたことから、今後は早期に作成し、各広報活動・情報モラル教室への活用を図りたい。</p>	警察本部	生活環境課、少年課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(2) 防犯ボランティア団体等への支援</b>						
<b>3-2-1 連携による地域安全活動</b>						
4	防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して指導助言を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進します。	・自治体や防犯ボランティア等と連携を図り、子供の見守り活動や防犯パトロールを推進するほか、学校における不審者対応訓練等を実施する。	・自治体や防犯ボランティア等と連携を図り、子供の見守り活動や学校における不審者対応訓練、各種防犯指導等を実施した（各署において実施）。	・関係機関団体等に対して、ネットワーク通信を配信し、声掛け事案の発生状況や見守り活動についての助言指導を実施した。また、関係機関団体と連携した子供の見守り活動等の実施により、地域住民の安心感の醸成を図った。 ・継続的な見守り活動を実施する必要がある。	警察本部	生活安全企画課
		・防犯連絡所、消防団、町内会、各種ボランティア団体等との連携を図り、「防犯診断」「子ども見守り活動」等に対して指導助言を行うとともに、連携して活動を行うなど、地域安全活動を積極的に推進する。	・交番（駐在所）連絡協議会等により把握した地域住民の要望を踏まえた各種ボランティア団体との合同による防犯診断等の実施や、ボランティアに対する具体的な犯罪被害防止方策等の指導助言など、各種ボランティア団体と連携した地域安全活動を実施した。	・各種ボランティア団体等と連携しての活動や、犯罪等の被害防止に関する指導助言によりボランティア団体等を活性化・支援することで、地域住民の安全・安心感の醸成を図った。 ・引き続き、各種ボランティア団体等と連携を図るとともに適切な指導助言により支援しながら、地域安全活動を推進し、地域の安全・安心を確保する。		地域企画課
<b>3-2-2 防犯ボランティア活動支援</b>						
5	防犯ボランティア団体等が効果的で効率的な活動が展開できるよう、情報を提供するなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。また、装備資機材が不足している防犯ボランティア団体等に対する支援を行うとともに、青色回転灯装備車両によるパトロールの実施台数の拡大を図るなど、防犯ボランティア活動の支援に努めます。	・地域の防犯力向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、犯罪情勢や防犯に関する情報を随時提供するとともに、防犯ボランティア団体に対する装備資器材支援を行う。	・防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、地域の犯罪発生実態等について情報提供するなど、必要な情報共有を図った。 ・青色回転灯装備車両によるパトロール実施台数の拡大を図るとともに、装備資器材が不足している防犯ボランティア団体に対する支援に努めた。	・地域の防犯力向上に向けて、防犯ボランティア団体や防犯ネットワークに対し、活動に資する情報提供を行い、活動の活性化に努めた。 ・青色回転灯装備車両の台数拡大を図るとともに防犯ボランティア団体に対する物的支援を行った。 ・防犯ボランティアの高齢化が進んでおり、若い世代のボランティア参加の促進が課題である。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-2-3 被災者等による自主防犯組織への支援</b>						
6	仮設住宅や災害・復興公営住宅等入居者の安全・安心を確保するため、自治会等と連携して治安対策に取り組むとともに、被災者や事業者等による自主防犯組織の活動の支援に努めます。また、避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動の支援に努めます。	・災害・復興公営住宅等における訪問活動や集会所等における防犯講話等を実施し、入居者に対して各種犯罪被害防止を呼び掛けていく。 ・また、活動を開始・再開した防犯ボランティア等に対し、犯罪発生状況等の情報共有を図るとともに、活動支援に努めていく。	・防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携し、被災地のパトロール活動を実施するとともに、災害公営住宅等への戸別訪問活動により各種犯罪被害防止を呼び掛けた。 ・避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援を推進した。	・防犯ボランティアや民間パトロール隊と連携した被災地の防犯パトロール活動の実施や災害公営住宅等への戸別訪問活動により、被災者の安全・安心感の醸成を図った。 ・避難指示解除に伴い活動を再開した防犯ボランティアの活動支援により、自主防犯パトロール等が促進され、地域の治安維持が図られた。 ・未だ活動再開がなされていない防犯ボランティアに対する支援を推進する必要がある。	警察本部	生活安全企画課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(3) 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備</b>						
<b>3-3-1 金融強盗、「なりすまし詐欺」等被害の防止</b>						
7	市町村、福島県金融機関防犯対策協議会と連携し、金融機関に対する強盗等の未然防止のため、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策の推進と自主防犯体制の整備を図ります。また、なりすまし詐欺を未然に防止するため、金融機関職員による声かけ等被害の未然防止に向けた各種施策を促進するほか、金融機関と警察の緊密な連絡体制の下、「なりすまし詐欺」被害防止アドバイザー制度による被害防止対策を推進します。さらに、「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」との連携による広報なども行い、被害防止に努めます。	・強盗等の凶悪事件やなりすまし詐欺被害を防ぐため、金融機関に対する防犯診断や防犯指導、模擬強盗訓練や窓口対応訓練等を実施し、防犯対策を継続的に推進する。	・福島県金融機関防犯対策協議会等と連携し、各店舗に対する防犯診断、防犯指導、模擬強盗訓練等を実施し、自主防犯体制の改善・見直しを推進した。 ・なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携し、金融機関窓口等における声掛け訓練や街頭広報キャンペーン等を実施し、被害の未然防止に向けた広報啓発活動を推進した。	・福島県金融機関防犯対策協議会等と連携し、金融機関対象の強盗等に対する自主防犯意識の醸成や防犯体制の更なる向上を図った。 ・なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークと連携を図り、金融機関窓口等における数多くの未然防止がなされた。 ・金融機関窓口等で被害を防げなかった事案もあることから、更なる協力の働き掛けが必要である。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-3-2 店舗対象の強盗事件等被害の防止</b>						
8	福島県ストアセキュリティ対策協議会と連携し、被害の未然防止に向けて、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種施策を推進します。	・ストアセキュリティふくしまネットワークと連携し、犯罪発生情報の提供、管理者対策と自主防犯体制の整備を促進するほか、模擬強盗訓練や店舗に対する防犯診断等の各種対策を推進する。	・福島県ストアセキュリティ対策協議会を解散し、令和元年度に発足した「ストアセキュリティふくしまネットワーク」に一元化し、万引き被害防止に向けた連携強化を図り、被害発生情報等の迅速な提供、被害防止対策を推進した。 ・コンビニエンスストアに対する防犯指導と模擬強盗訓練を実施するなど強盗被害防止対策を推進した。	・ストアセキュリティふくしまネットワークの情報発信により、万引きに対する自主防犯意識の向上を図った。 ・コンビニエンスストアに対する防犯対策を推進し、経営者等の自主防犯意識の向上を図った。 ・店舗に対する継続的な被害防止対策の推進が必要である。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-3-3 自動車盗難被害の防止</b>						
9	福島県自動車盗難等防止対策協議会と連携し、盗難被害の未然防止と盗難自動車の不正輸出をさせない環境づくり等を推進するため、駐車場対策、広報啓発等の各種対策を推進します。	・福島県自動車盗難等防止対策連絡会と連携し、盗難被害の未然防止と盗難自動車の不正輸出をさせない環境づくり等を推進するため、犯罪発生状況の提供、駐車場対策、広報啓発等の各種対策を推進する。	・福島県自動車盗難等防止対策協議会を解散し、福島県自動車盗難等防止対策連絡会を立ち上げ、自動車盗難防止に資する情報共有を図った。	・関係機関、団体に対し、自動車盗難防止に資する情報提供を行い、被害の拡大防止を図った。 ・継続的な情報提供による自動車盗難防止対策を推進する必要がある。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-3-4 サイバー攻撃による情報流出被害の防止</b>						
10	福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会と連携し、標的型メール攻撃等のサイバー攻撃から企業等が保有する重要な情報の流出を防止するため、セミナー等による啓発活動を通じて組織内の情報セキュリティ対策を徹底します。	・福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会会員等に対するサイバーセキュリティに関する情報提供を実施し、サイバー犯罪被害防止対策を推進するほか、重要インフラ事業者等に対する個別訪問や共同訓練を実施し、サイバーセキュリティの点検や対処能力の向上を図る。	・福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会会員に対しセキュリティ情報等を周知するため、サイバーセキュリティ通信を8回発行。 ・重要インフラ事業者との共同訓練を実施し、対処能力の向上を図るとともに、同事業者等に対する個別訪問を通じ、サイバー攻撃情勢や被害の未然防止に関する情報を共有するなど、連携の強化を図った。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年実施している福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会総会が未開催となり、セキュリティ企業による講演も未実施となった。 今後は新型コロナウイルス感染症防止対策を取り入れ、福島県ネットワーク・セキュリティ連絡協議会会員等に対するサイバーセキュリティに関する情報提供を継続して実施し、サイバー犯罪被害防止対策を推進する。	警察本部	生活環境課、公安課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(4) 犯罪防止に配慮した環境設計(施設、住宅等の整備及び管理)の普及</b>						
<b>3-4-1 犯罪が起りにくい環境整備</b>						
11	道路、公園、駐車場・駐輪場について、自治体や施設の管理者と連携を図り、周囲からの見通しの確保や、照明、防犯カメラの設置などによる犯罪が起りにくい環境の整備に努め、犯罪抑止対策を推進します。	・自治体や施設管理者と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置などを働き掛け、犯罪の起りにくい環境整備を推進する。	・施設管理者等と連携を図り、周囲からの見通し確保、照明や防犯カメラの設置などを働き掛け、犯罪の起りにくい環境整備を推進した。	・施設管理者等と連携を図り、犯罪の起りにくい環境整備の推進し、犯罪抑止対策が図られた。 ・継続的な犯罪の起りにくい環境整備の働き掛けをする必要がある。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-4-2 住宅の防犯対策</b>						
12	住宅に関しては、自主防犯診断の促進を図るとともに、住宅メーカーや警備業者との連携を図るほか、防犯に関する事項を含む「防犯対策推進の家チェックシート」の利用促進を図る等、防犯に配慮した住宅の普及に努めます。	・住宅メーカーや警備業者などと連携した広報啓発活動等を推進し、防犯意識の向上及び防犯に配慮した住宅の普及に努める。	・住宅対象の侵入窃盗被害を防止するため、住宅メーカーや警備業者などと連携した広報啓発活動を実施し、防犯意識の向上及び防犯に配慮した住宅の普及を推進した。	・住宅対象の侵入窃盗被害防止のため、各種被害防止広報を実施し、自主防犯意識の向上を図った。 ・継続的な侵入窃盗被害防止広報が必要である。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-4-3 店舗における防犯対策</b>						
13	店舗面積1,000㎡超の商業施設に対しては、大規模小売店舗立地法に基づき、出店業者への防犯指導の強化を図り、防犯対策を促進します。	・各商業施設における防犯対策の強化を図るため、引き続き、対象業者に対する具体的な防犯指導を推進する。	・商業施設の出店業者に対し、駐車場における必要照度の確保や防犯カメラの設置、従業員による定期巡回等を働き掛けるなど、防犯対策の強化を推進した。	・商業施設の出店業者による自主防犯対策が促進された。 ・継続的な被害防止対策の働き掛けが必要である。	警察本部	生活安全企画課
<b>3-4-4 強盗の被害に遭いやすい店舗の防犯対策</b>						
14	金融機関、ぱちんこ店、ぱちんこ景品買取所、深夜飲食店、コンビニエンスストアなど強盗の被害に遭いやすい特定店舗に対しては、施設の管理者と連携を図り、防犯カメラの設置等ハード面の対策と従業員に対する防犯指導等ソフト面の対策を推進します。	・特定店舗における防犯対策の強化を図るため、引き続き施設管理者と連携を図り、防犯カメラの設置等のハード面対策と従業員に対する防犯指導等のソフト面対策を推進する。	・特定店舗において、チェックリストに基づく防犯診断を実施し、防犯カメラ設置等のハード面、従業員に対する防犯指導等ソフト面の両面における防犯対策強化を推進した。	・特定店舗に対する防犯対策を推進し、被害の未然防止及び事件発生時の早期解決が図られた。 ・継続的な防犯指導や店舗周辺警戒が必要である。	警察本部	生活安全企画課
<b>(5) 子どもの安全確保に関する施策の実施</b>						
<b>3-5-1 地域社会の連携による子どもの安全確保</b>						
15	子どもへの声掛け事案の情報共有を図るとともに、登下校時間帯をはじめとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回）を実施する。 ・生徒指導部を中心とした校内体制の整備（各県立特別支援学校）を行う。  ・学校事故防止対策研究協議会、学校安全指導者養成研修会を開催し、地域と連携した防犯体制づくりについて啓発する。	・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回計16名）を実施した。 ・各校に共通する課題を取り上げ、共通理解を行った。  ・学校安全指導者養成研修会を県内3地区（いわき・会津・南会津）を対象に実施し、自校の実態に即したマニュアル作成を依頼した。	・特別支援学校生徒指導等担当研修会（コロナ禍により1回開催）を実施し、コロナ禍におけるSNSでの誹謗中傷の防止に向けた各校の取組についての協議を行ったことで安全確保体制を推進した。  ・学校安全指導者養成研修会については、学校安全全般の内容だったため、今回は自然災害対応がメインの研修会となってしまった。次回は生活安全をメインとした内容を企画したい。	教育庁	特別支援教育課  健康教育課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
15	子どもへの声掛け事案の情報共有を図るとともに、登下校時間帯をはじめとして通学路や公園等において子どもの見守り活動により警戒を行うとともに、不審者の早期発見等により被害を防止するため、警察、学校、防犯関係団体、保護者等の地域社会の連携をより一層強化して子どもの安全確保対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所をとおして、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察等と連携し、不審者等の情報があれば、教育事務所を通して、地教委、学校へ警戒を促す連絡を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県警からの情報提供があった際に、教育事務所を通して、地教委、学校へ注意喚起を行い、児童生徒の安全確保ができた。</li> </ul>	教育庁	義務教育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警察本部で委嘱しているスクールサポーター、学校等関係機関、地域の防犯ボランティア等と連携して、登下校時間帯の子どもの見守り活動、警戒活動を行い、不審者の早期発見等により被害を防止するため、学校等関係機関等と連携を密にし、子供の安全対策に係る情報の収集と提供に努め、子どもの安全確保対策を推進する。</li> <li>性犯罪や声かけ事案などに関する「学校・警察児童生徒安全だより」を作成して学校教育機関等へ届け、安全対策情報を提供して子供の安全確保対策を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各警察署の管内において、地域のボランティアや少年警察ボランティア等と連携した街頭活動による登下校時間帯の見守り、警戒活動を実施した。声掛け事案等の発生時には管内のパトロールや見守り活動を強化し、不審者の早期発見に努めるなど、被害の防止に努めた。また、定期的に「学校・警察児童生徒安全だより」により学校教育機関等へ性犯罪、声かけ事案等に関する安全対策情報を提供するなど子供の安全確保対策を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、登下校の見守り活動を実施するとともに、通学路の危険場所を点検するなど子供の犯罪被害防止に努めた。</li> <li>毎月、教育機関等に対して性犯罪、声掛け事案等に関する安全情報を提供するほか、凶悪事件発生時についても情報提供し、子供の安全確保対策に努めた。</li> </ul>	警察本部	少年課
<b>3-5-2 学校における安全確保</b>						
16	各学校において整備した危機管理マニュアルがしっかり機能するよう、随時見直しを行うとともに、それを運用する教職員に対して研修を行うなど、子どもの安全確保の徹底を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県立学校が、「危機管理マニュアル」の見直しを図り、4月末までに県教委へ提出させるとともに、校内の教職員間で情報共有の徹底を図るよう促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各県立学校に「危機管理マニュアル」の見直しを図り、4月末までに県教委へ提出させるとともに、校内の教職員間で情報共有の徹底を図るよう促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区において教頭を対象とした学校事故防止対策研究協議会が中止となったので、資料を配付し事故防止のための活用を図った。学校安全に係る情報提供をその都度行い、事故の未然防止に努める。</li> </ul>	教育庁	高校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>専門研修講座「チーム力向上のためのメンタルヘルス」（特別支援教育センター）を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門研修講座で実施した。講座参加者25名、公開講座(外部講師による講義)参加者5名、計30名が参加し、教員のメンタルヘルスについて学んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者は、ストレスチェックにより自身が抱えるストレスについて確認し、個々に応じた対処法を学んだ。各校での伝達講習会において、講座参加者は研修内容を伝達した。全職員で研修内容を共有し、職場内で実践することができた。</li> </ul>		特別支援教育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促すとともに、引き続き「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」の活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年実施している管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会が中止となったため、各校の安全担当者等による学校安全指導者養成研修会において各校の危機管理マニュアルの見直しと改善を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同地域（同じ災害の危険性がある）の小学校～高校までで危機管理マニュアルの見直しができたことで現状に即した防災体制の強化を図った。</li> </ul>		健康教育課
<b>3-5-3 子どもの安全教育の充実</b>						
17	子ども自身が犯罪から身を守るためには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、防犯意識を高めるよう指導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、防犯意識を高めるよう指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県高等学校生徒指導協議会において担当者研修会を実施し、防犯意識の高揚やいじめ防止等に関連する指導力の向上を図った。県立高校においては、情報モラル講話や交通安全教室等を通して安全教育の充実に努めた。</li> </ul>	教育庁	高校教育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯教室等を開催（各県立特別支援学校）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯教室等を開催（各県立特別支援学校）した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各校、防災委員会や生徒指導部が中心となり、携帯電話の使用に関する学習を実施し、対処方法等を確認した。今後は、各家庭の意識向上に向けた取組の実施も検討する。</li> </ul>		特別支援教育課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校事故防止対策研究協議会、学校安全指導者養成研修会を開催し、各校の実態に応じた安全教育の充実について啓発する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年実施している学校事故防止対策研究協議会の中止や臨時休業の影響が大きく、防犯教室の実施率は小学校87.6%、中学校72.6%、高校20.9%であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍によるイレギュラーな年度であったが、令和元年度並の実施率に回復させたい。</li> </ul>		健康教育課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
17	子ども自身が犯罪から身を守るためには、子どもの防犯意識の向上を図る必要があることから、防犯教室を開催するなど安全教育の充実に努めます。	・子ども自身が犯罪から身を守るためには、子ども自身が犯罪類型を認識し、防犯意識を向上させる必要があることから、防犯教室で大人への知らせ方や逃げ方など具体的な対策を教えて安全教育の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内各署において、小・中・高等学校等に対する防犯教室等の被害防止教育を実施したほか、警察署見学等あらゆる機会を利用して子供に対する防犯講話等を実施するなどして子供の防犯意識の向上を図った。</li> <li>(参考)令和2年度 実施回数等 <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校 ・ ・ 234回 (参加児童数：約33,000人)</li> <li>中学校 ・ ・ 72回 (参加生徒数：約9,000人)</li> <li>高等学校 ・ ・ 10回 (参加生徒数：約1,500人)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会や講座、防犯教室については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学年ごとに分けて実施したり、校内放送等を利用した講演にするなど、感染防止対策を徹底した上で実施した。</li> <li>・不審者からの離脱する方法などを警察職員が実演し、分かりやすい指導を実施した。</li> </ul>	警察本部	少年課
<b>3-5-4 学校施設・設備点検による安全確保</b>						
18	学校に対し、校舎、体育館、プールなどの施設・設備の定期点検及び日常点検の実施を指導し、子どもの安全確保の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問（年1回 県立特別支援学校本分校23校）を実施する。</li> <li>・学校事故防止対策研究協議会、学校安全指導者養成研修会を開催し、日常の点検強化による未然防止について啓発する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問（年1回 県立特別支援学校本分校23校）を実施し、施設・設備の管理状況を確認した。</li> <li>・学校事故防止対策研究協議会での周知を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止となったため、文書等により周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校訪問（年1回、県立特別支援学校本分校23校）を実施し、継続して施設・設備状況を確認し、改善に関する指導を実施した。</li> <li>・文書等による周知であったが、日常の点検強化による未然防止を図った。コロナ禍が落ち着けば、今まで通り実施している管理職を対象とした学校事故防止対策研究協議会で周知したい。</li> </ul>	教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育課</li> <li>健康教育課</li> </ul>



4 虐待等対策の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 虐待等防止のための周知啓発</b>						
<b>4-1-1 暴力、虐待防止の周知啓発</b>						
1	DVや児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待については、大人から子どもまでを対象とした人権教育や虐待防止に関する制度を周知するなど普及啓発を実施し、社会全体の認識を深めるよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設職員対象の研修などでパンフレット「高齢者虐待を防ごう！」を配布し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口の周知徹底や虐待の早期発見を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設職員等向けに高齢者虐待防止のための研修会を開催し、高齢者虐待防止法の周知や高齢者施設における虐待防止を図った（参加施設数 96施設）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で家族との接触が制限され、介護施設における虐待が潜在化しやすい環境下で、施設内で虐待を防止する、気づく取組を強化する研修が実施できた。</li> </ul>	保健 福祉 部	高齢 福祉 課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月の児童虐待防止推進月間に向けて、普及啓発を行う。</li> <li>・児童相談所虐待対応ダイヤル広報用カードを作成して関係機関へ配付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親啓発用リーフレット1, 950枚を作成して各児童相談所や児童家庭支援センター等の関係機関に配置し、対象者へ配付するとともに、児童相談所虐待対応ダイヤル広報用カードを作成して県内全ての小中高校へ配付（76, 550枚）し、普及啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の相談先を児童に周知するほか、虐待などにより家庭を離れて生活する児童が家庭的な養育環境で生活することができるよう里親制度について、各関係機関に周知することができた。</li> <li>引き続き、児童への啓発の他、広く社会全体への認識を深めることができるよう周知方法など検討しながら取り組んでいく。</li> </ul>		児童 家庭 課
<b>4-1-2 DV防止対策</b>						
2	DVについては、広報媒体による普及啓発事業を実施するとともに、女性支援パートナーとして活動するボランティアの対応力の向上や民間支援団体活動との連携・協力による事業の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（1回）。</li> <li>・法律相談が必要な相談者・入所者について、日本司法支援センター（法テラス）を紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し、情報共有を図った。（令和3年3月書面開催 民間支援団体等37機関。）</li> <li>・法律相談が必要な相談者・入所者について、日本司法支援センター（法テラス）を紹介した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での会議開催が困難となったが、書面開催により情報共有を図ることができた。</li> <li>今後も関係団体と連携・協力を図りながら支援に努めていく。</li> </ul>	保健 福祉 部	児童 家庭 課
<b>4-1-3児童虐待防止対策</b>						
3	児童虐待については、広報媒体の活用や関係機関への啓発により社会全体の認識を深めるよう努めるとともに、関係機関スタッフの対応力向上を図るため、研修の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修（7回）、保育者向け研修（5回）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（2回）の開催や広報媒体の活用による啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性の向上を図るため、各種研修を実施する。</li> <li>・虐待・暴力未然防止支援者養成研修（CAPスペシャリスト養成研修）をNPO法人に委託して実施し、児童虐待の予防を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待から子どもを守る連絡会議（1回・26機関33人）、学校職員向け研修（5回・148人）、要保護児童対策調整担当者研修会（5日間・52人）市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（1回・16人）を開催するとともに、ラジオによる啓発等を行った。また、児童相談所や関係機関の専門性の向上のための研修を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響から、研修会への参加者が減少した。オンラインでの研修実施など多くの関係機関職員が参加できるよう実施方法について検討していく。</li> <li>また、虐待の啓発について引き続き多様な広報媒体を活用して取り組んでいく。</li> </ul>	保健 福祉 部	児童 家庭 課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（年2回）を開催する予定。</li> <li>・県内特別支援学校の地域支援センターによる研修支援及び相談支援を関係機関と連携し、小・中学校等の要請に応じて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校生徒指導等担当者研修会（新型コロナウイルス感染症の影響により年1回のみ）を開催した。</li> <li>・県立特別支援学校のセンター的機能により、関係機関と連携し、小・中学校等の要請に応じて研修支援及び相談支援を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、年2回実施の研修会を、11月に1回のみ実施した。コロナ禍におけるSNSでの誹謗中傷に対する対策等についての協議を行った。</li> <li>・県立特別支援学校に設置された地域支援センターを中心に、地域の関係機関と連携し、相談支援や研修支援等を実施した。</li> </ul>		教育 庁



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>4-1-4 高齢者虐待防止対策</b>						
4	高齢者虐待については、県の各種広報媒体等を活用し、制度及び市町村等の相談・通報窓口を周知するとともに、高齢者虐待の一つである身体拘束についても、相談窓口の設置やその他の取組について周知を図ります。また、認知症や介護に関する知識などについて、県民向けの講習会を開催するなど周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設職員対象の研修などでパンフレット「高齢者虐待を防ごう！」を配布し、高齢者虐待に係る通報・相談窓口の周知徹底や虐待の早期発見を図る。</li> <li>・県直営の身体拘束相談窓口を設置し、県民からの相談への対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設職員等向けに高齢者虐待防止のための研修会を開催し、高齢者虐待防止法の周知や高齢者施設における虐待防止を図った（参加施設数 96施設）。</li> <li>・県直営の身体拘束相談窓口を設置し、相談を受けた（1件）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で家族との接触が制限され、介護施設における虐待が潜在化しやすい環境下で、施設内で虐待を防止する、気づく取組を強化する研修が実施できた。</li> </ul>	保健福祉部	高齢福祉課
<b>4-1-5 障がい者虐待防止対策</b>						
5	障がい者虐待については、制度の内容や通報義務、障がいや障がい者の特性などに関する正しい理解を促進するため、通報窓口、相談窓口を設置するとともに、ホームページを始めとした広報媒体による周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報・相談の窓口となる市町村とともに障がい者虐待防止法に関する周知活動に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県障がい者権利養護センター、各市町村に基幹相談支援センターを設置するとともに、障害者虐待防止法に関する研修を障がい福祉課ホームページ上にて令和3年3月31日～4月30日まで掲載する形式で行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も県障がい者権利擁護センター、各市町村に基幹相談支援センターを設置するとともに、障害者虐待防止法に関する研修を受講、周知するための伝達研修を行っていく。</li> </ul>	保健福祉部	障がい福祉課
<b>4-1-6 障がい者の権利擁護の推進</b>						
6	障がい者の権利擁護については、障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者への関心と理解が促進されるよう周知啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや障がい者への理解を深めるためのパンフレットやDVD等を活用したふくしま共生サポーター養成講座を開催し、地域における障がい者理解を促進する。また、手話に特化した映像作品を作成し、手話のさらなる普及に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいや障がい者への理解を深めるためのパンフレットやDVD等を活用したふくしま共生サポーター養成講座を開催し、地域における障がい者理解を促進した。（出席者数34名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、各保健福祉事務所で実施している出前講座の項目にふくしま共済サポーター養成講座を加えることで、地域における障がいや障がい者へのさらなる理解促進に努める。</li> </ul>	保健福祉部	障がい福祉課
<b>4-1-7 施設等における虐待防止対策</b>						
7	児童、高齢者、障がい者等の権利を擁護するため、施設等における虐待の未然防止を図ります。さらに、虐待の早期発見、早期対応を含め、対策の実効性を高めるため、施設等に対して、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた体制整備について周知徹底を図るとともに、施設職員等に対する研修の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等の看護職員を対象にした高齢者権利擁護にかかる看護実務者研修を実施する。</li> <li>・高齢者施設職員等を対象にした高齢者虐待防止のための研修を実施し、通報窓口等の周知や高齢者施設における虐待の潜在化防止を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設等の看護職員を対象にした高齢者権利擁護にかかる看護実務者研修を実施した（参加者60名）。</li> <li>・高齢者施設職員等向けに高齢者虐待防止のための研修会を開催し、高齢者虐待防止法の周知や高齢者施設における虐待防止を図った（参加施設数 96施設）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で家族との接触が制限されることで、介護施設における虐待がより潜在化しやすくなっているなかで、施設内で虐待を防止する、気づくということが重要であり、それに資する研修が実施できた。</li> </ul>	保健福祉部	高齢福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止法の周知に努めるため、施設従事者や市町村担当者等の関係者を対象に研修会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止法の概要や虐待事案、虐待防止のための方策等に関する研修会を市町村担当者、障がい者福祉施設管理者等を対象として、障がい福祉課ホームページに掲載する形式で行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も障害者虐待防止法に関する研修を受講、周知するための伝達研修を行っていく。</li> </ul>		障がい福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所において児童福祉施設等連絡協議会を開催し、施設職員に対する研修及び情報交換を行う。</li> <li>・また、児童福祉施設監査により、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備などを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所において児童福祉施設等連絡協議会を開催し、施設職員に対する研修及び情報交換を行った。</li> <li>・また、児童福祉施設監査により、虐待に関する職場内研修の実施や苦情処理体制の整備などを確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場内研修や苦情処理体制への取組が定着しており、引き続き、児童福祉施設等連絡協議会などにより啓発に努めていく。</li> </ul>		児童家庭課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(2) 虐待等の防止体制の整備</b>						
<b>4-2-1 関係機関連携によるDV防止対策</b>						
8	「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の構成機関が有機的に連携し、協力を図りながら、DVの防止と被害者の保護・自立支援に当たります。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（1回）。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し、情報共有を図った。 (令和3年3月書面開催 民間支援団体等37機関。)	新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での会議開催が困難となったが、書面開催により情報共有を図ることができた。 今後も関係団体と連携・協力を図りながら支援に努めていく。	保健 福祉 部	児童 家庭 課
<b>4-2-2 児童相談所による総合的な支援</b>						
9	児童相談所は、中核的専門機関として関係機関と連携を図りながら、早期発見から虐待を受けた児童の自立に至るまでの総合的な支援を行います。また、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図る上で、地域の事情を最も把握している市町村が中心となって関係機関が連携・協力する「要保護児童対策地域協議会」の役割が重要であるため、有機的に機能するよう支援に努めます。	・要保護児童対策地域協議会の強化のため、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（2回）、市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（1回）に加え、市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員を配置し、地域の支援を行う。	・要保護児童対策地域協議会の強化のため、要保護児童対策調整担当者研修会（5日間・52人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（1回・16人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員の配置（6人配置、支援5回）等を行った。	要保護児童対策地域協議会が適切に運営されるよう、職員の専門性向上に向けて研修を実施した。 引き続き児童虐待について、地域での未然防止や早期発見・早期対応に向けて取り組んでいく。	保健 福祉 部	児童 家庭 課
<b>4-2-3 児童虐待における関係機関の連携</b>						
10	児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護を図るため、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある機関等の通告体制の下、関係機関が適切に連携し対応するとともに、市町村におけるネットワークの構築と運営を支援します。	・相談支援チームケース会議を開催する（6地区年3回）。 ・地域支援ネットワーク会議を開催する（6地区年3回）。 ・特別支援教育体制促進協議会を開催する（7地区年2回）。 ・教育支援協議会を開催する（7地区年1回）。	・相談支援チームケース会議を開催した。 （6地区年3回実施） ・地域支援ネットワーク会議を開催した。 （6地区年3回実施） ・特別支援教育体制促進協議会を開催した。 （7地区年2回実施） ・教育支援協議会を開催した。 （新型コロナウイルス感染症の影響により開催せず）	・新型コロナウイルス感染症の影響により、中学校長を対象とした教育支援協議会の実施ができなかった。 令和3年度は、小学校長を対象とした協議会を実施予定。 ・地域の関係機関と連携し、各地区において地域の課題に対する各種会議を実施し、ネットワークの構築を行った。	教育 庁	特別 支援 教育 課  義務 教育 課
		・国からの通知・通達を速やかに伝達し、周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護等を支援する。 ・児童福祉施設や医療機関等の関係機関と適切に連携し、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護等に努める。 ・「『こまったな』と思ったら”SOS”を出してみよう」リーフレットに、各種相談窓口一覧を記載し、県内各小・中学校へ配付するとともに、義務教育課ホームページに掲載して周知を図る。	・国からの通知・通達を速やかに伝達し、周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護等を支援した。 ・『「SOSの出し方に関する教育」を推進しましょう』パンフレットに、各種相談窓口一覧を記載し、県内各小中学校へ配付するとともに、義務教育課HPに掲載して周知を図った。	・国からの通知・通達及び児童虐待の未然防止、早期発見、保護等について適宜対応し、適切な周知や支援を行うことができた。 ・「SOSの出し方に関する教育」の実施に当たっては、県教育委員会ホームページのURLを掲載し、指導資料「『SOSの出し方に関する教育』を推進しましょう」及び「『こまったな』と思ったら“SOS”を出してみよう」の活用を推進することができた。		



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
10	児童虐待の未然防止や早期発見、適切な保護を図るため、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある機関等の通告体制の下、関係機関が適切に連携し対応するとともに、市町村におけるネットワークの構築と運営を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待から子どもを守る連絡会議、学校職員向け研修（7回）、保育者向け研修（5回）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（2回）等により啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性向上のための各種研修を実施する。</li> <li>・福島県弁護士会が実施する「子ども相談窓口」と連携し、要保護児童を適切な支援につなげていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待から子どもを守る連絡会議（1回・26機関33人）、学校職員向け研修（5回・148人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（1回・16人）等により啓発等を行うとともに、児童相談所や関係機関の専門性向上を図るための各種研修を実施した。</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症の影響から、研修会等への参加者が減少した。オンラインでの研修実施など多くの関係機関職員が参加できるよう実施方法について検討していく。	保健福祉部	児童家庭課
<b>4-2-4 高齢者虐待に関する市町村ネットワークへの支援</b>						
11	各市町村においては高齢者虐待防止ネットワークが構築されており、同ネットワークが十分に機能するよう支援します。また、認知症高齢者に対する適切な対応が図れるよう、認知症サポーターの養成や地域支援関係者に対する認知症対応力向上研修、認知症地域支援推進員研修などを行い、認知症に関する実践的な問題解決能力を向上させることで、高齢者虐待の未然防止や早期発見、適切な対応が図られるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（法曹、医療、介護関係）から構成された高齢者権利擁護推進協議会（高齢者虐待防止及び成年後見制度を含む）を開催し、引き続き市町村におけるネットワーク機能の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（法曹、医療、介護関係）から構成された高齢者権利擁護推進会議を開催し、県内の虐待状況及び市町村における高齢者虐待に係る体制整備状況について協議した（書面開催）。</li> </ul>	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となったが、次年度以降も継続して取り組んでいく。	保健福祉部	高齢福祉課
<b>4-2-5 市町村職員等の対応能力向上のための研修</b>						
12	市町村、関係機関等における職員に対して、虐待における実務に直結した専門的な知識や具体的な対応方法を学ぶ体系的な研修を実施し、個々の職員の虐待への対応能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員等に向け、養護者による高齢者虐待対応の研修及び養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の研修の実施を予定していたが、中止となった（新型コロナウイルス感染拡大防止）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員等に向け、養護者による高齢者虐待対応の研修及び養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の研修の実施を予定していたが、中止となった（新型コロナウイルス感染拡大防止）。</li> </ul>	市町村職員等に対し実施する高齢者虐待に係る対応力向上研修について、令和3年度以降も継続して実施していく。	保健福祉部	高齢福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者虐待防止法の周知に努めるため、施設従事者や市町村担当者等の関係者を対象に研修会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者虐待防止法の概要や虐待事案、虐待防止のための方策等に関する研修会を市町村担当者、障がい者福祉施設管理者等を対象として、障がい福祉課ホームページに掲載する形式で行った。</li> </ul>	今後も障害者虐待防止法に関する研修を受講、周知するための伝達研修を行っていく。		障がい福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会向け研修2回、学校教職員向け研修7回、保育者向け研修5回を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策調整担当者研修会（5日間・52人）、学校教職員向け研修（5回・148人）、市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会（1回・16人）を実施した。</li> </ul>	研修を実施し、関係機関の職員の対応能力向上を図った。新型コロナウイルス感染症の影響から、参加者が減少した研修があり、オンラインでの研修実施など多くの関係機関職員が参加できるよう実施方法について検討していく。		児童家庭課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>4-2-6 障がい者虐待防止ネットワーク構築</b>						
13	障がい者への虐待の防止と早期発見のため、市町村が中心となった地域の実情に応じた関係機関との連携・協力体制の構築を支援します。	・各基幹相談支援センターや市町村の障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待防止及び養護者支援に関する情報収集、分析、提供、虐待防止等に関する広報その他啓発活動を行う。	・各基幹相談支援センターや市町村の障がい者虐待防止センターが拠点となり、地域の協力体制を構築するとともに、県権利擁護センターにおいて、市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他必要な援助を行った。	・今後も、各基幹相談支援センターや市町村の障がい者虐待防止センターを拠点として地域の協力体制の構築に努める。また、県権利擁護センターにて市町村相互の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他必要な援助を継続していく。	保健 福祉 部	障が い福 祉課
<b>(3) 虐待等の被害者又はその家族等への支援</b>						
<b>4-3-1 関係機関連携によるDV被害者支援</b>						
14	DV被害者支援と同伴者の保護・自立支援のため、女性のための相談支援センターが配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）の中核となって、関係機関と連携して対応します。また、深刻で緊急な救済を要するDVに総合的に対応するため、「福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議」の下、その関係機関が有機的に連携・協力し、DVの防止や被害者の支援を推進します。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し情報交換をする予定（1回）。	・福島県ドメスティック・バイオレンス対策連携会議を開催し、情報共有を図った。（令和3年3月書面開催 民間支援団体等37機関。）	新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での会議開催が困難となったが、書面開催により情報共有を図ることができた。今後も関係団体と連携・協力を図りながら支援に努めていく。	保健 福祉 部	児童 家庭 課
<b>4-3-2 DV相談体制の整備</b>						
15	DVセンターとして女性のための相談支援センター、県男女共生センター、各保健福祉事務所及び郡山市こども家庭相談センターの計9施設を指定しており、女性相談員については、女性のための相談支援センター、各保健福祉事務所及び福島市等5市に配置されています。DV被害者や同伴児の保護・自立支援に的確に対応するため、他の市町村にも女性相談員の配置を促すとともに、住民に最も身近な市町村が、適切な施設においてDVセンターの機能を果たせるよう、相談体制の整備を支援します。	・各保健福祉事務所の女性相談員が市町村を訪問し、DV被害者支援のための普及啓発を図る。	・各市町村を対象に担当者研修会を開催し、DV被害者支援のための普及啓発を図った。（2回・オンラインで実施。計30名参加。）	新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での会議開催が困難となったが、オンラインにより研修を実施することができた。今後も適切な相談が実施できるよう取り組んでいく。	保健 福祉 部	児童 家庭 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>4-3-3 虐待を受けた児童への保護・支援</b>						
16	虐待により心に深い傷を抱える児童については、家庭的な雰囲気の中で愛着と理解をもって養育する里親制度や、心理療法によるケア及び小規模なグループによりケアを行う児童養護施設における養育により、手厚い保護・支援を行います。また、施設職員などからの虐待については、指導や助言を行うとともに、指導に従わない場合には、児童福祉法に基づく勧告・命令の権限を適切に行使し、被虐待児を支援します。	・児童養護施設に虐待を受けた子ども達に心理療法を行う職員を配置し、対象児童の心のケアを行う。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図る。	・児童養護施設に心理療法を行う職員を配置し、虐待を受けたこども達の心のケアを行った。また、児童福祉施設等連絡協議会、里親研修等で、被措置児童の権利擁護と虐待防止について周知するとともに、入所児童に対しては「子どもの権利ノート」を活用し、自他の権利の尊重に関する意識の醸成を図った。	児童相談所との連携の下、児童養護施設に配置された心理療法を行う職員により、入所している子ども達の心のケアを実施した。引き続き児童養護施設等で生活する児童が安心して生活することができるよう、心のケアへの取組などを継続していく。	保健 福祉部	児童 家庭課
<b>4-3-4 高齢者虐待の被害者等への支援</b>						
17	虐待を受けた高齢者や虐待を行った家族等への支援が適切に行われるよう、支援を行う市町村や地域包括支援センターの職員等に対し、虐待への対応能力向上のための研修を実施するとともに、必要な助言を行います。	・市町村職員等に向け、養護者による高齢者虐待対応の研修及び養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の研修の実施を予定していたが、中止となった（新型コロナウイルス感染拡大防止）。	・市町村職員等に向け、養護者による高齢者虐待対応の研修及び養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の研修の実施を予定していたが、中止となった（新型コロナウイルス感染拡大防止）。	・市町村職員等に対し実施する高齢者虐待に係る対応力向上研修について、令和3年度以降も継続して実施していく。	保健 福祉部	高齢 福祉課
<b>4-3-5 障がい者虐待の相談・支援</b>						
18	障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者110番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に必要な支援を行います。	・障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者110番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に必要な支援を行う。	・障がい者への虐待については、日常生活での悩みごとから法律相談まで対応できる「障がい者110番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」などにより相談・支援を行い、障がい者の安全を守るとともに、虐待の背景にある問題を理解した上で、養護者や家族に対し、居室の確保やケース会議の開催等の必要な支援を行った。	・今後も障がい者への虐待について、「障がい者110番」や「障がい者権利擁護センター」、「市町村障がい者虐待防止センター」にて相談・支援を行い、虐待の背景にある問題の理解に努め、擁護者や家族に対し居室の確保やケース会議の開催等の必要な支援を継続していく。	保健 福祉部	障がい 福祉課



5 交通安全の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備</b>						
<b>5-1-1 事故分析による事故削減対策</b>						
1	交通事故が多発している箇所について、道路環境を踏まえた事故分析を行い、国や市町村、関係機関と連携しながら、効果的な事故削減対策を講じます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、事故多発地点現地調査は実施しないこととした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染防止の観点から福島県道路環境整備技術調査委員会による現地調査等の事業が年間を通じ中止となり、想定した実績が得られなかった。</li> </ul>	<p>次年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえつつ、あらゆる対策を講じ可能な限り左記事業を積極的に推進する。</p>	生活環境部	生活交通課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県道路環境整備技術調査委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、今年度は事故多発地点の現地調査は実施しないこととなったが、過年度にハード整備等の対策が必要と整理された事故多発地点の対策実施状況について確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島県道路環境整備技術調査委員会により、平成30年度に実施した交通事故対策実施箇所の交通事故発生状況について整理をした。</li> </ul>	<p>交通事故対策実施箇所における事故件数等が、事業実施前と比較し大きく減少していたことから、引き続き、福島県道路環境整備技術調査委員会により、交通事故多発地点等について道路環境を中心に事故要因の分析を行い、適切かつ効果的な解消施策を展開する必要がある</p>	土木部	道路計画課、道路整備課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度事故多発地点緊急対策事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ中止とする。</li> <li>令和2年度署重点対策交差点として指定した県内38交差点について、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した安全対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各警察署ごとに管内の事故多発交差点を署重点対策交差点として指定し（令和2年度指定県内38交差点）、交通規制の実施や見直し、道路管理者と連携した各種安全対策を推進した。</li> <li>例年実施している福島県道路環境整備技術調査委員会による度事故多発地点緊急対策事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ現場点検、会議等が中止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交差点における交通事故の発生は依然として高い割合を占めていることから、引き続き道路管理者と連携した各種事故削減対策を講じる。</li> <li>福島県道路環境整備技術調査委員会における事故多発地点緊急対策事業について、次年度以降の事業実施の際は関係機関と連携した対応を進める。</li> </ul>	警察本部	交通規制課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の交通事故発生状況をもとに四半期ごとに各警察署単位での事故分析を行い、交通事故が多発している箇所を抽出し、多発箇所周辺における街頭活動の強化、関係機関と連携した各種広報啓発活動によって、効果的な交通事故防止対策を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の交通事故発生状況をもとに四半期ごとに各警察署単位での事故分析を行い、交通事故が多発している箇所を抽出し、多発箇所周辺における街頭活動の強化、関係機関と連携した各種広報啓発活動により効果的に交通事故防止対策を実施し、交通事故発生件数が3,266件（-16.7%）、死者数57人（-6.6%）、傷者数3,857人（-17.6%）といずれも減少させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度については、交通事故発生件数、死傷者数いずれも過去最少となったが、さらなる交通事故防止対策として、多発箇所周辺における街頭活動の強化、関係機関と連携した各種広報啓発活動を推進することから、過去5年間の交通事故発生状況をもとにした四半期毎の各警察署単位での事故分析については、今後も継続して実施する必要がある。</li> </ul>	警察本部	交通企画課
<b>5-1-2 地域住民と連携した「人」優先の道路交通環境整備</b>						
2	交通安全の確保は、道路利用者の生活、地域の経済、社会活動に密着した課題であることから、道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を踏まえるとともに、高齢者や子ども、障がい者を含む全ての人々にとって安全で安心できる「人」優先の考え方にに基づき、地域の実情に応じた効果的・効率的な対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゾーン30を新たに整備し（4区域予定）、道路管理者と連携して生活道路における安全対策を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路や住宅街などの生活道路における歩行者等の安全確保を目的として、ゾーン30を新たに県内に4区域整備し（累計68区域）、時速30キロメートルの速度規制等を実施するとともに、道路管理者と連携した各種安全対策を推進した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路や生活道路における速度抑制対策については、道路管理者によるハンプや狭さく等の物理的デバイスの設置が有効であることから、引き続き各種物理的デバイスが設置されるよう働きかけていくとともに、必要な交通規制の実施、見直しを推進する。</li> </ul>	警察本部	交通規制課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の交通安全プログラムに挙げられた箇所を中心に歩道整備等を進めるとともに、全ての人々にとって利用しやすい道路とするため、歩道の段差をなくす事業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者の安全な通行に支障をきたしている85箇所の歩道を整備する事業を実施し、安全で円滑な交通に支障をきたしている15箇所で交差点を改良する事業を実施した。</li> <li>また公共施設、福祉施設、駅などを連結する歩道の段差解消や拡幅、障害物除去など歩道ネットワークの整備を5箇所実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩道において新設や拡幅、段差解消などの整備を実施するほか、交差点の改良を実施することにより、歩行者が安全で安心できる交通の確保に向けて進捗を図ることが出来た。</li> <li>引き続き、道路交通環境を整備し、交通安全の確保に向け対策を推進していく必要がある。</li> </ul>	土木部	道路整備課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>5-1-3 地域の特性に応じた交通規制</b>						
3	すでに実施している交通規制についても、道路交通状況の変化に応じた適切な規制となるよう、道路構造、交通量、交通流、事故の発生状況、県民の要望等を考慮し、見直しに努めます。	・引き続き道路交通状況の変化に応じて交通規制の見直しを図る。	・道路交通状況の変化に応じ、道路の構造、交通量、交通流、事故の発生状況、県民の要望等を考慮し、信号機の新設・廃止のほか、最高速度、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止、駐車禁止等各種交通規制の見直しを図った。	・道路交通状況の変化や県民の要望等を踏まえた適切な交通規制を推進する。	警察 本部	交通 規制 課
<b>5-1-4 交通情報提供の充実強化</b>						
4	交通情報（交通規制、交通渋滞、交通事故、迂回に関する情報等）の提供は、旅行時間の短縮等、ドライバーの利益に直結するとともに、交通の安全と円滑化を図るための重要な手段の一つであることから、交通情報板等の各種機器の整備、充実強化に努めるほか、関係機関と連携の上、情報収集を行い、各種メディアを活用した情報提供に努めます。	・引き続き交通の安全と円滑化を図るため、関係機関と連携の上、情報収集を行い、迅速な情報提供を行う。	・浜通り方部の情報提供を強化するために交通情報板を1基新設したほか、交通情報板への情報表示やラジオ局への情報提供（ラジオ放送を含む）により25,037件の交通情報の提供を行った。	更なる交通の安全と円滑化を図るため、関係機関との連携を強化し情報収集を行い、タイムリーな情報提供に努める。	警察 本部	交通 規制 課
<b>(2) 交通安全に関する教育及び広報啓発</b>						
<b>5-2-1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</b>						
5	交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けてもらうため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど高齢者の事故防止対策を強化します。	・関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を行う。	・関係機関と連携し、各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等を適宜行った。	各私立学校へ交通安全に関する啓発資料の配布等により、交通安全意識の向上を図った。	総務 部	私学・ 法人 課
		・福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、継続した交通安全教育の徹底について指導する。	・県立校長会や教育事務所との会議において、交通マナーを身につけるための取組（未然防止）について共通理解を図った。また、各学校の生徒指導担当者を対象に自転車通学指導セミナーを実施した。	方部別校長会議において、具体的な事故の事例を踏まえながら、生徒及び教職員の事故防止を呼び掛けていく。高校生の交通事故件数（加害及び被害の合計）については、平成30年度358件、令和元年度202件、令和2年度186件と減少している。	教育 庁	高校 教育 課
		・福島県学校保健会と連携し、現代の交通事情に合わせた交通安全資料を作成する。	・発達段階に併せた交通安全への啓発資料（小・中学生向け安全ガイドブック）の普及を図った。	・引き続き、ガイドブック活用の働き掛けを行っていく。		健康 教育 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
5	交通安全意識を向上させ、交通マナーを身に付けてもらうため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達や年齢に応じた交通安全教育を行います。また、高齢者自身の交通安全意識の向上に努めるとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発等を行うなど高齢者の事故防止対策を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の交通安全教育として、幼児や小学生には「横断の仕方や歩行者のルール」、「自転車利用時の交通ルール」を中心とした交通安全教室を、中学生や高校生には「自転車シミュレータ」や、スタントマンが交通事故を再現する「スケアード・ストレイト教育技法」を活用した交通安全教室を実施する。</li> <li>・高齢者の交通事故防止対策として、各種シミュレータを活用した交通安全教室や、自動車販売店協会等と連携した安全運転サポート車の体験乗車講習会のほか、ドライブレコーダーに記録された本人の運転映像を活用した運転指導などを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各警察署において、学校・企業・老人クラブ等を対象として、年齢や生活実態等に応じた交通安全教育を416回10,275人に実施した(うち、高齢運転者対策として、運転手目線の映像を見ながら交通事故発生危険を予測する「危険予測トレーニング装置」等を活用した交通安全教育を62回1,458人に、高齢歩行者対策として、スクリーンに映された道路の映像を見ながら足踏みを行い、道路横断を疑似体験する「歩行者シミュレータ」を活用した交通安全教育を25回651人にそれぞれ実施した)。</li> </ul>	本施策により、重大交通事故の減少傾向が続いていることから、今後も継続する必要がある。	警察本部	交通企画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、子供と高齢者の事故防止に力を入れ、効果的な交通安全活動を推進していく。特に、交通安全サポート車の体験乗車講習会への参加促進等、高齢者対策を講じて死亡事故を抑止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取り組みとして、県交通対策協議会が主体となり、公募型プロポーザル方式により、信号機のない横断歩道での一時停止を啓発する新たなCMを制作し、県民に交通事故防止を呼びかけた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、交通安全サポート車の体験乗車講習会は見送られた。</li> </ul>	・交通事故死者数に占める高齢者の割合が依然として高い状況が続いているなど、高齢歩行者及び高齢運転者の交通事故対策が課題となっているため、引き続き県民に注意喚起を行ってまいります。	生活環境部	生活交通課
<b>5-2-2 民間団体等の主体的活動の推進</b>						
6	交通安全を目的とする民間団体については、交通安全に必要な資料の提供を充実するなど、その主体的な活動を促進します。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、各季の交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全を目的とする関係機関・団体に対して、交通安全チラシや交通安全に必要な資料を提供し、主体的な活動が出来るよう積極的に支援する。</li> <li>・関係機関・団体に対し、交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう、あらゆる機会を活用して働き掛けを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体が行う交通安全活動を支援するため、ラジオ局に対し71回の交通情報の提供を行ったほか、継続事業として、県タクシー協会と協定を結び、横断歩行者保護啓発ステッカーを車両に貼付する等、主体的な活動を促進した。</li> <li>・地域団体や自動車関連業者と協力し、安全運転サポート車の体験試乗会を開催し、10回280名に試乗を実施した。</li> </ul>	本施策により、重大交通事故の減少傾向が続いていることから、今後も継続する必要がある。	警察本部	交通企画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイムリーで効果的な情報提供に努め、各関係機関団体と連携を密にしなが、諸対策を進めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故のあらまし、交通白書、交対協だより等を各種団体に送り、県内の交通情勢等について情報提供した。また、各季の交通安全運動を行う際、要綱やチラシを配布して運動に対する理解・協力を求めた。</li> </ul>	・各種広報媒体を活用し、関係機関団体に対しタイムリーに情報発信して効果的な情報共有が図れ、一定の成果が認められた。引き続き同様の広報活動を推進する。	生活環境部	生活交通課
<b>5-2-3 住民参加と協働の推進</b>						
7	交通安全意識の普及浸透を図るため、行政、関係民間団体等が緊密な連携の下に施策を推進するとともに、地域における交通ボランティア等が主体となって身近なところから交通安全活動に取り組むなど、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全意識の普及浸透を図るため、関係機関・団体と連携して交通事故防止の各種施策を推進するとともに、交通ボランティアが主体となって活動する等、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県トラック協会と県薬剤師会の協賛を得て、県内の薬局に夜光反射材を約14万枚、チラシを800枚配布し、薬剤師から来店した高齢者に対し反射材等を手交する等、高齢者の交通事故防止活動を推進した。</li> <li>・交通安全意識の普及浸透を図るため、交通ボランティアと連携した飲酒運転根絶のための飲食店訪問活動、高齢者事故防止のための高齢者宅訪問活動等の交通安全活動を推進した。</li> <li>・各季の交通安全運動における交通安全キャンペーン等に地域住民等が参加する等、住民の参加・協働型の交通安全活動を推進した。</li> </ul>	本施策により、重大交通事故の減少傾向が続いていることから、今後も継続する必要がある。	警察本部	交通企画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政のみでなく、地元住民の意見に耳を傾け、各種活動により多くの地域住民の参加をいただき、連携を密にして活動を推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響から住民参加の呼び掛けや意見交換の機会を設けられなかったものの、各季の交通安全運動期間中における大型ビジョンを活用した広報啓発、CM事業等、実行可能な手法で効果的な交通安全啓発活動を行った。</li> </ul>	・住民参加の機会は減少したものの、各種広報媒体を活用した活動を中心に交通安全意識の浸透が図れ、その効果は認められる。今後も様々な事態に柔軟に対応しながら創意工夫し活動を推進する。	生活環境部	生活交通課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
5-2-4 交通ボランティア活動支援						
8	地域に根ざした交通安全活動を展開する交通ボランティア団体との連携・協力を強化するとともに、学校周辺の通学路等でのパトロール活動、保護誘導活動の従事者や交通安全教育の指導者の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に根ざした交通安全活動を展開する関係機関・団体との連携強化を図るとともに、交通安全活動の従事者や交通安全教育指導者等の交通安全ボランティアの育成を推進する。</li> <li>・効果的な交通安全活動を推進していくため、各種団体に対し、適切な助言・指導を行っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路等において交通安全ボランティアと連携した、朝の立哨活動における保護誘導活動や危険箇所の点検等、地域に根ざした交通安全活動を実施した。</li> <li>・交通安全活動従事者や交通安全教育の指導者等に対する安全教育を実施し、交通安全ボランティアの育成を図った。</li> <li>・交通安全母の会や交通教育専門員等に対し、効果的な交通安全広報を依頼するとともに、立哨活動時の事故・トラブルの絶無について指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全協会、安全運転管理者協会、交通安全事業主協会を始めとした交通安全ボランティアと連携した活動により、児童生徒の交通事故を抑止した。</li> <li>・交通安全教育の指導者等の育成については、その拡大を図るため、今後も実施していく。</li> <li>・交通安全母の会では、高齢世帯への訪問活動や街頭啓発活動等により、直接高齢者に交通事故防止を呼びかけており、今後も関係機関と連携しながら活動を推進していく。</li> </ul>	警察本部	交通企画課
5-2-5 交通安全の広報啓発						
9	県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体を活用して効果的な広報や普及啓発に努めるとともに、交通安全に向けた取組みを推進するための県民運動を関係機関・団体が相互に連携し、組織的・継続的に展開します。申請による運転免許の取消（自主返納）制度や、自主返納をした方への支援事業等について積極的に広報するとともに、高齢者が公共交通機関等を利用しやすい環境の整備について関係機関へ働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動期間を中心に、テレビ・ラジオ・新聞等マスコミと連携した広報啓発活動を継続実施する。</li> <li>・警察から各関係機関・団体に対し、運転免許の自主返納者への支援施策の拡充を継続して働き掛ける。</li> <li>・運転免許を自主返納した高齢者に対しては、免許返納後の生活支援のため、地域包括支援センターと連携した支援施策を実施するほか、返納後の交通手段として使用が予想される自転車についての交通安全教育を実施する。</li> <li>・引き続き、あらゆるマスメディアを活用して、タイムリーで効果的な交通安全広報に努めていく。</li> <li>・運転免許証自主返納者支援事業「運転卒業サポート」について、引き続き周知を図るとともに、特典・サービスを提供する協賛店のさらなる募集に努めるなど、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各警察署において、各季の交通安全運動期間を中心にテレビ・ラジオ・新聞等マスコミと連携した広報啓発活動を実施するとともに、各関係機関・団体と連携し、交通安全パレードや大型店舗・交通量の多い場所での街頭キャンペーンを実施したほか、ラジオ局やバス会社、県遊技業協同組合連合会と協力して効果的な広報活動を推進した。</li> <li>・警察から各市町村や交通安全協会等に働きかけ、運転経歴証明書の交付手数料負担や助成金の交付等、自主返納者に対する支援施策の拡充を図った。</li> <li>・運転免許証を自主返納した高齢者のうち、承諾の得られた方の連絡先を地域包括支援センター等に連絡し、免許証返納後のサポートを受けやすくする「生活支援連絡制度」の運用を開始し、制度開始以降668名（免許証返納者の約5%）の連絡を行った。</li> <li>・テレビ・ラジオ、新聞等あらゆるマスメディアを活用して、効果的な交通安全広報を行うとともに、実施した取組等を紹介し、県民に広く知ってもらうように努めた。</li> <li>・また、県内の協賛店において運転経歴証明書を提示した運転免許証自主返納者に様々な特典・サービスを提供する「運転卒業サポート」を実施するなど、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりに努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各警察署による各季の交通安全運動期間を中心としたテレビ・ラジオ・新聞等のマスコミと連携した広報啓発活動、各関係機関・団体等と連携した交通安全パレード、大型店舗や交通量の多い場所での街頭キャンペーンをはじめ、ラジオ局のアナウンサーに、番組内で交通安全の話題を取り上げてもらう「交通安全サポーター事業」、バスや電車の中吊り広告や車内放送を活用した広報啓発事業、パチンコ店等の電光掲示板を活用した福島県遊技業協同組合連合会との連携事業のほか、運転免許証の自主返納者に対する市町村や交通安全協会等の支援施策拡充への働きかけ、地域包括支援センターとの橋渡し役となる「生活支援連絡制度」等の各種施策により、重大交通事故の減少傾向が続いていることから、今後も継続する必要がある。</li> <li>・新たな取組として、県交通対策協議会が主体となり、信号機のない横断歩道での一時停止を啓発する新たなCMを制作し、県民に交通事故防止を呼びかけた。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響もあり、令和2年に県内で発生した交通事故発生件数、傷者数ともに前年を大幅に減少した。</li> <li>・令和元年度では協賛店が200件台であったが、継続した広報活動の結果、令和2年後半には協賛店が500件を超え、運転免許自主返納者に対する特典等が拡充した。</li> </ul>	警察本部	交通企画課
					生活環境部	生活交通課



6 医療に関する県民参画等の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
(1) 疾病に対する正しい知識の普及啓発						
6-1-1 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発						
1	<p>がんや心疾患等の生活習慣病を予防し、一人一人が健康な生活習慣を形成できるよう、運動、食生活、喫煙、各種健康診断などの情報提供や普及啓発、環境整備を図ります。</p> <p>がん検診等の受診勧奨や、がんを含む生活習慣病の予防に関するチラシ等の啓発資料を作成し、がん検診推進員や健康長寿サポーターを介して、県民への啓発を推進します。受動喫煙防止対策については、世界禁煙デーに合わせたキャンペーンを県内全保健福祉事務所で行う他、チラシによる啓発や、公共施設の受動喫煙防止対策調査を実施します。</p>	<p>&lt;特定健診関係&gt; 健診の受診率向上に向け、新聞広報等を活用した啓発及び「健康長寿サポーター」への啓発</p> <p>&lt;がん検診関係&gt;</p> <p>1 受診促進体制整備事業 (1) 検診機会拡充による受診率向上支援事業 (2) 検診従事者スキルアップ研修会 (3) 職場からの検診受診啓発事業 (4) 受診促進体制を支える精度管理 データ集計・研修会</p> <p>2 がん検診推進員世代拡大普及事業 学生がん予防サポーター養成セミナー開催</p> <p>3 県内避難者のがん検診機会拡大事業 避難先の医療機関で受診可能な体制を整備</p> <p>4 健診・検診受診促進啓発事業 企業と連携による健診(検診)受診率向上のための受診促進のための啓発活動を実施</p> <p>5 健康長寿のための予防啓発事業</p> <p>6 予防に生かすがん登録分析データ活用事業</p> <p>&lt;受動喫煙対策関係&gt;</p> <p>1 改正健康増進法に基づく新たな受動喫煙防止ルールが遵守されるよう周知啓発と相談指導体制の整備</p> <p>2 空気のきれいな施設・車両認証制度</p> <p>3 受動喫煙防止講習会</p> <p>4 公共施設受動喫煙防止状況調査</p> <p>5 ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール</p> <p>&lt;受動喫煙防止・禁煙対策&gt;</p> <p>6 妊産婦等受動喫煙防止の普及啓発</p> <p>7 世界禁煙デー普及啓発活動</p> <p>8 喫煙防止教育用教材の貸出</p> <p>&lt;禁煙対策&gt;</p> <p>9 禁煙外来情報を県ホームページ掲載</p>	<p>&lt;特定健診関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の健康意識及びリテラシーの向上を図った「ふくしま健民検定」実施(参加者8,037名、合格者6,829名)</li> <li>・健診・保健指導実践者育成研修(開催1回、参加者67名)</li> </ul> <p>&lt;がん検診関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診を阻む要因に配慮した予約制の集団検診として、レディース健診(2地域6町村)、クイック健診(2地域2町)を実施</li> <li>・大腸がん検診の精密検査未受診者への受診勧奨と未受診理由調査を実施(11市町村)</li> <li>・がん検診受診促進啓発事業 1校2学科(106名)に実施</li> <li>・県民及び市町村等職員に対し、がんを含む生活習慣病に関する啓発資料の配布や講演会等を実施</li> <li>・がん検診受診促進連携協定企業と協働しがん検診等受診促進のための啓発チラシの配布等を実施</li> <li>・県内避難者が避難先の福島市、郡山市、いわき市の医療機関でがん検診を受けられる体制整備(5町村)</li> </ul> <p>&lt;受動喫煙防止対策・禁煙対策関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内禁煙施設・禁煙車両を認証し公表(施設:772件、車両:393件)(令和3年3月31日までの累計数)</li> <li>・公共施設受動喫煙防止状況調査にて、県内の公共施設の実態を把握し、公表(3,121施設)</li> <li>・各市町村及び県内の医療機関に対し、妊産婦受動喫煙防止のための啓発資料の配布(13,740枚)</li> <li>・ジュニア受動喫煙防止ポスターコンクール入賞作品を使用したポスター及びチラシを配布し、受動喫煙防止の普及啓発を実施(34,881枚)</li> <li>・世界禁煙デー及び禁煙週間において、ホームページ等への掲載や啓発資料等の配布により普及啓発活動を実施</li> <li>・禁煙防止教育用教材を保健福祉事務所に整備し学校等へ貸出及び啓発資料を用いた健康教育の実施</li> <li>・禁煙外来情報を県ホームページ掲載</li> </ul>	<p>&lt;特定健診関係&gt;</p> <p>特定健診受診率は、増加傾向にあり取組の効果が目に見える形で現れてきている。</p> <p>一方で県が目指す目標値からは未だ乖離していることから、引き続き県民の健康に向けた取組を進めていくことが必要。</p> <p>&lt;がん検診関係&gt;</p> <p>がん検診受診率は、目標値に達していないことから、さらなる受診率向上に向けた取組が必要。</p> <p>また、市町村により検診の精度管理状況に格差があることから、精度管理の標準化に向けた取組が必要。</p> <p>&lt;受動喫煙防止対策・禁煙対策関係&gt;</p> <p>改正健康増進法に基づき、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策が推進されている一方、家庭など法に定めのない場所においては、十分な受動喫煙防止対策が取られていない。</p> <p>このため、法に定めのない場所における受動喫煙防止についても対策を推進していくことが必要。</p> <p>また、県内の喫煙率は全国的に高いことから県民への啓発資料の配布や学生等の若い世代への健康教育を通して、正しい知識の普及啓発を引き続き実施していく。</p>	保健福祉部	健康づくり推進課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
6-1-2 感染症に対する正しい知識等の普及啓発						
2	感染症の発生予防、早期発見及び拡大防止のため、各年齢層や学校、高齢者施設等に対する正しい知識や予防策の普及啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生動向を踏まえたホームページへの掲載、広報番組等を活用した啓発</li> <li>・各保健福祉事務所による出前講座等の実施</li> <li>・各予防週間等に合わせ、各保健福祉事務所に啓発資料を配布（エイズ、肝炎）</li> <li>・感染症危機管理ネットワークを活用した感染症ニュースレターの発行（週1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生動向を踏まえたホームページへの掲載（週報：毎週（53回））</li> <li>・広報番組等を活用した啓発（ラジオ12回）</li> <li>・各保健福祉事務所による出前講座の実施（19回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症発生動向を踏まえたホームページへの掲載、広報番組等を活用した啓発</li> <li>・各保健福祉事務所による出前講座等の実施</li> <li>・各予防週間等に合わせ、各保健福祉事務所に啓発資料を配布（エイズ、肝炎）</li> <li>・感染症危機管理ネットワークを活用した感染症ニュースレターの発行</li> </ul>	保健福祉部	地域医療課
6-1-3 心の健康や自殺予防に関する知識の普及啓発・相談支援						
3	心の健康や自殺予防に関し、研修会の開催やパンフレット、インターネットなどによる知識の普及啓発に努めます。また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康や自殺予防に関する研修会の開催や、パンフレットやインターネットなどによる知識の普及啓発に努める。</li> <li>・また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等の支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康や自殺予防に関する研修会を開催した。</li> <li>・パンフレットやインターネットによる普及啓発のほか、9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間には、TVやラジオにおいて自殺予防CMの放送や新聞広告を掲載した。</li> <li>・また、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等を実施した。</li> </ul>	心の健康や自殺予防に関し、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて、心の健康相談等を実施したほか、研修会の開催や、パンフレット配布、インターネットなどによる知識の普及啓発を行い、相談窓口の普及に繋がった。 今後、テレビやラジオ等で情報が届きにくい若年層への普及啓発を検討する必要がある。	保健福祉部	障がい福祉課
6-1-4 救急医療に関する正しい理解、適正な利用の促進						
4	救急車や救急医療機関の不要・不急の利用の増加が、救急医療現場を圧迫していることから、一般社団法人福島県医師会や市町村等関係機関との連携の下、県民に対して救急医療への正しい理解と、適正な利用を促します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページへの掲載などにより普及啓発に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急車の適正利用を促進するため、症状の緊急度を判定する全国版救急受診アプリ「Q助」等について、各消防本部と連携しホームページ等による普及啓発を図った。</li> </ul>	令和2年の県内の救急自動車による総搬送人員（速報値）は69,856人となり、令和元年の78,051人から10.5%の減少となった。また、総搬送人員のうちの軽傷者は、令和元年の37,021人から令和2年は31,282人となり、15.5%の減少となっている。総搬送人員等の動向には新型コロナウイルス感染症による影響が考えられることから、引き続き救急車の適正利用を促進する取組が必要である。	危機管理部	消防保安課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ふくしま医療情報ネットにおいて左記サービスを継続して提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしま医療情報ネットにおいて、休日や夜間に比較的軽症な患者を診察する医療機関を音声案内する救急医療情報案内サービスを提供し、県民に対して救急医療への正しい理解と適正な利用を促した。</li> </ul>	引き続き、ふくしま医療情報ネットにおいて左記サービスを継続して提供し、県民に対して救急医療への正しい理解と適正な利用を促す。	保健福祉部	地域医療課
6-1-5 小児救急に関する情報提供						
5	小児救急に関する電話相談体制（＃8000（シャープハッセン））を構築し、保護者からの相談を受け、小児が夜間に急変した場合の処置方法や医療機関等に関する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今度とも体制を整備し、夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関の情報提供を行い、小児科医の負担軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間に急変した小児の保護者に対し、必要な相談対応及び医療機関の情報提供を行い、小児科医の負担軽減と小児の救急医療体制の確保を図った。</li> </ul>	引き続き、夜間に急変した小児の保護者に対し、必要な相談対応及び医療機関の情報提供を行い、小児科医の負担軽減と小児の救急医療体制の確保を図る。	保健福祉部	地域医療課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>6-1-6 難病への理解促進と支援体制の充実</b>						
6	保健福祉事務所や難病相談支援センターにおける相談機能の充実を図るとともに、難病患者・家族会等との連携により、難病に対する理解促進と地域における支援体制の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度も継続して以下の事業を実施し、難病に対する理解促進と地域における支援体制の整備を図っていく。</li> <li>難病患者在宅療養者支援体制整備事業 難病患者地域支援連絡会議を各保健福祉事務所で実施。 難病患者在宅ケア調整会議を実施(随時)。 訪問指導・電話相談・面接相談・訪問診療の実施(随時) 医療相談会を各保健福祉事務所・保健所で実施。</li> <li>難病相談支援センター事業 難病医療相談会・交流会の開催：1回 難病医療・就労支援セミナーの開催：1回 難病研修会の開催：1回 ピアカウンセリング事業の開催：10回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病患者在宅療養者支援体制整備事業 難病患者地域支援連絡会議の開催：5回 (参加者129名)</li> <li>難病患者在宅ケア調整会議の実施：延32件 訪問指導件数：延234件 電話相談件数：延8,604件 面接相談件数：延7,071件 医療相談会の開催：参加者 延べ353名 訪問診療の実施：2件</li> <li>難病相談支援センター事業 難病医療相談会・交流会の開催：1回 (参加者9名) 難病研修会の開催：1回(参加者58名) ピアカウンセリング事業の開催：9回(参加者8名)</li> </ul>	<p>難病患者及びその家族が新型コロナウイルス感染症に感染する可能性を抑えることを考えた結果、事業実績は大きく減少したが、外出に生命の危険を感じている難病患者等を地域で孤立させないため、相談支援はさらに重要になる。</p> <p>感染症対策を徹底し、訪問及び連携等の機会を確保する必要がある。</p> <p>また、研修会及び相談会は、従来の集合開催のほか、リモート開催を取り入れることにより、会の主旨に合わせて効果的な開催を検討する契機となった。</p>	保健福祉部	障がい福祉課
<b>(2) 献血等医療提供に関する県民参加の促進</b>						
<b>6-2-1 献血運動の普及啓発</b>						
7	県民の安全と安心を守るためには献血者の安定的な確保が必要であることから、県民に対する献血運動の普及啓発を継続して実施します。特に複数回献血者の確保や減少が著しい若年層を対象とした施策を重点的に展開します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「愛の血液助け合い運動」を7月に県内13市を対象に実施する。</li> <li>「はちたの献血キャンペーン」を1～2月に実施する。</li> <li>県民を対象とした「献血出前講座」を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛の血液助け合い運動(7月) <ul style="list-style-type: none"> <li>街頭キャンペーンの実施(13市)</li> <li>ポスター(750枚)の配付</li> <li>ラジオによる広報(1回)</li> <li>ツイッター福島県公式サイトへの掲載</li> </ul> </li> <li>はちたの献血キャンペーン(1～2月) <ul style="list-style-type: none"> <li>ポスター(1,610枚)の配布</li> <li>ラジオによる広報(1回)</li> </ul> </li> <li>県民を対象とした献血出前講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施回数：7回</li> <li>参加者数：489名</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街頭キャンペーンについては、新型コロナウイルス感染症の対策を取りながら対象各市で街頭献血を実施することができたが、セレモニーをやボランティア等の参加を見送る市が多かった。</li> <li>対面的な対応を要する献血出前講座については、実施を見送る団体や企業も多く、新たな要望はほとんどなかったものの、希望のあったところへの対応については実施することができた。</li> <li>オンラインによる講座を実施するなど、コロナ禍でも啓発を推進できるような体制づくりが必要である。</li> </ul>	保健福祉部	薬務課
<b>6-2-2 骨髄バンクやアイバンクドナー登録の促進</b>						
8	広く県民に対して、白血病などの血液難病患者を救う骨髄バンク事業への理解を促し、骨髄バンクドナー登録の促進を図ります。また、角膜や腎臓などの臓器移植の大切さを啓発し、アイバンクや腎臓提供者の登録の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各地でドナー登録会を実施し、ドナー登録の促進及びアイバンクや腎臓提供の促進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間48回のドナー登録会を実施し、343名の登録をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、ドナー登録会が12回分中止されたため、昨年度より新規登録者数が減少した。</li> <li>ドナー登録会の回数を増やし、ドナー登録の促進及びアイバンクや腎臓提供者の登録促進を図る。</li> </ul>	保健福祉部	地域医療課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>6-2-3 臓器移植に関する県民等の意識向上</b>						
9	臓器移植コーディネーターの設置等により、臓器移植の円滑な実施と臓器移植に関する県民及び医療機関の意識向上を図り、患者が適正かつ公平に臓器移植を受けることができる環境を整備します。	・臓器移植の円滑な実施と臓器移植に関する県民及び医療機関の意識向上を図り、患者が適正かつ公平に臓器移植を受けることができる環境を整備する。	・臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植に関する普及・啓発を行うとともに、日本臓器移植ネットワークと連携しながら、提供された臓器と、移植を受けたい方との間のマッチングに繋げ、円滑な臓器移植実施ができた。 ・令和2年10月12日、国内727例目の脳死下臓器提供事例が発生し、コーディネーターが臓器搬送等の連絡調整を行った。	・臓器移植コーディネーターを設置し、臓器移植に関する普及・啓発を行うとともに、日本臓器移植ネットワークと連携しながら、提供された臓器と、移植を受けたい方との間のマッチングに繋げ、円滑な臓器移植実施ができた。 ・各医療機関の院内体制整備に向けて支援を行うとともに、県民へ移植医療の理解と正しい知識の普及啓発を推進していく。	保健 福祉 部	地域 医療 課
<b>(3) 市町村及び医療関係団体との連携の強化</b>						
<b>6-3-1 関係機関連携による献血の促進</b>						
10	目標献血量を確保するため、市町村や血液センター、県が事業所を訪問して、献血に関する理解と協力を依頼します。特に顕著な協力のあった事業所に対しては、事業所を訪問して感謝の意を表明するとともに、継続要請を行います。	・県内の事業所を訪問し、献血への協力を依頼する。 ・特に顕著な協力のあった団体に対し知事感謝状を贈呈する。	・県内事業所を訪問し献血への協力を依頼した。 ・特に顕著な協力のあった団体に対し、知事感謝状を贈呈した。 ・10団体に贈呈	・継続的に事業所を訪問し献血に対する協力依頼を行うことは重要であるが、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、感染症対策としてのテレワークの推進や外部からの入出制限を実施する企業が増加するとともに、企業自体の経営悪化に伴う献血バスの受入困難事例が増加するなど、今後の事業所訪問のあり方を再検討する必要がある。	保健 福祉 部	薬務 課
<b>6-3-2 市町村との連携強化</b>						
11	心の病気の早期対応を図るため、保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医師による相談を強化するとともに、市町村における心の健康づくり推進のため、研修による人材育成や事業への協力支援を行い、連携を強化します。	・今後とも、心の病気の早期対応を図るため、各保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施する。 ・また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて担当者会議や研修を開催する。	・心の病気の早期対応を図るため、各保健福祉事務所において「心の健康相談」や「アルコール相談会」を実施し、精神科医師による相談を強化した。 ・また、市町村における心の健康づくり推進のため、精神保健福祉センターにおいて担当者会議や研修を開催した。	保健福祉事務所や精神保健福祉センターにおいて精神科医師による相談を実施し、心の病気の早期対応に繋がった。 今後、市町村における心の健康づくり推進のための支援強化が必要である。	保健 福祉 部	障が い福 祉課
<b>(4) 東日本大震災・原子力災害の影響を踏まえた健康管理</b>						
<b>6-4-1 放射線の影響に対する健康管理</b>						



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
12	<p>県民健康調査において、県民の理解を得ながら、基本調査による外部被ばく線量推計を行うほか、甲状腺検査や健康診査、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査などを引き続き実施し、長期にわたり県民の健康を見守ります。また、放射線による健康への影響等について、県民等への正しく分かりやすい情報の提供等をすすめるため、「甲状腺検査」出張説明会を開催するなど、リスクコミュニケーションの環境整備に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して県民健康調査を実施する。</li> <li>・ 内部被ばく検査を引き続き実施する。</li> <li>・ 研修会等を通して正確な情報の普及啓発活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本調査及び詳細調査（甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査）を引き続き実施した。甲状腺検査については本格検査（検査5回目）を実施するとともに、出前授業（児童生徒対象）を4回開催するなどの啓発活動を実施した。（甲状腺検査出張説明会（保護者や教員等対象）は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。）また、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査についても継続して実施した。</li> <li>・ 放射線による健康への影響等について、自治体職員等に対する研修会を環境省と共催で実施し（1回、参加人数合計27名）、正確な情報の普及啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民健康調査及び内部被ばく検査について、県民の健康を長期に渡り見守るため、希望する県民が検査を受けられるよう引き続き計画的に実施することとしたい。</li> <li>・ 自治体職員等に対する研修会は、引き続き環境省と連携し、正確な情報の普及啓発を行い、リスクコミュニケーションの環境整備に取り組むこととしたい。</li> </ul>	保健 福祉 部	県民 健康 調査 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>6-4-2 被災者の心のケア</b>						
13	民間ボランティアのネットワークの活動や協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。 また、ふくしま心のケアセンターを設置し、訪問活動や市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度同様、地域福祉向上を目的とした講演会を実施する。</li> <li>・県内の市町村社協等と継続的に関わりながらネットワーク構築を支援し、地域全体の福祉力向上につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による地域の福祉力向上を目的に講演会を県内で開催した。</li> <li>1. 白河市社会福祉協議会「ボランティア講座」参加者25名</li> <li>2. 南相馬市社会福祉協議会「ボランティア入門講座」参加者36名</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症の影響により、小規模での開催となったが、地域の支え合い活動の意味や自分たちができることを考える機会を設けることができた。	保健 福祉部	社会 福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしま心のケアセンターを県内6カ所設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。</li> <li>また、県外避難者に対しても10都道府県の団体に引き続き委託するとともに、全国規模の専門職員を有する団体に委託し、戸別訪問による心のケアを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしま心のケアセンターを県内6カ所設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施した。</li> <li>また、県外避難者に対しても、10都道府県の団体へ委託するとともに、戸別訪問による心のケアを実施した。</li> </ul>	避難生活の長期化により、抱える不安や悩みは複雑化、個別化している。 心のケアセンターや県外団体、保健所、精神保健福祉センター、市町村との連携を強化していく必要がある。		障が い福 祉課
13	民間ボランティアのネットワークの活動や協働などにより、被災者の心的ストレスの解消を図ります。 また、ふくしま心のケアセンターを設置し、訪問活動や市町村等と連携したきめ細かな支援などにより、被災者の心のケアの推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急スクールカウンセラー派遣事業</li> <li>東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急スクールカウンセラー派遣事業</li> <li>東日本大震災により被災した幼児児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、私立学校へスクールカウンセラーの派遣を行った。</li> <li>【令和2年度実績 派遣先：53校・園 派遣回数：延べ623回】</li> </ul>	私立学校へスクールカウンセラーを延べ623回派遣し、児童生徒、保護者のカウンセリングや教職員へのコンサルテーション等の相談業務を実施し、保護者等の精神的ストレスを解消することができた。	総務 部	私学・ 法人 課
<b>6-4-3 子どもたちの体力向上に関する取組の充実</b>						
14	個人の健康等に関する情報を一元管理できる自分手帳を活かした健康づくりを推進していくとともに、体育の授業等に専門アドバイザーを派遣し、運動能力の向上や食育等による健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくしまっ子体力向上総合プロジェクト（自分手帳、専門アドバイザーの派遣、なわとびコンテスト、学校における肥満解消ガイドライン、ふくしまっ子児童期運動指針等）で現在の回復基調を軌道に乗せていく取り組みを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分手帳の新小学4年生への配布、小学校体育専門アドバイザー7名を雇用し延べ1,035校に派遣、また、食習慣・肥満等の健康教育に係る専門家を延べ29回派遣した。</li> </ul>	自分手帳の活用により自分の体力や健康に関心を持たせること、また、自ら健康課題の課題に取り組もうとする力の育成を図ることができた。今後も引き続き自分手帳の活用を中心に健康マネジメント能力の育成を図っていく。	教育 庁	健康 教育課



7 食品の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 安全な食品を提供するための自主的な取組の促進と監視・指導の強化</b>						
<b>7-1-1 安全な農林水産物の生産と供給</b>						
1	生産者自ら実施する栽培管理や衛生管理等に関する技術の普及を図り、生産者の自主的な取組を促進して、安全な農林水産物の生産と供給を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資する。GAP認証取得数の増加、取得面積の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行った。(2, 006回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資することができた。引き続き指導を行い、安全なきこの供給を継続する必要がある。</li> </ul>	農林水産部	林業振興課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施する。</li> <li>生産者や生産団体等を対象に、生産技術やGAP等研修会等を実施する。</li> <li>県酪農青年研究連盟が実施する生産技術に関する研修会の開催経費に対して助成金を交付する。</li> <li>公益社団法人福島県畜産振興協会が実施する畜産農家等への経営・生産技術の高度化の促進に係る経費に対して助成金を交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施した。</li> <li>生産者や生産団体等を対象に、生産技術やGAP等研修会等を実施した。</li> <li>県酪農青年研究連盟が実施する生産技術に関する研修会の開催経費に対して助成金を交付した。(1件)</li> <li>公益社団法人福島県畜産振興協会が実施する畜産農家等への経営・生産技術の高度化の促進に係る経費に対して助成金を交付した。(1件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う予定の変更はあったものの、巡回指導及び研修会等を実施し技術の普及を図ることができた。各畜産関係機関でも、助成金を活用し研修会や農家指導を行った。今後も継続し取り組んでいく。</li> </ul>		畜産課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>GAP認証取得数の増加、取得面積の拡大</li> <li>エコファーマー認定審査会・推進研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAP認証取得数(令和2年度末)357件、エコファーマー推進研修会3回開催(参加者170名)、エコファーマー認定件数(令和2年度末)9,637件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GAP認証取得数は増加しており、本県農産物の安全性の確保に向けて、さらなる認証拡大と定着が必要である。</li> <li>エコファーマーの認定については、市町村、JA等と連携し、新規認定者の確保を行ったが、高齢化等を理由に更新申請数が減少している。このため、新規就農者やJA部会等の組織を対象とした認定誘導を図るなどの取組が必要である。</li> </ul>		環境保全農業課
<b>7-1-2 安全な食品の製造加工</b>						
2	安全な食品の製造加工のために、衛生管理等に関する技術の普及を図り、製造加工者の自主的な取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「ふくしまHACCP」の導入普及を図るため、保健所毎に定期的な導入研修会を開催するとともに、業界団体と連携して実施する業種別の講習会の機会を利用した導入指導を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに、県独自の課題である放射性物質管理を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入普及を図るため、県内各地で導入研修会を実施した。</li> </ul> <p>【実績】 実施回数：180回、受講者数：1,073名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模な導入研修会が実施できなかったが、小規模な研修会を随時開催するなど、今後の感染状況をみながら可能な範囲で導入支援を図る。</li> </ul>	保健福祉部	食品生活衛生課
<b>7-1-3 生産段階における監視・指導の強化</b>						
3	生産者に対して、農薬等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施する。</li> <li>飼料製造業者・販売業者等に対して、立入調査及び収去等を実施する。</li> <li>動物用医薬品の販売業者に対して、立入検査等を実施する。</li> <li>獣医師に対して、適正な動物用医薬品使用のための情報提供等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者に対して、家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理、飼養衛生管理基準や各種疾病対策等についての巡回指導等を実施した。</li> <li>飼料製造業者・販売業者等に対して、立入調査及び収去等を実施した。(60件)</li> <li>動物用医薬品の販売業者に対して、立入検査等を実施した。(94件)</li> <li>獣医師に対して、適正な動物用医薬品使用のための情報提供等を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産者への巡回指導及び獣医師への情報提供等に加え、飼料製造業者・販売業者等に対して60件、動物用医薬品の販売業者に対して94件の立入検査等を実施し、適切な製造及び使用を維持した。今後も計画的に検査を実施する。</li> </ul>		畜産課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
3	生産者に対して、農薬等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖水産物の安全を確保するために、内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対し水産用医薬品等の使用が適正にされるよう指導を行う。</li> <li>・生産段階での貝類の安全性を確保するため貝毒の検査を実施し、毒化貝類の出荷を防止する。</li> <li>・安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖水産物の安全を確保するために、内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対して、水産用医薬品等が適正に使用されるよう指導を行った(巡回指導：24回)。</li> <li>・生産段階での貝類(ムラサキガイ)の安全性を確保するため麻痺性・下痢性貝毒の検査(11回)を実施し、基準値超えがあったため、4月9日から6月25日まで採捕及び販売等の規制を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産用医薬品等が適正に使用され、養殖水産物の安全が確保された。</li> <li>・貝毒検査を実施したことにより、基準値を超える可能性のあった貝類の出荷を未然に防ぐことができた。</li> </ul>	農林水産部	水産課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬適正使用推進会議(県、地方)を開催する。</li> <li>・農薬危害防止講習会を開催する。</li> <li>・農薬適正使用推進のラジオ放送を行う。</li> <li>・各地域における研修会等での農薬適正使用推進を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農薬適正使用推進会議1回開催、各地方農薬適正使用推進会議6地方計6回開催した。</li> <li>・農薬危害防止講習会4回(参加者301名)開催した。</li> <li>・農薬適正使用推進のラジオ放送を1回行った。</li> <li>・各地域における研修会等での農薬適正使用推進実施状況は実施回数2,080回、参加人数32,119人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者や農薬取扱事業者等の農薬関係者に対し左記の取組を行い、農薬の適正使用の重要性について理解醸成が図られた。</li> <li>・農薬関係者が、農薬の適正使用を継続して行っていくため、引き続き左記の取組等を継続する必要がある。</li> </ul>		環境保全農業課
7-1-4 製造・加工段階における監視・指導の強化						
4	食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視・指導を強化し、不良食品や食中毒防止対策の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、これまでの違反事例により判明した原因について、業種別、食品別に分析した結果をもとに、重点的な監視指導を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、大規模製造加工製造施設や大量調理施設への重点的な監視指導を行った。不良食品発生時には原因の究明及び製品の自主回収や再発防止について指導を行い、食中毒発生時には被害の拡大防止のため迅速な措置を講じるとともに、再発防止について指導した。</li> <li>【実績】</li> <li>・施設数：488施設、延べ監視数：246回</li> <li>・食中毒発生件数：21件、患者数：43名</li> <li>・不良食品発生件数：17件</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、監視件数は減少したが、今後の感染状況をみながら可能な範囲で監視を実施する。</p> <p>食中毒発生件数は前年度とほぼ同程度であり、うち15件が寄生虫アニサキスを原因とした食中毒であった。不良食品発生件数は前年度から4件減少した。</p>	保健福祉部	食品生活衛生課
7-1-5 流通・販売段階における監視・指導の強化						
5	卸売市場に対する検査を通じて指導を行うとともに、大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、食品の衛生管理の徹底を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、定期的な監視指導を実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品市場や大型小売店等に対し適正表示や衛生的な管理について監視指導を実施した。</li> <li>【実績】施設数：175施設 延べ監視数：200回</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大型小売店について十分な監視が実施できなかったが、今後の感染状況をみながら可能な範囲で監視を実施する。</p>	保健福祉部	食品生活衛生課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮食料品等を県民へ円滑かつ安定的に供給できる公正な取引の場の確保を図るため、改正された卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定取得を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮食料品等を県民へ円滑かつ安定的に供給できる公正な取引の場の確保を図るため、改正された卸売市場法に基づく地方卸売市場の認定取得を会議や訪問により支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正卸売市場法による地方卸売市場の認定取得を支援することで、生鮮食料品等を県民へ円滑かつ安定的に供給できる公正な取引の場の確保を推進した。</li> </ul>	農林水産部	農産物流通課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場調査を継続して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流通過程における適正な表示を確保するための、生鮮食品の表示状況調査を県内5市場を対象に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も計画的に調査を実施し、適正表示の指導を継続する。</li> </ul>	環境保全農業課	



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
7-1-6 輸入食品に対する監視・指導の強化						
6	輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通・販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視・指導を強化します。	・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、食品市場や大型小売店等に対し、定期的な監視指導を実施していく。	・食品市場や大型小売店に対し、輸入食品の表示や衛生的な管理について監視指導を実施した。 【実績】 ・市場・大型小売店の施設数：175施設 延べ監視数：200回 ・輸入食品での不良食品発生件数：0件	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大型小売店について十分な監視が実施できなかったが、今後の感染状況をみながら可能な範囲で監視を実施する。	保健福祉部	食品生活衛生課
7-1-7 食品表示の適正化の推進						
7	生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化します。 また、研修会の開催や啓発資料等の配布により、平成27年4月から施行された食品表示法の周知徹底を図ります。	・随時、県民や関係機関に景品表示法に関する情報提供を行う。また、県民や事業者からの相談等に対応し、法違反の疑いがある案件については必要な調査を行う。	・景品表示法で、食品関係で6件対応し、1件注意(口頭)、助言等5件行った。	食品の表示に関する情報提供や相談に根拠資料を整理し、速やかに対応した。	生活環境部	消費生活課
		・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、重点的な監視指導を実施していく。	・食品製造施設、食品市場や大型小売店及び弁当屋などの施設を対象に、食品の適正表示について監視指導を実施した。 【実績】 ・監視数：2,887施設 ・不適正表示の発生件数：8件【主な内容；期限表示の誤記載、アレルゲンや添加物の不記載など】	不適正表示の発生件数は前年度から3件減少した。今後も引き続き適正表示を指導していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・生産、製造・加工及び流通販売施設を対象とした食品表示の確認検査の継続実施。 ・研修会の開催等による食品表示法の周知徹底。	・生鮮食品190件の食品表示の確認検査を実施。 ・生鮮食品の適正表示率 88.8%。 ・研修会や個別相談への対応により新しい制度を説明。	・今後も計画的に調査を実施し、適正表示の指導を継続するとともに、事業者からの相談に対応する。	農林水産部	環境保全農業課
7-1-8 食の安全を確保するための検査体制の充実						
8	食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質の検査を継続して取り組む。	・学校給食用食材や学校給食1食分の放射性物質検査を実施した。 (学校給食1食分の検査検体数 3,386検体)	児童生徒及び保護者に安全で安心な学校給食の提供を行うことができた。	教育庁	健康教育課
		・令和2年度食品衛生指導監視計画に基づき、計画的な各種検査を実施する。	・令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき計画的に実施した。 なお、検査した項目と件数は以下のとおり。 【実績】 ・野菜、果物等の残留農薬：43件 ・食品の抗生物質等：21件 ・食肉の残留動物用医薬品等：46件 ・県産米のカドミウム：7件 ・麻痺性及び下痢性貝毒：2件 ・加工食品に使用される添加物：45件	加工食品に使用される添加物の検査により、1件の違反が確認された(表示されていない添加物の使用)。違反事例については対象品の自主回収を指導した。今後も計画的に検査を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・県内検査機関を対象に精度管理事業を実施する。	・県内検査機関を対象とした精度管理事業については、新型コロナウイルスの検査対応のため中止した。	・県内検査機関の試験検査精度を確保するため、精度管理事業を実施する必要がある。		薬務課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
7-1-9 食品の安全に関する調査研究の推進						
9	食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図ります。	・農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供する。	・放射性物質に関する試験研究に取り組み、その結果得られた39成果を「放射線関連支援技術情報」に取りまとめ、ホームページで公表した。また、農業者や関係機関・団体職員を対象とした研究成果説明会を（1回、20名）開催し、情報提供を行った。	・農地や果樹樹体等の除染技術及びカリ肥料による放射性セシウムの吸収抑制対策技術を確立したが、特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握等の残された課題もあり、引き続き放射性物質に関する試験研究に取り組む。	農林水産部	農業振興課
(2) 食の安全に関する情報共有とリスクコミュニケーションの促進						
7-2-1 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進						
10	食品による健康被害の情報や食の安全に関する検査の結果などの情報について、各種広報媒体を活用して県民へ周知するとともに、消費者及び事業者に対して食の安全に関わる講習会等を実施して、普及啓発を推進します。	・食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。	・食と放射能に関する説明会を45回開催した。参加者計1,253名。	アンケート結果によると、説明会に参加したことで、7割以上の方が不安や疑問が解消されたと回答しており、食と放射能に関する正しい知識の普及に効果があったと言える。原発事故から10年が経過し、年々関心が薄れていく風化の問題もあることから、若年層や子育て世代を中心に、引き続き説明会を実施していく必要がある。	生活環境部	消費生活課
		・食品等事業者にとって役立つ情報の収集や、消費者の求める情報の把握に努め、引き続き、各種広報媒体による啓発及び積極的な講習会の実施を行う。	・保健所において、食品等関係施設の業者や従事者等を対象に講習会を実施し、食品による事故の未然防止に関する知識の普及を行った。 【実績】 ・衛生講習会の開催 実施回数：156回、受講者数：2,527人	新型コロナウイルス感染症の影響により、衛生講習会の実施回数及び受講者数ともに例年に比べ大幅に減少した。今後の感染状況をみながら可能な範囲で講習会を実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・各種広告媒体を活用して、野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報等の周知を図り、食の安全に関する普及啓発を行う。	・野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報や食中毒防止の広報をラジオ（5回）及び定期刊行物（林業福島）で行うとともに、農林事務所広報誌やホームページへ掲載して周知を行った。	・ラジオや定期刊行物、HP等により出荷制限情報や食中毒防止について周知を行うことができた。今後も継続して、各種広告媒体を活用し、野生きのこ・山菜に関する出荷制限情報等の周知を図り、食の安全に関する普及啓発を行う必要がある。	農林水産部	農業振興課
		・ホームページの更新、メールマガジンや各種SNSを活用した情報発信を通して、食の安全や検査結果等の周知を行う。	・ホームページの更新、メールマガジンや各種SNSを活用した情報発信を通して、食の安全や検査結果等の周知を行った。 【実績】 ・メールマガジンの配信・・・12回 ・クックパッドへのレシピ掲載と各種SNSによる情報発信・・・49回	・メールマガジンやクックパッド、各種SNSを通じて県産農林水産物の安全や魅力について広く周知することができた。引き続き、食の安全や検査結果等の周知のため、情報発信を行っていく必要がある。	農林水産部	農林企画課
7-2-2 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進						
11	食の安全・安心について、行政、食品関連事業者及び消費者の相互理解を図るため、情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）を行います。	・引き続き、8月の食品衛生月間の期間中に各保健所単位で意見交換会を実施していく。	・各方部別で食品衛生懇談会を開催し、消費者、事業者及び行政の立場から食の安全・安心について意見交換会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送った。	新型コロナウイルス感染症の影響により、例年開催している食品衛生懇談会は開催しなかった。今後は、感染状況をみながら可能な範囲で実施していく。	保健福祉部	食品生活衛生課
		・次期福島県農林水産業振興計画策定に向け、食品製造業者、消費者等を構成員とする審議会、生産者を募集した地域での意見交換会を開催し、食の安全確保に関する意見を聴取する。	・次期福島県農林水産業振興計画の策定に向けて、審議会を3回、地方意見交換会を県内7地域において9回開催した。	・審議会及び地方意見交換会をを通じて、農林水産業に係る生産者や流通事業者、消費者などから、次期福島県農林水産業振興計画策定に向けた、意見を聴取することができた。聴取した意見も踏まえ、令和3年度中に次期福島県農林水産業振興計画を策定する必要がある。	農林水産部	農林企画課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
7-2-3 食の安全に関する県民の意見の施策への反映						
12	食の安全・安心は、行政による施策の実施だけでは達成できないことから、広く県民の意見を施策に反映させるため、ふくしま食の安全安心推進懇談会や県民からの意見提案など、県民のニーズの把握に努めます。	・これまで同様、パブリックコメント等により県民からの意見を施策に反映させるとともに、食の安全・安心推進懇談会を開催し、消費者や農産物の生産者、食品の製造加工者・流通事業者との情報や意見の交換を行っていく。	・食品衛生監視指導計画の策定にあつては、パブリックコメントを実施するとともに、実施結果について公表するなど、県民からの意見集約に努めた。	令和3年2月25日(木曜日)から令和3年3月24日(水曜日)にかけて、令和3年度福島県食品衛生監視指導計画(案)に対するパブリックコメントを実施した(意見の提出は無し)。今後も、県民のニーズの把握に努める。	保健 福祉 部	食品 生活 衛生 課
7-2-4 食育の推進						
13	県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。特に学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により子どもたちの学ぶ機会を推進します。	・食育の指導者育成・派遣事業(指導者研修会、栄養教諭の幼稚園、小・中学校訪問、高校生のための栄養教室)及び「食」体験・交流事業(ごはんコンテスト、食育推進優秀校に対する表彰)で、子どもたちの食に関する意識を高めるとともに、食習慣の改善を図る取り組みを実施する。	・食育指導者研修会を7月に、食環境を考える会を3地域で8月に、指導者向け作物栽培研修を同じく8月に実施した。小・中学生を対象としたごはんコンテストを行い13,818件の応募があった。朝食について見直そう週間運動を6月に実施し、朝食摂取率が、96.5%(11月)であった。	学校の運営上の留意事項として、教育課程の編成及び実施にあたり、食に関する指導に係る全体計画等、学校の全体計画と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう各種の研修会を行った。各学校では食育推進コーディネーターを中心に、子ども達が望ましい食習慣の形成と、生涯にわたり、健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、学校、家庭と連携し、朝食について見直そう週間運動やごはんコンテスト等、県の事業に取り組んできた。その結果、朝食の摂取率の上昇が見られたが、野菜や汁物の摂取等内容についての課題が見られるなど、「健康に配慮した食事」への理解が低いことがわかった。そのため、今後も家庭・地域と連携を図りながら、教育活動全体と関連付けた食育の推進をしていく必要があると考える。	教育 庁	健康 教育 課
		・令和2年度も継続して次の事業を行う。 子どもの食を考える地域ネットワーク会議 食の指導者育成研修会 地域の子育て食環境支援事業	健康調査の改善に向けた食育を推進するため、地域の関係機関と連携した検討会、研修会、管理栄養士派遣等を行った。【実績】 ・検討会 6保健福祉事務所 12回 ・研修会 6保健福祉事務所 11回 本庁1回 ・管理栄養士・栄養士の派遣による食育活動被支援者数 481名 ・福島県食育応援企業団の登録 51社 ・ベジ・ファースト協力店の登録 354店 ・減塩できる環境づくりの推進 社員食堂 2社、スーパー 1社	関係機関が地域の課題や対策方針等を共有し、連携した取組につながった。しかし、健康課題については、20代の朝食摂取等に改善が見られるものの、栄養バランスや食塩摂取量、メタボリックシンドローム等で改善が難しい状況である。健康課題の改善は、すぐに成果の出るものではないため、より実践に資する取組を長期的視点で継続する必要がある。		



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
13	県民一人一人が、自らの「食」を見直し、望ましい食生活を実践し、生涯にわたる健康の保持増進と豊かな人間性をはぐくむことができるように、家庭、学校、地域が一体となって食育を推進するとともに、健康に配慮した食事を提供する施設の増加等、食環境整備を推進します。特に学校においては、栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心とした食育の推進体制を整備するほか、食育実践サポーターの派遣等により子どもたちの学ぶ機会を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育実践サポーター派遣事業を実施する。</li> <li>ふるさとの農林漁業体験支援事業として、食育に関する体験委託事業を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育実践サポーターとして令和2年度末で236名登録、子どもの食育に係る事業や研修会等へのべ58人派遣した。</li> <li>ふるさとの農林漁業体験支援事業として、7団体10事業の食育に関する体験委託事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを対象とした食育を推進するため、食育実践サポーターの登録を進めるとともに、農産物の生産・出荷・流通・販売・調理などの様々な体験や交流を主体とした特色ある地域の食育活動を支援することで、子どもたちの学ぶ機会を推進した。</li> </ul>	農林水産部	農産物流通課
<b>(3) 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化</b>						
<b>7-3-1 関係機関の連携強化</b>						
14	県民の健康を保護し、庁内関係部局及び県内関係自治体相互の連携を図り、食の安全・安心の確保を推進するため「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置して、食の安全・安心に関する施策の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。また、食品に関する苦情や相談等を受け付け、迅速な対応と正確な情報の提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全相談員を中心に食品に関する相談を受け付け、迅速な対応と正確な情報提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品安全相談員を中心に食品に関する相談を450件受け付け、迅速な対応と正確な情報提供に努めた。</li> </ul>	食品に関する相談は、令和元年度と比較し47件、11.7%増加した。なかでも健康食品の定期購入に関する相談が増加傾向にあり、迅速な対応と正確な情報提供に努めた。	生活環境部	消費生活課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第3期）が最終年となることから、各課等が実施する事業の進行管理を行うとともに、次期計画について検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県関係課及び中核市との連携を図るためふくしま食の安全・安心推進会議を令和3年3月に書面で開催し、現行プログラムの実施期間を1年間延長した。</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症の影響により、ふくしま食の安全・安心推進会議は書面開催とした。令和3年度中に、次期プログラムを策定する。	保健福祉部	食品生活衛生課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示に関する苦情・相談への丁寧な対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示に関する個別の相談に随時対応した。</li> </ul>	引き続き、事業者からの相談に対応する。	農林水産部	環境保全農業課
<b>7-3-2 国、市町村その他の関係機関との連携</b>						
15	国、市町村その他の関係機関と連携し、積極的に情報収集、意見交換等を行うとともに迅速な危機管理対応の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国や他自治体、関係機関等との情報共有に努め、迅速な危機管理対応に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大な健康被害に関する会議・意見交換は無かった。引き続き関係機関との情報共有を図る必要がある。</li> </ul>	食品衛生法に違反する食品等の流通や、食中毒が疑われる患者の発生が確認された際は、国や他自治体との情報共有を密に行い、健康被害に関する情報の把握や不良食品等の排除に努め、被害の拡大防止を図った。	保健福祉部	食品生活衛生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(4) 食品中の放射性物質対策への取組</b>						
<b>7-4-1 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策</b>						
16	食品の安全性を確保するため、生産者や製造加工者自らが放射性物質に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、放射性物質対策を含めた農林水産物の栽培管理に関する技術の普及、指導や加工食品の製造・加工工程における安全管理に関する監視、指導を行い、安全な食品の生産と供給に努めます。	・引き続き、令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的な検査の実施に努め、違反品の流通防止を図る。	・野生の山菜・きのこを原料とする食品やこれまでに放射性物質が検出される頻度の高い食品などを重点品目として設定し、重点的に検査を実施した。 (実績) 検査検体数：1, 064 検体 基準値を超過した検体：0 件	基準値を超過する検体は確認されなかったが、旧避難地域における製造・加工の再開などに対応するため、引き続き検査を実施していく。	保健 福祉 部	食品 生活 衛生 課
		・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資する。	・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うよう指導を行った。 (2, 006 回)	・きのこ生産者に対して、福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づいた生産を行うことにより、安全な栽培きのこの供給に資することができた。引き続き指導を行い、安全なきのこの供給を継続する必要がある。		
		・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。 (更新回数：202回)	・サイトを通じ科学的根拠に基づく情報提供を行うことで、県産農林水産物の安全に関する理解を促進した。	畜産 課	
		・生産者に対して放射性物質対策（家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理等）についての巡回指導等を実施する。 ・年に1回、生産者（牛飼養農家）に対して立入調査を実施し、適正な飼養状況であるか確認を行う。	・生産者に対して放射性物質対策（家畜の飼養管理、自給飼料の栽培管理等）についての巡回指導等を実施した。 ・年に1回、生産者（牛飼養農家）に対して立入調査を実施し、適正な飼養状況であるか確認を行った。	・指導や調査で適切な飼養管理・栽培管理を維持することが出来た。今後も継続し取り組んでいく。		
<b>7-4-2 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信</b>						
17	食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質検査を継続して県ホームページで公表する。	・県立学校及び希望する市町村において、学校給食調理場で提供した学校給食1食分に含まれる放射性物質検査を実施した結果を県ホームページで公表した。 (検出件数、0 件)	児童生徒及び保護者に安全で安心な学校給食の提供を行うことができた。引き続き実施結果については県のホームページで公表する。	教育 庁	健康 教育 課
		・県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するため、ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターにて無料で放射性物質検査を実施する。 ・県内10商工会議所と25商工会に簡易放射性物質検査装置を配置し、県内食品加工業者のための全県的な放射性物質スクリーニング検査体制を構築する。	・県内の食品加工業者が製造する加工食品の自主検査を支援するため、ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターにて無料で放射性物質検査を実施した。 測定件数1, 087 件(基準値超過件数 0 件) ・県内10 商工会議所と25 商工会に簡易放射性物質検査装置を配置し、県内食品加工業者のための全県的な放射性物質スクリーニング検査体制を構築した。 測定件数：1, 070 件(基準値超過件数 0 件)	ハイテクプラザ、商工会議所及び商工会に加工食品の放射性物質検査体制を整備していることで、県内各地方で食品加工業者が検査を実施できており、食の安全・安心の確保に役立っている。		
		・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜、山菜、きのこ類などの検査を行い、その結果を公表する。	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜、山菜、きのこ類などの検査を行い、その結果を公表した。（実施件数24, 412件）	自家栽培野菜からは基準値の1/2を超えるものは、令和2年度において30 検体未満となっている。なお、検査実施件数が年々減少していることから、今後、検査体制の見直しを図っていく必要がある。	生活 環境 部	消費 生活 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
17	食の安全・安心を確保するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階において食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、安全な食品の出荷、流通等を図るとともに、測定結果を迅速に情報発信して県民の健康保護に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的な検査を実施し、検査結果をホームページに公開する。なお、基準値を超過する食品が流通しないよう、事業者への注意喚起の徹底と監視指導の強化を図る。万一、違反が判明した場合は、迅速な調査を実施し、違反食品の流通拡大防止のための措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>野生の山菜・きのこを原料とする食品やこれまでに放射性物質が検出される頻度の高い食品などを重点品目として設定し、重点的に検査を実施した。 (実績) 検査検体数：1,064検体 基準値を超過した検体：0件</li> </ul>	基準値を超過する検体は確認されなかったが、旧避難地域における製造・加工の再開などに対応するため、引き続き検査を実施していく。	保健 福祉 部	食品 生活 衛生 課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等給食検査体制整備事業 実施施設 13施設予定</li> <li>保育所等給食検査体制整備事業 補助対象市町村数 36市町村予定</li> <li>障がい児施設等給食検査体制整備事業 実施施設 7施設予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設等給食検査体制整備事業 実施施設 13施設</li> <li>保育所等給食検査体制整備事業 補助対象市町村数 36市町村</li> <li>障がい児施設等給食検査体制整備事業 実施施設 7施設</li> </ul>	児童養護施設や保育所等が提供する給食の安全・安心を確保するため、給食用食材の放射性物質検査を実施した。今後も、給食の安全・安心を確保するため事業に取り組んでいく。		こども・ 青少年 政策 課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実類等のモニタリング検査を実施する。</li> <li>「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培きのこ、野生きのこ・山菜、樹実类等1,666件のモニタリング検査を実施した。</li> <li>「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。</li> </ul>	モニタリング検査を実施することで安全な食品の出荷・流通を図り、測定結果についての情報提供を行うことができた。引き続き、検査の実施・結果の情報提供を継続する必要がある。	林業 振興 課	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。 (更新回数：202回)</li> </ul>	サイトを通じ科学的根拠に基づく情報提供を行うことで、県産農林水産物の安全に関する理解を促進した。	農産 物流 通課	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉（牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉）・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値（もしくは、暫定許容値）以下であることを確認。分析結果は迅速に公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉（牛肉・豚肉・鶏肉・馬肉）・鶏卵・原乳・はちみつ・飼料作物については、品目別試料採取基準等に定める方法により、放射性物質の検査を実施し、基準値（もしくは、暫定許容値）以下であることを確認。分析結果は迅速に公表した。</li> <li>モニタリング検査点数：4,606点（基準値等の超過なし）</li> </ul>	4,606点の放射性物質の検査を実施し、畜産物の安全・安心を確保した。今後も計画的に検査を実施する。	農林 水産 部  畜産 課	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、市場等へ出荷される前の農林水産物の放射性物質検査を実施し、その結果を生産者、消費者及び流通業者等に対して速やかに周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物を対象にモニタリング検査を実施し、その結果を生産者、消費者及び流通業者等に対して速やかに周知した。</li> <li>モニタリング検査点数（出荷販売用）：14,424点（うち基準値超過点数：0点）</li> </ul>	引き続き、検査を継続するとともに、放射性セシウムの基準値を下回る出荷制限等品目について、制限解除に向けた取組を進める。	環境 保全 農業 課	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜等の食品の検査を行い、その結果を公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により自家消費野菜等の食品の検査を行い、その結果を公表した。 (実施件数24,412件)</li> </ul>	自家栽培野菜からは基準値の1/2を超えるものは、令和2年度において30検体未満となっている。なお、検査実施件数が年々減少していることから、今後、検査体制の見直しを図っていく必要がある。	生活 環境 部  消費 生活 課	



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
7-4-3 飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信						
18	水道水や飲用井戸水等の放射性物質検査を積極的に実施するとともに、測定結果を迅速に情報発信して、飲用水の安全と安心を確保します。	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により、住民より持ち込まれた井戸水等の検査を行う。	・県や市町村において、住民の身近な場所に設置した放射能物質測定検査機器（簡易測定器）により、住民より持ち込まれた井戸水等の検査を行った。（実施件数688件）	簡易検査のため、参考として、住民からの要請により、検査を実施しているもの。検査結果は公表していない。  ・県内の水道水及び井戸水等の定期的な放射性物質のモニタリングを行い、安全を確認するとともに、ホームページに結果を公表することで、飲用水に対する不安解消へとつなげることができた。 ・引き続き検査の在り方について検討していく必要がある。	生活環境部	消費生活課
		・県内の水道水及び井戸水等の定期的な放射性物質のモニタリングを行い、ホームページに公表する。	・県内の水道水及び井戸水等の定期的な放射性物質のモニタリングを行い、ホームページに公表した。（実績）水道水 10, 103件、飲用井戸等 478件		保健福祉部	食品生活衛生課
7-4-4 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進						
19	放射性物質対策に関する最新情報を提供し、放射性物質についての正確な知識の普及を図り、放射性物質に関する県民の疑問や不安解消を図るとともに、今後はさらに県民が自ら判断する力を持つことができるような機会を設けるなど努めます。	・食と放射能に関する説明会を60回以上開催する。	・食と放射能に関する説明会を45回開催した。参加者計1,253名。	アンケート結果によると、説明会に参加したことで、7割以上の方が不安や疑問が解消されたと回答しており、食と放射能に関する正しい知識の普及に効果があったと言える。原発事故から10年が経過し、年々関心が薄れていく風化の問題もあることから、若年層や子育て世代を中心に、引き続き説明会を実施していくことが必要である。	生活環境部	消費生活課
		・引き続き、検査結果をホームページに公開するとともに、食品事業者及び消費者に対する衛生講習会を実施し、分かりやすい情報提供に努める。	・検査結果をホームページに公開した。検査検体数：1,064検体		県のポータルサイト「ふくしま復興ステーション」に検査結果を計45回公表した。引き続き、検査結果を公表していく。	保健福祉部
		・県内直売所等に対して、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供を行う。 ・各種広報媒体及びホームページにより県民に対する周知を行う。	・県内の直売所等に対し、野生きのこ・山菜に関する出荷制限の情報提供を行った。 ・ラジオ等による広報（5回）及びホームページに掲載し県民に対する周知を行った。	直売所や県民に対する情報提供を行うことができた。今後も継続して、各種広報媒体及びホームページにより県民に対する情報提供を行う必要がある。	農林水産部	林業振興課
		・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行う。	・「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」サイトを通し、モニタリング検査結果の情報提供を行った。（更新回数：202回）	・サイトを通じ科学的根拠に基づく情報提供を行うことで、県産農林水産物の安全に関する理解を促進した。	農林水産部	農産物流通課
7-4-5 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進						
20	食の安全・安心を確保するため、食品中の放射性物質の除去や低減等の技術開発、調査研究等の推進を図ります。	・農業・林業・水産業それぞれの分野の試験研究機関が、放射性物質の除去技術や吸収抑制技術の開発等を行い、得られた知見や情報、対策技術を農林漁業者や関係機関・団体等へ提供する。	・放射性物質に関する試験研究に取り組み、その結果得られた39成果を「放射線関連支援技術情報」に取りまとめ、ホームページで公表した。また、農業者や関係機関・団体職員を対象とした研究成果説明会を（1回、20名）開催し、情報提供を行った。	農地や果樹樹体等の除染技術及びカリ肥料による放射性セシウムの吸収抑制対策技術を確立したが、特定復興再生拠点区域内の農地における放射性物質の挙動把握等の残された課題もあり、引き続き放射性物質に関する試験研究に取り組む。	農林水産部	農業振興課



## 8 生活環境の保全

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 環境の状況の監視及び調査</b>						
<b>8-1-1 環境モニタリングの充実強化</b>						
1	工場や事業場に対して汚染物質等の排出基準等の遵守を指導するとともに、環境モニタリングの充実強化を図り、環境基準の超過が見られた場合は、詳細調査などによる原因究明や事業者への改善対策の指導など、迅速かつ的確な措置を講じます。	・大気発生源調査、水質発生源調査を実施し、工場、事業場に対する指導を行う。	・大気発生源調査実績175件、水質発生源調査実績304件、汚染物質の排出(流出)による環境基準超過事例は確認されなかった。	引き続き、大気発生源や水質発生源である工場・事業場の立入検査や大気・水質の環境モニタリングを行い、排出基準、環境基準の遵守状況を監視するとともに、環境基準の超過が見られた場合は、原因究明、原因者への改善指導等などの措置を講じる。	生活環境部	水・大気環境課
<b>8-1-2 調査結果の維持管理・指導への反映</b>						
2	一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場からの放流水等の調査結果については、立入調査による排水処理施設の稼働状況等を踏まえて、適正な維持管理が図られるように役立てるとともに、過去の調査結果から検査対象物質の検出項目数が多い施設及び濃度が相対的に高い施設について、重点的に排出状況等の経年的な変化を調査し、その結果をもとに削減対策や埋立処分の方法、排水処理などの指導を行います。	・一般廃棄物最終処分場の放流水19検体及び周縁地下水2検体、産業廃棄物の最終処分場放流水等30検体及び周縁地下水19検体、その他必要と認めるものを調査する。	・一般廃棄物最終処分場の放流水19検体及び周縁地下水2検体、産業廃棄物の最終処分場放流水等29検体及び周縁地下水17検体、その他必要と認める調査を148件行った。 基準超過が5件あり、それぞれ必要な指導を行った。	・最終処分場の維持管理が適正に行われるよう指導を行った。引き続き、定期的な立入検査や放流水等の調査を実施するなど指導を行っていく。	生活環境部	一般廃棄物課、産業廃棄物課
<b>8-1-3 産業廃棄物の安全性確認</b>						
3	産業廃棄物の再利用や埋立物については、ダイオキシン類等有害物質による環境への影響の有無など安全性の確認を継続して実施します。	・再生利用物8検体、埋立物13検体を調査する。	・再生利用物8検体、埋立物13検体を調査した結果、基準超過が2件あり、それぞれ必要な指導を行った。	・産業廃棄物の再生利用や埋立物の安全性が確保されるよう指導を行った。引き続き、定期的な立入検査や埋立物等の調査を行うなど指導を行っていく。	生活環境部	産業廃棄物課
<b>8-1-4 総合的な不法投棄防止対策事業の実施</b>						
4	「廃棄物の不法投棄は絶対にさせない、許さない」という地域住民の意識醸成と地域住民による日常的な監視体制づくりを支援するなど、総合的な不法投棄防止対策事業を実施し、不法投棄の根絶を目指します。	・不法投棄の未然防止のため、市町村毎に配置した不法投棄監視員や夜間・休日の警備会社等によるパトロール、新聞広報やラジオによる呼びかけ等を行うとともに、不法投棄行為者に対する原状回復指導を行う。	・市町村毎の不法投棄監視員の配置、警備会社等による夜間・休日のパトロール、新聞等広報による不法投棄防止の呼びかけ等を行うとともに、不法投棄の監視活動を行う地域住民を支援した。	・不法投棄をなくすため、監視パトロールや地域住民への支援等を行った。引き続き、総合的な不法投棄防止対策を実施する。	生活環境部	産業廃棄物課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>8-1-5 不法投棄広域化への対応</b>						
5	産廃スクラム（関東及びその近県の都港市で構成する協議会）への参加等、広域連携を推進し、構成自治体と日頃から情報を共有するとともに、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査を連携して実施するなど、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止や不適正処理発生後の迅速な対応に努めます。	・産廃スクラム36、南東北不法投棄対策会議（3県5市）等に参画し、不法投棄の未然防止等の対策を行う。	・産廃スクラム、南東北不法投棄対策会議（3県5市）等に参画し、不法投棄対策の情報共有を行った。	・広域的な不法投棄に迅速に対応等するため、産廃スクラムに参加し、情報共有するなど連携を図った。引き続き、近隣自治体や県警とも連携・情報共有しながら対応していく。	生活環境部	産業廃棄物課
<b>(2) 生活環境の保全に関する周知啓発</b>						
<b>8-2-1 水・大気環境に関する普及啓発</b>						
6	県民に対する生活排水の適正処理、低公害車の普及など環境に配慮した取組、事業者に対する環境負荷低減の取組の周知啓発を進めるとともに、大気環境や水環境等の監視結果などを公表し、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進します。	・令和元年度の環境等測定調査結果の公表を実施予定。	・令和元年度の環境等測定調査結果の公表を実施した。 (大気環境基準達成率74.6%、水質環境基準達成率92.0%)	引き続き、環境等測定調査結果等の公表などにより周知啓発を行い、環境保全への自主的かつ積極的な取組を促進する。	生活環境部	水・大気環境課
<b>8-2-2 住宅・建築物に関する普及啓発</b>						
7	住宅におけるアスベスト対策やホルムアルデヒド等によるシックハウス対策について、県民からの住宅相談に応じるとともに、住宅・建築物における吹付けアスベスト対策のための各種補助制度の活用の普及に努めます。	引き続き、相談対応を行うとともに、福島県アスベスト対策に係る連絡会議を通じ、関連補助制度の創設・活用を促す。	各建設事務所の窓口で随時、相談対応を行うとともに、市町村や関係団体で構成する福島県アスベスト対策に係る連絡会議を7月に開催し、市町村の補助制度創設に係る助言や技術支援を行った。	・住宅等におけるシックハウスについては、建築基準法の規制が浸透し、健康に影響がない建設資材も普及が進んだことから、関連規定に適合した建物が供給されている。 ・アスベスト対策については、市町村への技術的支援により、順次補助事業が行われている。	土木部	建築指導課
<b>8-2-3 不法投棄防止意識の普及啓発</b>						
8	不法投棄防止強調月間（6月・9月）に新聞、ラジオ等の広報媒体を活用した広報活動や産業廃棄物運搬車両指導検査などを集中的に実施するとともに、ホームページや啓発パンフレットを通じた広報を日常的に行うほか、地域活動団体等が行う意識啓発活動を支援するなど、県民に対する不法投棄防止意識の普及啓発に努めます。	・不法投棄防止強調月間に、新聞、ラジオを利用した広報を実施し、広く廃棄物の不法投棄防止について普及啓発を行う。	・不法投棄防止強調月間に新聞やラジオを利用した広報を実施するとともに、不法投棄防止の啓発活動を行う地域住民を支援した。	・不法投棄防止意識の醸成のため、各種広報のほか、不法投棄防止の啓発活動を行う地域住民の支援を継続する必要がある。	生活環境部	産業廃棄物課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
8-2-4フロン類の排出抑制、回収義務の浸透						
9	業務用エアコンや冷凍機器などについては、機器の適正な管理を行うとともに、廃棄時において冷媒用フロンが、適正に回収されるよう関係事業者に対する普及啓発に努めます。	・テレビによるスポット放送、ふくしまFMによる広報等により普及啓発を行うとともに、フロン類充填回収業者等に対する立入調査を実施する予定。	・テレビによるスポット放送、ふくしまFMによる広報により、業務用機器の適正管理、フロンの適正回収について普及啓発を行った。また、フロン類充填回収業者等に対する立入調査を67件実施し、指導を行った。	各種広報媒体の活用や関係団体との連携により、引き続き機器の適正な管理や適正な回収の周知に取り組む。	生活 環境 部	水・大 気環 境課
(3) リスクコミュニケーションの推進						
8-3-1 リスクコミュニケーションの普及拡大						
10	工場・事業場に対し、情報共有と信頼関係醸成のため、自らが積極的に地域住民等とリスクコミュニケーションを行っていくよう各種誘導施策を実施します。	・今後とも、化学物質適正管理にかかるリスク推進のためのセミナー開催、事例発表・交流会の開催、企業アンケート調査、企業・工業団地訪問を実施する予定。	・化学物質適正管理にかかるリスク推進のためのセミナー開催、企業アンケート調査を実施し、工場・事業場におけるリスクコミュニケーション実施の普及促進を行った。(セミナー1回(Web会議))	セミナー等の開催やアンケート調査等を引き続き実施し、化学物質の使用状況の把握、事業者によるリスクコミュニケーションの取組の促進を図る。	生活 環境 部	水・大 気環 境課
(4) 工場、事業場及び廃棄物処理施設における安全確保対策						
8-4-1環境汚染防止対策及び再発防止対策						
11	工場、事業場及び廃棄物処理施設での環境汚染防止対策を促進するとともに、事業者に対して事故発生時における被害の拡大防止や徹底した原因究明、再発防止対策の確立を指導します。	・水質、大気・化学物質関係の事故発生時には、事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導する。  ・廃棄物処理施設での事故発生時には、事業者に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導する。	・水質関係事故発生があった34事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導した。大気・化学物質関係の事故発生があった9事業所に対して、被害拡大防止、原因究明、再発防止を指導した。  ・廃棄物処理施設での廃棄物等の流出事故、火災、施設の損傷事故等を起こした6事業者等(中核市を除く)に対して、流出物の速やかな回収、被害拡大防止、原因究明、再発防止等を指導した。	引き続き、水質等の事故があった場合は、事業者に体して被害拡大防止、原因究明、再発防止対策の指導等を行い、周辺環境への汚染を防止する。  ・事故による環境汚染等を防止するため、事故発生時の被害拡大防止や原因究明、再発防止対策等の指導を行った。引き続き、事故の未然防止や発生時に迅速な対応が図られるよう指導する。	生活 環境 部	水・大 気環 境課  一般 廃棄 物課、 産業 廃棄 物課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
(5) 放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復						
8-5-1環境放射線モニタリングの実施						
12	<p>県、国、市町村等関係機関の連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣等）の放射性物質による汚染状況について、きめ細かな監視及び測定を継続的に実施し、その結果を迅速かつ分かりやすく公表します。</p> <p>また、公表の方法を工夫するほか、県内だけでなく県外へも情報発信していきます。</p>	<p>野生鳥獣においてはイノシシほか8種の肉で総計402検体の放射性物質検査を予定しており、その結果は速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。</p> <p>河川においては、県内96地点のトリチウムの放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。</p> <p>地下水は県内27地点、水浴場は県内28地点、港湾・海面漁場において、海水は23地点、海底土は42地点で放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する。</p>	<p>「令和2年度野生鳥獣の放射線モニタリング調査のための捕獲計画」により、イノシシ、ツキノワグマ、キジ等の検査を行い、その結果を公表した。</p> <p>【実績】</p> <p>検査検体数：254検体 基準値を超過した検体：18検体（イノシシ、ツキノワグマ、ヤマドリ）</p> <p>河川においては、県内96地点でトリチウムの放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表した。調査結果は原子力発電所事故前と比較して「同程度」であった。</p> <p>地下水は県内27地点、水浴場は県内28地点、港湾・海面漁場において海水は23地点、海底土は42地点で放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表した。なお、放射性セシウムは地下水と水浴場はすべての地点で不検出、港湾・海面漁場において海水はすべての地点で不検出、海底土は最大2,460 Bq/kgであった。</p>	<p>引き続き、県内の河川96地点におけるトリチウム調査、県内における地下水27地点、水浴場28地点、港湾・海面漁場の海水23地点、海底土42地点における放射性物質調査を実施し、その結果を速やかに報道機関へ情報提供するとともに県のホームページ等で公表する必要がある。</p>	生活環境部、危機管理部	自然保護課、放射線監視室



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
8-5-2 除染等の推進						
13	<p>市町村や国、専門機関等との連携の下、総力を結集し一体となって必要な除染に取り組み、人材育成、技術的支援、住民理解の促進など総合的な施策を展開していきます。市町村と連携しながら現地調査を実施し、取組・進捗状況の確認とともに仮置場の適正管理に係る技術指針の改定を行うなど、今後とも、市町村の課題を丁寧に把握しながら、きめ細かな対応を行い、迅速かつ確実な推進に取り組みます。なお、国に対して、必要な除染の確実な実施と予算の確保について、引き続き求めています。また、中間貯蔵施設の整備について、地権者説明の促進を図るため、国へ職員を派遣するとともに、輸送ルート等に関する調整など、国、市町村等関係機関と連携して取り組んでいきます。さらに、国、県、大熊町・双葉町との間で結んだ安全協定に基づき、施設や輸送時における現地確認等を行い、中間貯蔵施設事業における安全・安心を確保していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への要望活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国への要望活動を実施した。(6/24)</li> <li>汚染状況重点調査地域の仮置場現地調査を実施した。(18か所)</li> <li>市町村等の設計積算業務を支援した。(120件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常気象に備え、仮置場に立入して除去土壌等の保管状況や流出防止対策などを定期的に確認した。市町村が円滑に発注・管理できるよう、設計積算業務への支援(設計書の確認)を行った。今後、除去土壌等の計画的な端末輸送の実施や除去土壌等搬出後の速やかな仮置場原状回復を行う必要がある。</li> </ul>	生活環境部	除染対策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する中間貯蔵施設事業について、輸送及び貯蔵が安全かつ確実に行われているか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間貯蔵施設の用地の取得面積は、令和3年3月末現在で約1,235ha(全体約1,600ha)、除去土壌等の輸送量は累計で約1,055万㎡となった。</li> <li>中間貯蔵施設の施設整備が順次進められ、令和2年3月に全ての種類が完成し除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程の運転を開始した。</li> <li>県は、施設整備や輸送が安全・確実に実施されるよう、安全協定に基づき、現地の状況確認(55回)やモニタリング(96回)などを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間貯蔵施設については、引き続き、施設が安全に整備・運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認やモニタリングを行っていく。また、国、県、大熊・双葉両町との安全協定に基づき設置された環境安全委員会の意見を聴きながら、国の取組を確認していく。更に、中間貯蔵施設へ搬入された除去土壌等については、法律により定められた中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分が国の責任において確実に実施されるよう、県外最終処分地の選定方法や搬出方法の検討を行うことを国に求めるとともに、その進捗状況を継続的に確認していく。</li> </ul>		中間貯蔵施設等対策室



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
8-5-3 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進						
14	焼却灰や下水汚泥などの汚染廃棄物の処理が円滑に進むよう、住民の不安払拭に取り組んでいきます。また、指定廃棄物*1については、国が処理するまでの間、排出事業者等が適正に保管を行うよう指導・助言を行っていきます。さらに、国が実施する既存管理型処分場を活用した特定廃棄物*2の埋立処分事業について、施設や輸送時における現地確認等により安全・安心の確保を確保していきます。また、災害廃棄物の適正な一時保管・処理方法の周知のため、専門家派遣や処理施設の立入調査を行うほか、既存処理施設の活用に向けた住民理解の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内における一般廃棄物処理施設の放射性物質モニタリング調査結果（県内16市町村等における一般廃棄物処理施設計32施設の空間線量率、排ガス及び放流水の放射性物質濃度）をとりまとめてHPにて公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内16市町村等における一般廃棄物処理施設計34施設の空間線量率、排ガス及び放流水の放射性物質濃度のモニタリング結果をとりまとめてHPにて公表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設について、引き続き放射性物質濃度のモニタリングを実施し、住民の理解促進に努める。</li> </ul>	生活環境部	一般廃棄物課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染廃棄物の処理が円滑に進むよう相談への助言等を行う。</li> </ul>	(令和元年度途中で廃止、以降実績なし。)			産業廃棄物課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>国が実施する特定廃棄物埋立処分事業について輸送及び埋立処分が適切に行われているか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定廃棄物の埋立処分事業については、国の特定廃棄物埋立処分施設への搬入量が令和3年3月末現在で約17万1千袋となった。輸送が安全・確実に実施されるよう、安全協定に基づき、現地において状況確認（13回）やモニタリング（4回）などを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が行う特定廃棄物の埋立処分事業について、引き続き、国に対して地元への丁寧な説明と寄り添った対応を求めるとともに、安全協定に基づく状況確認など安全・安心の確保を始め、国の取組をしっかり確認していく。</li> </ul>		中間貯蔵施設等対策室
8-5-4 発達段階に応じた「放射線教育の推進」						
15	放射線教育を中核として、防災教育や道徳教育、人権教育、健康教育、キャリア教育、エネルギー教育等との関連を図った「ふくしま」ならではのカリキュラムの構築を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別研究協議会を開催する（県内全7地区、公立小中学校代表の悉皆）。</li> <li>放射線教育・防災教育の授業公開をする（県内7地区における実践協力校）。</li> <li>「放射線教育・防災教育実践事例」を県のHP上で公開する。</li> <li>「家庭向け資料」を作成し、小・中学校の児童生徒へ配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別研究協議会を開催した（県内全7地区、公立小中学校代表の悉皆）。</li> <li>放射線教育・防災教育の授業公開をした（県内7地区における実践協力校）。</li> <li>カリキュラム例を含んだ「放射線教育・防災教育実践事例」を作成し、県のホームページに掲載した。</li> <li>学習資料「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を振り返り3.11に学ぼう」を作成し、県内全ての小学生～高校生に配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区別研究協議会においては、コロナ禍でありながらも、時間配分を工夫し、午前の部と午後の部で2回に分けたり、リモートを活用したりして、実施することができた。</li> <li>公開授業においては、地区を限定して参集したり、リモートを活用したりして実施することができた。</li> <li>東日本大震災を経験していない、又は記憶のない世代に震災の教訓をどのように伝えていくかが課題である。</li> </ul>	教育庁	義務教育課



## 9 消費者の安全確保の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 自立した消費者の育成</b>						
<b>9-1-1 消費者への情報提供</b>						
1	県消費生活センターの展示機能の充実を図るとともに、「ふくしまくらしの情報」の発行やホームページによる情報発信等を通じ、県民が合理的な消費行動を行うために必要な情報の提供を行います。	・今後も県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行うとともに「ふくしまくらしの情報」を4回発行し、ホームページにも公開する。	・県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行った。また、「ふくしまくらしの情報」を4回発行、配布し、ホームページにも公開した。	・今後も県消費生活センター展示ホールに消費生活に関する展示を行うとともに「ふくしまくらしの情報」を4回発行し、ホームページにも公開する。	生活環境部	消費生活課
<b>9-1-2 世代ごとの特性に応じた消費者教育・啓発の実施</b>						
2	消費者の情報収集能力には世代ごとに大きな差があり、また、必要となる情報も異なります。このため、出前講座の実施や各種資料を活用し、世代や生活環境等に応じたきめ細かい消費者教育及び啓発を行います。	・今後も各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。	・各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施した。(実施回数28回、参加者数957人)	・今後も各種団体からの要請により講師を派遣し、消費生活に関する出前講座を実施する。	生活環境部	消費生活課
<b>9-1-3 情報活用能力の向上</b>						
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	・ふくしまICT利活用推進協議会にて以下の事業を実施予定 1 情報通信月間特別講演会 2 情報リテラシー向上事業 3 地域情報化活動助成事業 4 AI・IoT等活用アイデアソン開催事業	・ふくしまICT利活用推進協議会にて以下の事業を実施した。 1 情報通信月間特別講演 開催日：6月7日 参加者：54名 2 情報リテラシー向上事業 川俣町：11月11日 参加者：9名 福島市：12月21日 参加者：12名 3 地域情報化活動助成事業 ・助成先：福島県社会保険労務士会 参加者 ライブ配信：17名、 動画配信：51名 4 AI・IoT等活用アイデアソン開催事業 【勉強会・アイデアソン】 開催日：11月13日 参加者 30名 【成果発表会】 開催日：2月10日 参加者 35名	令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施していたふくしまICT未来フェアが中止になり、イベントによる啓発活動ができなかったが、その他講演会やセミナーには積極的な参加、活用をいただいたことで一定の目的は果たせたと考える。令和3年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ふくしまICT未来フェア及びAI・IoT等活用アイデアソン開催事業は実施しないこととなったが、講演会や情報リテラシー向上事業等を通じて、県民の情報活用能力の向上を図りたい。	企画調整部	デジタル変革課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
3	個人情報の漏えいや各種詐欺等、違法・有害情報の被害に遭わないよう、また、アプリを使用することによる事件・事故、モラル違反を避けるため、県、市町村、関係機関連携の下、県民を対象としたセミナーなどにおいて啓発活動や注意喚起を行うとともに、児童生徒や保護者、青少年に対しては、各種機会を捉えながら情報活用能力の向上のための指導及び啓発を行います。	・福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、情報モラル教育の徹底について、指導していく。	・福島県生活指導協議会や学校訪問を通じて、情報モラル教育の徹底を図った。	・福島県高等学校生徒指導協議会において担当者研修会を実施し、情報モラル等に関連する指導力の向上を図った。 ・各校における外部講師によるガイダンス的指導や教科「情報」における情報モラル教育をより一層充実していく。	教育 庁	高校 教育 課
		・「自撮り」被害防止及びフィルタリングの設定を呼びかけるための各種啓発活動を継続して実施していく。	インターネット上の有害環境から子どもたちを守るため、携帯電話会社、PTA関係者、警察本部、教育庁等が出席する「青少年有害環境対策推進会議」を開催し、メディアリテラシーの育成及びフィルタリングの利用に係る啓発活動を実施した。 また、福島県青少年健全育成条例改正により、フィルタリング普及に関する保護者の義務・携帯電話事業者等の義務が新たに規定されたことから、県内の携帯電話ショップ等に対する立入調査を実施（令和2年度は54店舗）し、フィルタリング普及に関する指導や啓発活動を実施した。	「自撮り」被害防止及びフィルタリングの設定を呼びかけるための各種啓発活動を継続して実施していく。	保健 福祉 部	こども・ 青年 政策 課
9-1-4 消費者団体の育成						
4	消費者団体に対する情報提供や県消費生活センターにおける活動スペースの提供を行うなど、自主的な活動を支援します。	・今後とも「ふくしまくらしの情報」を送付するなど、情報提供を行うとともに消費生活センターの研修室等について消費者団体の活動の用に供するなど支援を行う。	・「ふくしまくらしの情報」を年4回送付したほか、制度改正や最新の事例などについて情報提供を行った。また、消費生活センターの研修室等について消費者団体の活動の用に供するなど支援を行った。	・今後とも「ふくしまくらしの情報」を送付するなど、情報提供を行うとともに消費生活センターの研修室等について消費者団体の活動の用に供するなど支援を行う。	生活 環境 部	消費 生活 課
9-1-5 薬物乱用防止の普及啓発						
5	危険ドラッグの乱用による健康被害の恐ろしさや、覚醒剤等の違法薬物による社会的な弊害など正しい知識を広く県民に対して啓発を行います。若年層に対しては、街頭キャンペーンや薬物乱用防止教室により啓発を行います。	・薬物乱用防止教室を実施する。 ・「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動を実施する。 ・麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施する。	○薬物乱用防止教室を実施した。 ・派遣学校数 119校（小・中・高校・大学） ・受講生徒数 8,853人 ○麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施した。 ・広報媒体（ポスター 800枚、パンフレット 1,480部）による啓発	・新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭キャンペーンは中止となり、薬物乱用防止教室の実施も大幅に減少した。 ・全国の令和2年の20歳未満の検挙人員は899名であり、7年前の82名と比較して11.0倍と顕著に増加している。福島県の同検挙人員等は5名であるが、若年層における薬物乱用拡大を未然に防ぐためには、薬物乱用防止教室や街頭キャンペーンの実施により、薬物に関する正しい知識の普及啓発が必要である。	保健 福祉 部	薬務 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
9-1-6 計量に関する知識の普及啓発						
6	<p>県民が容易に理解し自ら判断できるよう、計量に関するホームページの内容を充実するとともに、イベントへの出展や消費者等支援事業等を実施し、計量に関する知識や計量制度の普及啓発を行います。</p>	<p>1 ホームページの内容充実を図る。 新型コロナウイルス感染症対策のために講じた検定・検査業務等の臨時的措置について、県民に周知し混乱の防止に努める。</p> <p>2 計量に関する普及啓発を行う。 新型コロナウイルス感染症対策のため、親子計量体験教室及び計量出前教室の実施を取りやめた。 代替として以下の施策を実施する(予定) (1)各種メディアで計量の普及啓発を展開する。 ・新聞の県政広報に定期検査の周知記事を掲載(8月23日付け民報・民友) ・計量強調月間である11月に県政広報テレビ番組で定期検査に関する周知を実施する予定。(検討中) (2)計量に対する理解を深めてもらう計量パネル展を行うよう調整中。 【実施予定場所】 県庁2階連絡通路 コラッセふくしま1階エントランスホール</p> <p>3 イベントに参加する。 ・計量記念日街頭啓発</p>	<p>1 ホームページの内容更新を図った。 当所の事業を紹介するとともに、計量に関する知識や制度等を分かりやすく情報提供し、理解の促進を図った。 【主な内容】(括弧は更新回数) ・定期検査の日程の告知(10回) ・計量事業者に対する情報提供(6回) ・主任計量者試験実施の告知(2回) ・普及啓発関係(3回) ・事業概要(各種資料・データ)の公開(1回) ・その他(商品量目立入検査の結果)(1回)</p> <p>2 「福島県からのお知らせ」(新聞広報)への掲載 ・掲載日8月23日 ・内容「特定計量器の定期検査について」</p> <p>3 「計量パネル展」の実施 計量検定所の業務(検定・定期検査)の様態や、普及啓発活動を紹介する写真及び計量に対する理解を深めていただくパネル展示を行った。 ・県庁内連絡通路 11月24日-27日 ・コラッセふくしま 1月25日-26日</p> <p>4 農業短期大学校での計量法の講義 将来農業への従事を志向する学生に対し、適正計量の意義と計量法の概要について講義を行った。 ・実施日 11月17日 ・受講者数 約60名</p>	<p>新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、「街頭啓発活動」、「親子計量体験教室」、小学校を巡回して行う「計量出前教室」については実施を見合わせた。 代案として県庁内及び福島市内において計量に関する写真やパネルを展示し、計量に対する理解を喚起する「計量パネル展」を実施した。 今後はコロナ禍における状況を踏まえ、メディア、Web、SNSの活用を図り、効果的に普及啓発を行う方法を検討する必要がある。</p>	商工 労働 部	商工 総務 課
(2) 消費者被害の救済						
9-2-1 県消費生活センターの相談対応機能強化						
7	<p>県消費生活センターの相談時間を拡大するとともに、第4日曜日の無料法律相談のほか、平成28年6月より第4日曜日の電話相談の実施等に努め、消費者トラブルを抱える県民の利便性向上を図ります。</p>	<p>・相談時間の拡大 平日9:00～17:00の相談時間を9:00～18:30まで拡大して運用する。 第4日曜日9:00～16:30まで、電話相談を実施する。 ・日曜無料法律相談の実施 第4日曜日に司法書士による無料法律相談を12回実施する。</p>	<p>・相談時間の拡大 平日9:00～17:00の相談時間を9:00～18:30まで拡大して運用した。(相談件数428件) 第4日曜日9:00～16:30まで、電話相談を実施した。(相談件数94件) ・日曜無料法律相談の実施 第4日曜日に司法書士による無料法律相談を6回実施した。(相談件数7件)</p>	<p>市町村の窓口が相談を行っていない時間帯や日曜日に相談を行い、県民の利便性の向上を図れた。</p>	生活 環境 部	消費 生活 課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
9-2-2 市町村相談窓口の充実等の支援						
8	最も身近な行政機関である市町村において消費者トラブルに関する相談が適切に行われるよう、市町村の消費生活センターの設置や相談窓口の充実強化に向けた取組への支援を行います。また、すでに設置されている市町村の消費生活センターの間で被害情報の共有を行うなど、連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を5市2町48回実施する。</li> <li>市町村の新任消費生活相談員のOJT研修を実施する。</li> <li>市町村における消費生活相談体制強化 関係自治体に対する生活相談体制強化を働きかけていく。</li> <li>財政支援を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村における消費生活相談員のレベルアップ支援 県消費生活センターの相談員による市町村への巡回訪問指導を5市2町40回実施した。</li> <li>市町村における消費生活相談体制強化 関係自治体に対する生活相談体制強化のため、体制強化協議会を開催するなどの働きかけを行い、会津若松市を中心とする3市町、喜多方市を中心とする3市町村の広域連携による相談窓口の設置について合意した。</li> <li>市町村における消費生活相談体制強化 関係自治体に対する生活相談体制強化のため、体制強化協議会を開催するなどの働きかけを行った。</li> <li>財政支援を実施した。 23市町村、60,290千円。</li> </ul>	新型コロナウイルス流行の影響のある中、市町村の相談窓口を前年度並みに訪問し支援することができた。また、広域連携により令和3年度より新たに4町村に相談窓口を設置することができた。	生活環境部	消費生活課
9-2-3 多重債務者対策の実施						
9	多重債務者対策については無料法律相談を実施するとともに、多重債務者対策協議会等で、市町村や庁内外の関係機関等との連携の下、効果的な推進方策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料法律相談 県消費生活センターにおける、弁護士及び司法書士による無料法律相談を48回実施する。</li> <li>県消費生活センターにおける、ファイナンシャルプランナーによる無料生活再建相談を12回実施する。</li> <li>県中、県南、会津地方振興局における、弁護士による無料法律相談を18回実施する。</li> <li>多重債務者対策協議会 年1回、書面による情報交換を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料法律相談 県消費生活センターにおける、弁護士及び司法書士による無料法律相談を45回実施した。</li> <li>県消費生活センターにおける、ファイナンシャルプランナーによる無料生活再建相談を12回実施した。</li> <li>県中、県南、会津地方振興局における、弁護士による無料法律相談を14回実施した。(相談件数計128件)</li> <li>多重債務者対策協議会 令和3年2月に書面による情報交換を実施した。</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症の影響のある中、弁護士会などと調整の上、無料法律相談を適宜実施した。また、関係機関等と新型コロナウイルス流行の影響なども考慮して情報交換を行った。	生活環境部	消費生活課
9-2-4 製品事故の原因調査						
10	消費者から寄せられた消費生活用製品の事故相談や情報に基づき、国民生活センター等と連携し事故の原因究明に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不都合のある商品に関して、消費者からの依頼に従って、県消費生活センターより国民生活センターに商品テストを依頼し、原因究明に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不都合のある製品に関して、消費者からの依頼に基づき、県消費生活センターから国民生活センターに商品テストを1回依頼し、原因究明に努めた。</li> </ul>	国民生活センターにおいて成分分析等を行うことにより、消費者の製品に対する不安解消につながるよう努めた。	生活環境部	消費生活課
9-2-5 医薬品に関する正しい知識の普及啓発						
11	医薬品に関する正しい知識の普及啓発及び健康被害防止のため、医薬品等の苦情相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民を対象とした薬の知識に関する出前講座を実施する。</li> <li>医薬品等の苦情相談を継続して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民を対象とした薬の知識に関する出前講座を実施 実施回数：4回 参加者数：86名</li> <li>医薬品等の苦情相談室の設置 処理件数：56件 相談内容：医療用・一般用医薬品や健康食品に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、薬の知識に関する出前講座の実施件数は大幅に減少した。今後はオンライン講座形式での実施も検討する必要がある。</li> <li>苦情相談室における処理件数は前年度より増加していることから、医薬品等による健康被害防止のため、引き続き当該相談室の設置は必要である。</li> </ul>	保健福祉部	薬務課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(3) 事業者及び事業者団体への監視及び指導</b>						
<b>9-3-1 違反事業者への指導・勧告</b>						
12	必要に応じ事業者が守るべき基準を設定するとともに、基準や法律等に違反する事業者に対して、是正に向けた指導や勧告を行います。また、不当な取引を行う悪質事業者に対しては、消費者等からの情報を基に業務停止命令等の処分を迅速に行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随時、基準や法律等に違反する事業者に関する情報収集や調査を行い、必要に応じて事業者に対し、是正に向けた指導や勧告、業務停止命令等の処分を迅速に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景品表示法関連で4件調査を行い、うち4件に口頭による注意をした。</li> <li>・ 特定商取引法関連で6件調査を行い、うち1件に口頭による指導をした。</li> </ul>	職権や相談などより法律違反の恐れのある事案を把握した場合は調査を実施し、事業者に対して必要な指導、注意を行った。引き続き、法令等に違反する事業者に対して、適切に対応していく。	生活環境部	消費生活課
<b>9-3-2 国、他の都道府県、市町村との連携</b>						
13	国及び他の都道府県との情報共有を推進するとともに、市町村窓口との連携強化を行うことにより悪質事業者の早期実態把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や他都道府県との情報共有や、市町村への情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定商取引法関連で、国や他県と情報共有をした。</li> <li>・ 市町村に対して、消費者関連法や事業者に関する情報提供をした。</li> </ul>	国や他県との情報共有や市町村への情報提供を速やかに実施した。引き続き、国、他県、市町村との連携を強化していく。	生活環境部	消費生活課
<b>9-3-3 事業者団体との連携</b>						
14	事業者団体との意見交換の場を確保し、各業界の情報把握に努めるとともに、関連事業者団体を通じた要請を行うことにより、県民の消費生活の安定及び向上に向けた業界全体の取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者団体との意見交換や、関連事業者団体を通じた要請を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年11月9日(公社)全国家庭電気製品公取協主催の家電製品の不当表示防止に係る店頭調査に参加。</li> <li>4班により4店舗で調査を実施。</li> <li>テレビ520台、冷蔵庫486台、エアコン1,258台、洗濯機376台について不当な価格表示が無いことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年よりも調査店舗数も少なく少人数での店頭調査となった。</li> <li>・ 大型家電販売店での価格表示は適切に行われていた。引き続き、事業者団体と協力し、正しい価格表示が行われるよう、注意喚起を行っていく。</li> </ul>	生活環境部	消費生活課
<b>9-3-4 健康食品等による健康被害防止</b>						
15	県民に対して健康食品等をインターネット等により安易に個人輸入することの危険性について注意喚起を行います。健康食品等の買い上げ検査により医薬品成分が検出された場合は、販売業者に対して販売・広告中止及び回収等の指示を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品等の苦情相談室を設置し、随時相談を応需しながら消費者教育を実施する。</li> <li>・ 健康食品等の買い上げ検査を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品等の苦情相談室の設置し、県民からの相談に随時応需し、健康食品等に関する注意喚起を行った。</li> <li>処理件数：56件</li> <li>・ 健康食品等の買い上げ検査を行った。</li> <li>買い上げ数：1個</li> <li>検査結果：医薬品成分検出なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情相談室における処理件数は前年度より増加しており、相談のあった県民に対し、直接健康食品等に関する注意喚起を行うことができている。</li> <li>・ 県内の健康食品等販売店において無承認無許可医薬品の販売が行われることのないよう監視指導を継続するとともに、買い上げ検査も実施していく必要がある。</li> </ul>	保健福祉部	薬務課
<b>9-3-5 適正計量の徹底に向けた関係事業者への監視指導</b>						
16	適正な計量の実施の確保と消費者保護の観点から、特定計量器使用事業者及び特定商品販売事業者への立入検査を実施するなど、関係事業者に対する監視指導の強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の立入検査で改善指導をした事業者への立入検査を優先的に実施し、不適正再発防止についての指導強化に努める。</li> </ul>	前年度の立入検査で違反のあった特定計量器使用事業者(水道メーター及びガスメーター)の2事業所に再立入検査を行い、改善していることを確認した。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、予定していた立入検査を実施できなかったが、不適正再発防止の監視指導となる立入検査を継続して実施していく必要がある。	商工労働部	商工総務課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
9-3-6 貸金業者に関する苦情相談等への対応						
17	苦情や相談等により問題があると考えられる貸金業者に対しては、資金需要者保護の観点から随時立入検査を実施し、違法行為や重大な問題が判明した場合は、法に基づき適正に対応します。	・苦情や相談等により問題があると考えられる貸金業者に対しては、資金需要者保護の観点から随時立入検査を実施し、違法行為や重大な問題が判明した場合は、法に基づき適正に対応する。	・消費者等からの苦情・相談が発生しなかったため、それに伴う立ち入り検査も実施しなかった。	・今後も、消費者からの苦情・相談が発生した際には、随時立入検査を実施し、違法行為等が発生した際には、適正に対応していく。	商工 労働 部	経営 金融 課



## 10 犯罪被害者等支援の推進

No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進</b>						
<b>10-1-1 犯罪被害者等支援団体の活動促進</b>						
1	(公社) ふくしま被害者支援センターは、被害者等に対する電話及び面接相談、物品の供与又は貸与、付き添い支援などの役務の提供、犯罪被害者等給付金の裁定申請補助等のほか、犯罪被害者等支援の必要性・重要性に関する広報及び啓発事業等を実施しています。その円滑な活動を促進するため、各種援助を行います。	・昨年度に引き続き、相談業務・相談支援研修業務・広報活動業務について、ふくしま被害者支援センターに業務委託するなど、財政的援助を図る。【2, 546千円】	・ふくしま被害者支援センターと共催で、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ授業」を開催した。さらに、相談業務・相談支援研修業務・広報活動業務について、県警察からふくしま被害者支援センターに業務委託するなど、財政的援助を図った。【2, 545千円】	・子供を亡くした親の思いや生命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ授業」の実施により、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上が図れた。県の厳しい財政状況の中、ふくしま被害者支援センターに対する業務委託費用を前年同等確保し、財政的援助を図ることができた。	警察本部	県民サービス課
<b>(2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援</b>						
<b>10-2-1 総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進</b>						
2	国、県、市町村、警察、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画・指針等の策定を支援します。	・昨年度に引き続き、同イベントを開催する予定。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施している「支援の輪をひろげるつどい」は開催せず、代替え措置として被害者支援に関する動画やポスター・リーフレット等を活用した広報啓発活動を行った。	・県警ホームページにおいて、「犯罪被害者遺族の声」と題する動画を公開することにより、犯罪被害者遺族の置かれている状況や被害者支援の重要性を広く県民に広報することができた。	警察本部	県民サービス課
		・市町村や関係機関と犯罪被害者等支援の情報について随時情報を共有するとともに、研修会等の機会を通じて意見を交換し、連携を図る。	・犯罪被害者等支援の情報について随時市町村等へ情報提供するとともに、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、講義を通じて被害者支援の意識の醸成を図った。	・国や市町村等と犯罪被害者等のための施策について情報共有を行うとともに、市町村職員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催するなど、関係機関との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を推進することができた。 ・市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画・指針等の策定について、今後さらに働きかけをしていく必要がある。	生活環境部	男女共生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>10-2-2 関係団体等の連携による支援体制の充実</b>						
3	福島県被害者等支援連絡協議会及び各被害者等支援地域ネットワークの各会員相互連携による、各種支援活動や広報啓発活動が円滑に行われるよう支援します。また、「犯罪被害者支援ハンドブック」を活用しながら、市町村、既存の民間団体、その他の関係機関団体と連携して犯罪被害者等の支援体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村や関係機関と犯罪被害者等支援の情報について随時情報を共有するとともに、研修会等の機会を通じて意見を交換し、連携を図る。</li> <li>【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】 (あくまで予定、変更となる可能性あり。)</li> <li>開催日：令和2年11月末～12月 13:00～15:30</li> <li>場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室</li> <li>対象者：市町村職員、関係機関職員等30名程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体等の犯罪被害者等支援に係る各種活動や広報啓発活動が円滑に行われるよう、随時市町村等への情報提供を行うとともに、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、「犯罪被害者支援ハンドブック」を活用した相談対応について研修を行うなど、犯罪被害者等の支援体制の充実に努めた。</li> <li>【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】 開催日：令和2年11月25日(水) 13:00～15:55</li> <li>場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室</li> <li>参加人数：市町村職員、関係機関職員等15名</li> <li>○内容</li> <li>講義1「交通事故被害者遺族の心情について」 講師：岡崎照子さん(交通事故被害者御遺族)</li> <li>講義2「福島県警の被害者支援の取組について」 講師：菅野秀明主幹(福島県警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室長)</li> <li>講義3「ふくしま被害者支援センターの取組とSACRAふくしまについて」 講師：熊田真市専務理事(公益社団法人ふくしま被害者支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援の情報について随時市町村等への情報提供を行うとともに、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、「犯罪被害者支援ハンドブック」を活用した相談対応について研修を行うなど、犯罪被害者等の支援体制の充実に努めることができた。</li> <li>今後も取組を継続し、犯罪被害者等の支援体制の充実に努めていく。</li> </ul>	生活環境部	男女共生課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、福島県被害者等支援連絡協議会総会及び各被害者支援地域ネットワーク総会を開催する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福島県被害者等支援連絡協議会総会は書面議決により実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の活動状況報告、今年度の活動計画の承認を得るとともに、関係機関団体等との連携協力の必要性、被害者支援の重要性について、より深い理解の浸透に努めた。</li> </ul>	警察本部	県民サービス課
<b>10-2-3 国、他都道府県及び市町村との連携による情報共有</b>						
4	内閣府が主催する都道府県・政令指定都市の担当課長会議及び北海道・東北ブロック研修会等において、国等との情報の共有を図るとともに、市町村職員等を対象とする犯罪被害者施策研修会などを通じ、市町村との連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が主催する都道府県・政令指定都市主管課室長会議が新型コロナウイルスの影響で書面開催となり、国及び各都道府県・政令指定都市等と書面上で情報交換を行う。また、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、警察庁が主催する都道府県・政令指定都市主管課室長会議が書面開催となり、国等との情報交換を行うことはできなかったが、各種資料により国の動向や他都道府県の参考となる取組の情報を収集した。また、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、市町村と情報を共有した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察庁が主催する都道府県・政令指定都市主管課室長会議や市町村職員等を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、国や市町村との情報共有を行うことができた。</li> <li>今後も取組を継続し、国、他都道府県及び市町村との連携と情報共有を行っていく。</li> </ul>	生活環境部	男女共生課
<b>10-2-4 市町村の取組の促進</b>						
5	市町村職員を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、被害者支援の意識の醸成、支援体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、被害者遺族等の講義を通じて、被害者支援の意識の醸成及び支援体制の充実に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、被害者支援の意識の醸成及び支援体制の充実に努めることができた。</li> <li>市町村職員の参加が少なかったことから、開催方法(オンライン開催等)や周知方法を見直す必要がある。</li> </ul>	生活環境部	男女共生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
10-2-5 関係機関等の連携による性犯罪被害者の相談・支援体制の充実						
6	性暴力等被害者等を支援するため、福島県警、福島県産婦人科医会、ふくしま被害者支援センター、福島県、福島県教育委員会の5機関で運用している「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」に加え、関係機関団体等が連携・協力し、性暴力等被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支援を行うため、更なる支援体制の充実を図るとともに、県民に広く周知広報します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種講演等の機会を捉えて「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」の効果的な広報周知を行うとともに、5機関でのより強固な連携と協力体制を構築し、性暴力等被害者への適切な支援を推進する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5機関で連携・協力し、「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」による性暴力等被害者への相談及び支援体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援施策研修会の開催や広報カードの配布等により県民に広く周知広報を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5機関の連携・協力により、「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま」を運用し、性暴力等被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支援に努めた。</li> <li>今後も更なる支援体制の充実を図るとともに、県民への周知広報の強化を行っていく。</li> </ul>	生活環境部	男女共生課
(3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発						
10-3-1 被害者等支援に関する普及啓発						
7	被害者等支援に対する県民の理解と協力を得るため、広報誌等の各種メディアを活用した広報、機会を捉えながらの被害者等支援講話、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用した各種啓発活動に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度に引き続き、犯罪被害者支援イベント及び被害者に優しい地域作り事業等の機会を捉えた各種広報啓発活動を実施する予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施している「支援の輪を広げるつどい」は開催せず、代替え措置として被害者支援に関する動画やポスター・リーフレット等を活用した広報啓発活動を行った。</li> <li>被害者に優しい地域作り事業として、「ミニ講座」を実施した。</li> <li>出前型「ミニ講座」における広報 343回 14,981人</li> <li>県警ラジオ番組に出演し、各種被害者支援施策や制度について広報するなど、周知を図った。</li> <li>ラジオ放送による広報 14回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警ホームページにおいて、「犯罪被害者遺族の声」と題する動画を公開することにより、犯罪被害者遺族の置かれている状況や被害者支援の重要性を広く県民に広報することができた。</li> <li>会社や学校等の職域において、警察職員が被害者遺族の手記の朗読や犯罪被害者支援施策に関する講話を実施し、被害者遺族の置かれている状況や被害者支援の重要性を広く県民に広報することができた。</li> <li>県内のラジオ放送に出演することにより、各種被害者支援施策等について広く県民に広報することができた。</li> </ul>	警察本部	県民サービス課
7	被害者等支援に対する県民の理解と協力を得るため、広報誌等の各種メディアを活用した広報、機会を捉えながらの被害者等支援講話、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用した各種啓発活動に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページや各種メディアを活用するとともに、各種イベント会場内における広報など、あらゆる機会を活用し各種啓発活動に努める。</li> <li>【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】 (あくまで予定、変更となる可能性あり。)</li> <li>開催日：令和2年11月末～12月13：00～15：30</li> <li>場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室</li> <li>対象者：市町村職員、関係機関職員等30名程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者週間に合わせて、ホームページへの掲載や庁内連絡通路及び県民ホールでのパネル展示等により啓発活動を行った。</li> <li>また、市町村職員や相談員を対象とした犯罪被害者等支援施策研修会を開催し、被害者遺族等の講義を通じて啓発活動を行った。</li> <li>【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】</li> <li>開催日：令和2年11月25日(水)13：00～15：55</li> <li>場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室</li> <li>参加人数：市町村職員、関係機関職員等15名</li> <li>○内容</li> <li>講義1「交通事故被害者遺族の心情について」 講師：岡崎照子さん(交通事故被害者御遺族)</li> <li>講義2「福島県警の被害者支援の取組について」 講師：菅野秀明主幹(福島県警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室長)</li> <li>講義3「ふくしま被害者支援センターの取組とSACRAふくしまについて」 講師：熊田真市専務理事(公益社団法人ふくしま被害者支援センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者週間や犯罪被害者等支援施策研修会を通じて各種啓発活動を行うことができた。</li> <li>今後も取組を継続し、被害者支援に関する普及啓発を行っていく。</li> </ul>	生活環境部	男女共生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
<b>10-3-2 犯罪被害者週間による周知啓発</b>						
8	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせて、啓発事業を集中的に実施するとともに、広報誌等の各種メディアを活用した広報などによる周知啓発に取り組めます。 また、市町村や関係機関・団体等に対して、同週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう働き掛けを行います。	・昨年度に引き続き、各種広報啓発活動を実施する予定。	・犯罪被害者週間に合わせて、市町村や関係機関・団体等に対して、リーフレット等を送付した。	・新型コロナウイルス感染症の影響により街頭活動が実施できなかったため、関係機関・団体等に対して、リーフレット等を送付し犯罪被害者等への理解の増進を図るための周知をすることができた。	警察本部	県民サービス課
		・犯罪被害者週間に併せて、ホームページやSNS等で周知を行う。また、県警察本部、ふくしま被害者支援センターと共催で「支援の輪を広げるつどい」を開催する。（新型コロナウイルスの関係で中止となる可能性あり。）市町村に対しては、同週間における啓発事業の取組について依頼する。	・犯罪被害者週間に合わせて、ホームページへの掲載や庁内連絡通路及び県民ホールでのパネル展示等により周知を行うとともに、市町村に対して同週間における啓発事業の実施を文書で依頼した。	・犯罪被害者週間に合わせて、集中的に周知啓発に取り組むとともに、市町村に対し啓発事業実施の働き掛けを行うことができた。 ・今後も取組を継続し、犯罪被害者等への理解の増進に向けた周知啓発を行っていく。	生活環境部	男女共生課
<b>10-3-3 各種公的制度の周知</b>						
9	診断書等経費や性犯罪被害者に対する初診料等の公費負担制度、カウンセリング制度など各種公的制度を実施するとともに、その制度の周知を図ります。	・昨年度に引き続き、公費負担制度の適正な運用及びその制度の周知を図る。	・各種公費負担制度を適正に運用するとともに、各種支援施策等について、あらゆる機会を活用した広報啓発活動を実施するなど周知を図った。	・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により街頭での広報活動は実施できなかったが、県警ホームページ等により、公費負担制度等の県民への周知が図れた。	警察本部	県民サービス課
		・市町村の担当職員を対象とした研修会やホームページ、SNS等で同制度の周知を図る。 【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】 （あくまで予定、変更となる可能性あり。） 開催日：令和2年11月末～12月13：00～15：30 場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室 対象者：市町村職員、関係機関職員等30名程度	・警察に相談できない性暴力被害者への医療費（診察、処置、検査費用等）の助成事業を実施した。 助成件数：14件 また、犯罪被害者等支援施策研修会及び広報カードの配布等により、市町村担当者及び県民へ制度の周知を図った。 【令和2年度犯罪被害者等支援施策研修会】 開催日：令和2年11月25日（水）13：00～15：55 場所：ビッグパレットふくしま 3階 研修室 参加人数：市町村職員、関係機関職員等15名 ○内容 講義1「交通事故被害者遺族の心情について」 講師：岡崎照子さん（交通事故被害者御遺族） 講義2「福島県警の被害者支援の取組について」 講師：菅野秀明主幹（福島県警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室長） 講義3「ふくしま被害者支援センターの取組とSACRAふくしまについて」 講師：熊田真市専務理事（公益社団法人ふくしま被害者支援センター）	・警察に相談できない性暴力被害者への医療費の助成事業を実施するとともに、犯罪被害者等支援施策研修会の開催や広報カードの配布等により、制度の周知を行うことができた。 ・今後も取組を継続し、同制度の周知を行っていく。	生活環境部	男女共生課



No.	施策展開の方向と取組	令和2年度 取組(事業実施)予定	令和2年度 取組状況(実績)	令和2年度の取組に関する評価 ※取組の成果や課題等	担当 部局	担当 課
10-3-4 中高生等に対する被害者支援の啓発						
10	中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組みます。	・昨年度に引き続き、「命の大切さを学ぶ授業」を県内の中学校15校、高校7校で実施する予定。	・県内の中学校及び高校において、犯罪被害者遺族等による「命の大切さを学ぶ授業」を開催した。 中学校2校(352名)、高校1校(331名)、合計683名	・子供を亡くした親の思いや生命の大切さを直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ授業」の実施により、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上が図れた。	警察 本部	県民 サービス 課
10-3-5 学校へのカウンセラー派遣						
11	心に傷を負った児童生徒に対して、臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を持つスクールカウンセラーを派遣して心のケアに当たるなど、保護者・学校関係者等の連携の下、児童生徒がPTSD等にならないよう、心の回復を支援します。	・重大事件発生時に、学校の要請により、臨床心理士2名を1日7時間で3日間派遣し、心のケアにあたる。	・重大事件発生時に、学校の要請により、臨床心理士2名を1日7時間で3日間派遣し、心のケアにあたった。	・令和2年度緊急派遣を実施した5校にアンケート調査を実施した。いずれの質問にも「満足」、「効果的」といった回答であった。学校に関わる重大な事件・事故発生時に学校に派遣したスクールカウンセラーが、児童生徒の心のケアはもちろん、学校体制の支援に向けて教職員のバックアップを果たすことができた。	教育 庁	義務 教育 課